

（ル罪 第五節 免狀鑑札及疾病證書ヲ偽造スル罪）
附加ス但官印ヲ偽造シ又ハ盜用シタル時ハ偽造官印ノ各本條ニ照シテ處斷ス

官の免狀は總て營業の許しを得たる書き附けにして鑑札も亦同しく免許を證明する切符の如きものなり是等の物を故意に偽造して使用したる者は條文に示すが如く一月以上一年以下の重禁錮に處せられ併せて四圓以上四十圓以下の罰金を科せらるるものなり然れども是等の物を偽造するが爲めに官署の印章を偽せ造り又は其實物を盜み捺す等の事を爲したる時は前節なる官印偽造の本條に照らし其重きものに依つて處分するものなり

第二百十四條 屬籍身分氏名ヲ詐稱シ其他詐偽ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ケタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

官吏情ヲ知テ其免狀鑑札ヲ下付シタル者ハ一等ヲ加フ
前條に述べたる免狀鑑札等を得んが爲めに自分の屬する戶籍及身分姓名等を詐りて官吏を欺き其他詐りの事柄を以て之を得たる者は條文に示すが如く十五日以上

六月以下の重禁錮に處せられ二圓以上二十圓以下の罰金を併せて科せらるるものなり

第二項は此等の免狀鑑札等の下渡しをなすを掌る官吏にして其詐りたることを知つて下渡しを爲したる時は本條の刑に一等を加ふるなり

第二百十五條 公務ヲ免カル可キ爲メ醫師ノ氏名ヲ用ヒ疾病ノ證書ヲ偽造シテ行使シタル者ハ自己ノ爲メニシ他人ノ爲メニスルヲ分タス一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

醫師囑託ヲ受ケテ其詐偽ノ證書ヲ造リタル者ハ一等ヲ加フ
公務とは公けの務めにして假令は裁判所の呼出しに應じて證人となるか如き自分の爲すべき義務を免れんとし正しき理由を作る爲めに醫師の氏名を用ゐて病氣等の診斷證書等を偽造り之を使用したる者は自分が自分の爲めに作りたる他人の爲めに頼みを受けて作りたるを問はず條文に示すが如く一年以上一年以下の重禁錮に處せられ併せて三圓以上三十圓以下の罰金を科せらるるものなり

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第四章 信用ヲ害スル罪 第五節 免狀鑑札及疾病證書ヲ偽造スル罪) 百八十二

醫師を業とする者にして其頼みを受け病氣にあらざるものを病氣と詐はる證書を作らるがため之を行使したる時は其情尤も重きものなれば本條の刑に一等を加ふるなり

第二百十六條 陸海軍ノ徵兵ヲ免カル可キ爲メ疾病ノ證書ヲ偽造シテ行使シタル者及ヒ囑託ヲ受ケテ其詐偽ノ證書ヲ造リタル醫師ハ前條ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ

陸軍海軍の兵役は國民の必ず服すべき義務なれば之を免れんが爲に疾病にて應ずる能はざる等の證書を偽り造り使用したる者及頼みを引受けて其詐りの證書を造りたる所の醫師は前條の例に照して一等を加ふるなり凡て是等の罪は其國民の大義務を盡さざるものにして其罪尤も重きものなればなり

第二百十七條 免狀鑑札及ヒ疾病ノ證書ヲ増減變換シテ行使シタル者ハ亦偽造ノ刑ニ同シ

前條に述べたる免狀鑑札等を偽造せしに非らざるも自から之を變換又は増減して使用したる者も亦偽造と同様の罪に依て處分すべきものなり

第六節 偽證ノ罪

偽證とは證人を爲つて裁判所に呼出されたる者が訴訟の争點又は訊問に重要な事實に對して知りつく詐りの申立をなして被告人の罪を庇はい又は被告人を罪に陥るゝ等の事實を詐り述ぶるものにして之が爲めには罪のあるものを罰せず罪のなきものを罰するが如きとありて其事情甚重きものなれば本節を設けて以て其刑を規定したるものなり

第二百十八條 刑事ニ關スル證人トシテ裁判所ニ呼出サレタル者被告人ヲ曲庇スル爲メ事實ヲ掩蔽シテ偽證ヲ爲シタル時ハ左ノ例ニ照シテ處斷ス

- 一 重罪ヲ曲庇スル爲メ偽證シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
- 二 輕罪ヲ曲庇スル爲メ偽證シタル者ハ一月以上一圓以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第四章 信用ヲ害スル罪 第六節 偽證ノ罪) 百八十三

三 違警罪ヲ曲庇スル爲メ偽證シタル者ハ違警罪ノ本條ニ依テ處斷ス

刑事即刑法上の事に關する證人として裁判所に呼出されたる者若し其被告人の罪を覆ひ隠して之を庇ふが爲めに見聞きしたる事柄を押つゝみて偽りの證言を爲したる者は左記の例に依りて處分するなり故に此罪を犯す者は凡て下の條件を備ふるにあらざれば罪ならす第一證人たるを裁判所に於て相當の手續即ち宣誓を爲して證人となりし事 第二知りつゝ詐りの陳述を爲したると其見聞したる事柄に就て有りしを無しといひ無きを有りしといふが如く事實に反對したる申立を爲す事 第三訴訟の本人即刑事被告人を庇ふの意を以て爲したる事の三條件を備ふるを必要となすなり

一 重罪に處せらるべき被告人を庇ふが爲めに詐りの證言を爲したる者は條文に示すが如く二月以上二年以下の重禁錮に處せられ四圓以上四十圓以下の罰金を併せて科せらるるものなり

二 輕罪の刑に處せらるべき被告人を庇ふて詐りの證言を爲したる時は第三項規定

の刑即ち一月以上一年以下の重禁錮に處せられ併せて二圓以上二十圓以下の罰金を科せらるるものなり

三 違警罪の刑に處せらるべき被告人を庇ふが爲めに詐りの證言を爲したる者は違警罪の本條即ち刑法第四百二十五條の第十四に規定せる刑に處せらるるものなり

第二百十九條 偽證ノ爲メ被告人正當ノ刑ヲ免カレタル時ハ偽證者ノ刑前條ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ

凡て裁判は單に證人の陳述にのみ依りて裁判するものにあらざれば假令證人が被告人を無罪ならしめんを欲して知りつゝ詐りを申立つるも他の證據に依りて處刑せらるるべし然れども若し證人が偽りの證言を爲して被告人を庇ばい夫が爲に被告人が正當に受くべき刑を免かれたる時は偽證者の所爲たるや社會に大害を及ぼすものなるを以て前條の例に依りて一等を加ふるものなり

第二百二十條 被告人ヲ陷害スル爲メ偽證ヲ爲シタル者ハ左ノ例ニ照シテ處斷ス

一 重罪ニ陷ラシムル爲メ偽證シタル者ハ二年以上五年以下

- ノ重禁錮ニ處シ十圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
- 二 輕罪ニ陷ラシムル爲メ偽證シタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
- 三 違警罪ニ陷ラシムル爲メ偽證シタル者ハ一月以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

前條は被告人を庇ふたる場合を規定したるものなれども本條は之に反して被告人を罪に陥し入れんとして詐りの證言を爲す者なり故に又其罪を成立する條件も第一第二は異るとなけぬが第三は前條に反して被告人を罪に陥るゝの心を以て爲したるもの條件を要するなり而して其刑は左に記載する所の如し

一 被告人を重罪の刑に陥れんとして詐りの證言を爲したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處せられ十圓以上五十圓以下の罰金を併せて科せらるゝなり

二 被告人を輕罪の刑に陥れんとして詐りの證言を爲したる者は第三項に記載する六月以上二年以下の重禁錮に處せられ四圓以上四十圓以下の罰金を併せて科せらるゝなり

三 違警罪の刑に陥らしむるが爲めに詐りの證言を爲したる者は第四項に記載する一月以上三月以下の重禁錮に處せられ二圓以上十圓以下の罰金を併せて科せらるゝなり而して本條の凡て前條の被告人を庇ふ罪より重き所以のものは畢竟罪なき者を罪に陥るゝものなるを以て其罪惡更らに惡むべきの度重ければなり

第二百二十一條 偽證ノ爲メ被告人刑ニ處セラレタル後ニ於テ偽證ノ罪發覺シタル時ハ偽證者ヲ其刑ニ反坐ス若シ反坐ノ刑前條ニ記載シタル偽證ノ刑ヨリ輕キ時ハ前條ノ例ニ照シテ處斷ス

其刑期限内ニ於テ偽證ノ罪發覺シタル時ハ現ニ經過シタル日數ニ照シテ反坐ノ刑期ヲ減スルコトヲ得但減シテ前條偽證ノ刑ヨリ降スコトヲ得ス

凡て偽證の罪は被告人の刑の未だ定まらざる場合に發覺したる時は未だ裁判官が罪を斷ずるの證させずして被告人は害を受くるもなければ只詐りの證言を爲して

官を侮りたるを罰するのみなるも被告人既に刑に處せられたる後に於て其偽證を爲したるもの發覺したる時は爲めに被告人に取返へすと能はざる苦しみを與へたる者なるを以て其偽證したる者を其刑に反坐せしむるなり其刑に反坐すとは即其被告人が處せられたると同じ刑に偽證者をも處刑して以て人に與へたると同じ苦しみを受けしむるを云ふ然れども若し其反坐すべき刑にして前に述べたる偽證の本刑より輕き時は反坐は反て偽證の本刑より輕き刑を受くるが如きに至るものなれば前條偽證の例に依りて處分するものなり

被告人が未だ刑に服し居る内に於て其偽證を爲したると發覺したる時は被告人が服役したる日數と相照らして其言渡されたる刑を科せざるも現に其服役したる日數まで反坐の刑を受くる期日を減ずるとを得るなり然れども其被告人の服役したる日にして極めて少なきも減して偽證の本刑より少なくするを得ざるなり

第二百二十二條 偽證ノ爲メ被告人死刑ニ處セラレタル時ハ反坐ノ刑一等ヲ減ス其未タ刑ヲ執行セサル前ニ於テ發覺シタル時ハ二等ヲ減ス

若シ被告人ヲ死ニ陥ル、ノ目的ヲ以テ偽證ヲ爲シタル時ハ死刑ニ反坐ス其未タ刑ヲ執行セサル前ニ於テ發覺シタル時ハ一等ヲ減ス

偽證を爲したるが爲めに被告人死刑に處せられ既に生命を奪はれたる時は前條の例より言へば又死刑に反坐すべきものなれども裁判官も一に其證人の偏言にのみ依りて罪を定めたるの過ちあるを以て反坐の刑より一等を減するものなり然れども其被告が未だ死刑を執行されざる前に於て其偽證が發覺したる時は反坐の刑より二等を減するものなり

若し最初より死に陥れんとするの目的にて偽證を爲したる者なる時は宛かも謀殺と異ならずして其情尤も重きものなるを以て矢張當然死刑に反坐すべきなり然れども此場合も亦前項の如く其被告人が死刑を執行せられざる以前に於て發覺したる時は其反坐すべき死刑より一等を減するものなり

第二百二十三條 民事商事又ハ行政裁判ニ關シテ偽證ヲ爲シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下

以上刑事に關する偽證罪なるには被告人を庇ひ又は罪に陥るゝの意を以て偽證するを要するも本條は民事商事又は行政上の事に關して偽證を爲したるときは刑事と異り其原告被告を庇はんとためなるを又は陥る爲めなるを問はず其害身體に及ぶが如くに取返し付かざるものにあらざるを以て條文に示すが如く一月以上一年以下の重禁錮に處し併せて五圓以上五十圓以下の罰金に處するものなり

第二百二十四條 鑑定又ハ通事ノ爲メ裁判所ニ呼出サレタル者
詐僞ノ陳述ヲ爲シタル時ハ前數條ニ記載シタル偽證ノ例ニ照
シテ處斷ス

鑑定とは學術若くは職業に依りて目きくを爲す者を云ひ通事とは外國の語を譯して通辨を爲す者を云ふ是等の者裁判所に呼出され鑑定又は通譯を命せられたる時に宣誓に違ひ詐りの申立を爲したる者は前數條に記載したる偽證の例に依つて同様處刑するものなり

第二百二十五條 賄賂其他ノ方法ヲ以テ人ニ囑託シテ偽證又ハ

詐僞ノ鑑定通事ヲ爲サシメタル者ハ亦偽證ノ例ニ同シ
金錢又は物品等を贈り賄賂或は其他の仕方に依り人に頼みて偽證又は詐りの鑑定詐りの通辨等を爲さしめたる者も亦偽證と同一罪に處するものなり而して本條の其他の方法と云ふは法文に之を明かに示さざるも脅迫即ちごし欺きすかして之を誘ひ又は權力を以て之を強ゆる等の方法に依るを云ふものなり

第二百二十六條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者其事件ノ裁
判宣告ニ至ラサル前ニ於テ自首シタル時ハ本刑ヲ免ス

此第六節に記載したる罪を犯したる者其證人となりたる事件の未だ裁判の宣告あらざる以前に自から偽證等を爲したる旨を申出でたる時は社會に害を興ふることなきのみならず亦無辜を罰するの恐れ之れなきが故に自首の本質の例外として全く本刑を科せざるものなり

第七節 度量衡ヲ偽造スル罪

度即ち尺度、量即ち衡、衡即ち秤等は社會に必要なの器具にして殊に商業上に於ては一日も欠くべからざる物なれば官に於て其真正を保證し官の許可を得ずして妄り

に製造するに能はざるものなり故に之を偽造したる者は本節の規定に依て其刑を科するものなり

第二百二十七條 度量衡ヲ偽造シ又ハ變造シテ販賣シタル者ハ
一年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上五十圓以下ノ罰金
ヲ附加ス但官ノ記號印章ヲ偽造シ又ハ盜用シタル時ハ偽造官
印ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

度量衡の諸器は前にも述べし如く妄りに之を製造する能はざるものなれば其許可を得ざる者に於て之を偽せて製造し又は其寸尺量目方等を變じて販賣したる者は一年以上五年以下の重禁錮に處せられ併せて十圓以上五十圓以下の罰金を科せらるるものなり而して本條の罪を成立せんには左の二條件を必要とす

第一度量衡を偽造又は變造する事 第二之を賣る事の二個是れなり但し官の證明する記るし印章等を偽せ造り又は其記號印章等を私かに盜みて捺し用ゐたる時は偽造官印の本條に照らし其重きものに依て處分するものなり

第二百二十八條 偽造變造ノ情ヲ知テ其度量衡ヲ販賣シタル者

ハ前條ノ刑ニ一等ヲ減ス

偽造變造の度量衡たるの事柄を知り其偽造變造したる度量衡を販賣したる者は前條の刑より一等を減するなり即此罪の成立するには偽造變造の實を知りたる事及之を賣捌きたる事の二條件なりとす

第二百二十九條 商賈農工定規ヲ増減シタル度量衡ヲ所有シタル者ハ一月以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

若シ其度量衡ヲ使用シテ利ヲ得タル者ハ詐欺取財ヲ以テ論ス
商人及農工等の度量衡を用ゐる者にして度量衡法に定めたる規程を増減したる度量衡を所有したる者は一月以上三月以下の重禁錮に處せられ併せて二圓以上二十圓以下の罰金を科せらるるものなり而して若し其商人農工等にして度量衡法に定めたる規程に適合ぬ度量衡を使用して利を得たる者は詐欺を以て財物を取りたる者として後條の詐欺取財を以て之を處分するものなり

第二百三十條 人ノ囑託ヲ受ケテ度量衡ヲ偽造シ又ハ變造シタル者
(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第四章 信用ヲ害ス) 百九十三

ル者ハ其囑託シタル犯人ノ刑ニ照シ各一等ヲ減ス

人の頼みに依りて度量衡を偽せて造り又は變造したる者は其之を頼みたる者の刑に照らして一等を減するなり是れ囑託を受けて偽造變造する者は其製造の一事に因りて利を得ればなり

第八節 身分ヲ詐稱スル罪

第二百三十一條 官署ニ對シ文書又ハ言語ヲ以テ其屬籍身分氏

名年齢職業ヲ詐稱シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處

ス

官署に對して書きもの又は言葉を以て其屬籍即ち華士族平民及府縣國郡市町村番地の如き事又は身分即ち父母子孫或は後見人云ふが如きも其他姓名年齢職業等を直接又は間接に詐りたる者は條文に示すが如く二圓以上二十圓以下の罰金に處せらるるものなり是れ警察上の取締を誤らしむればなり

第二百三十二條 官職位階ヲ詐稱シ又ハ官ノ服飾徽章若ハ内外

國ノ勳章ヲ借用シタル者ハ十五日以上二月以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

官職及位を詐り稱へ官職の無きに何官と稱し位のなきに従五位と稱するが如き又は官に於て用ゐる一定の衣服及其飾り或は徽章即ち陸軍の帽子に付したる星光の如き其他内國と外國とを問はず勳章等を用ゐる權なくして公けに用ゐたる者は條文に示すが如く十五日以上二月以下の輕禁錮に處せられ併せて二圓以上二十圓以下の罰金を科せらるるものなり是等は官の特に勳功ありたる者に與へし名譽の標章又は官職の印にして妄りに用ゐるべからざるものなるを以て斯くは處刑せらるるものなり

第九節 公選ノ投票ヲ偽造スル罪

公選の投票を偽造するとは政治上に關する公けの選舉に其投票を偽り造るものにして即ち國會議員府縣會議員の選舉の如き場合に於ては其規則に定めたる權利ある者に限りて之を行ひ得べきものなれば漫りに他人が之を偽りて投票するが如きとあらんには公益を害する甚しきものなるを以て本節に於て其罪を規定するもの

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第四章 信用ヲ害ス) 百九十六
ル罪 第九節 公選ノ投票ヲ偽造スル罪
なり

第二百三十三條 公選ノ投票ヲ偽造シ又ハ其數ヲ増減シタル者
ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰
金ヲ附加ス

公けの選舉即ち公けの事務に關する選舉に於て其投票を偽り造り以て其投票の數を増減したる時は條文に示すが如く一月以上一年以下の輕禁錮に處せられ併せて二圓以上二十圓以下の罰金を科せらるるものなり而して茲に偽造といふは一人にして二枚の投票を爲すが如き又は國會議員の選舉の如き豫め投票用紙を定め一人一枚より渡さざるものを之に偽せて其投票用紙を作り之を使用して投票せしが如き者を云ふなり

第二百三十四條 賄賂ヲ以テ投票ヲ爲サシメ又ハ賄賂ヲ受ケテ
投票ヲ爲シタル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ三圓以
上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

金錢財物を贈與し其他利を以て投票をなす權を有する者を誘ひ自己の當選を圖るも他人の當選を圖るもに拘らず以て投票を爲さしめたる者及之に應じて金錢財物其他の利を受けて投票を爲したる者は公明正大なる選舉の主意を失はしむるものなれば條文に示すが如く二月以上二年以下の輕禁錮に處せられ併せて三圓以上三十圓以下の罰金を科せらるるものなり

第二百三十五條 投票ヲ検査シ及ヒ其數ヲ計算スル者其投票ヲ
偽造シ又ハ増減シタル時ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ
四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

投票を検査し又は其投票の點數を計算する任を帯ぶる者にして投票を偽造し又は其投票を増し或は減したる時は其罪を犯すと容易なるのみならず其及ぼす所の害重大なるを以て條文に示すが如く六月以上三年以下の輕禁錮に處せられ四圓以上四十圓以下の罰金を併せて科せらるるものなり

第二百三十六條 調書ヲ作り投票ノ結局ヲ報告スル者其數ヲ増
減シ其他詐譎ノ所爲アル時ハ一年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第四章 信用ヲ害ス) 百九十七
ル罪 第九節 公選ノ投票ヲ偽造スル罪

シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

選舉の調べ書を作り投票の結果を報告する任にある者にして其被選人の點數等を増減し其他詐りの所業を爲して眞正の結果を詐はるものは其情尤も重きものなれば一年以上五年以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加せらるるものなり

第五章 健康ヲ害スル罪

衛生上に關するものは社會に大なる影響を及ぼすものにして文化の進歩に重大なる關係を有するが故に本章を設けて其罪を規定し以て公益を保護するものなり其所謂健康とは一人の健康を云ふに非ずして社會の健康を云ふものなり

第一節 阿片烟ニ關スル罪

阿片吸食の人身に害あるとは世の普れく知る處にして若し之が規定を設けて其用を禁ぜざるに於ては人々皆其美味に耽り其結果として怠惰放逸に流るるを彼の支那人の如くにして國を富まし文化を進むるを能はざるものなれば本節以下に之を規定して以て其社會の利益を保護するものなり

第二百三十七條 阿片烟ヲ輸入シ及ヒ製造シ又ハ之ヲ販賣シタル者ハ有期徒刑ニ處ス

阿片烟を外國より内國に輸入したるまき及内國に於て之を製造したるまき又は之を賣捌きたるまきは其犯人は有期徒刑に處せらるるものなり即ち本條の罪を成立するには阿片烟を輸入すると之を製造する事及之を賣捌く事の三條件を要するものなり然れども其藥用とし相當の手續に依りて之を販賣する等は敢て罪ならざるなり

第二百三十八條 阿片烟ヲ吸食スルノ器具ヲ輸入シ及ヒ製造シ又ハ之ヲ販賣シタル者ハ輕懲役ニ處ス

阿片烟を吸ふには烟草の烟管に於けるが如く器具を要するものにして即ち其器具を外國より送り入れ又は内國に於て之を製し又は之を賣捌きたる者は輕懲役に處せらるるなり是刑法に於ける阿片烟の規定の目的は日本人の之を吸用するを防止に在るが故に此の如く器具の輸入製造販賣をも禁ずる所以なり

第二百三十九條 稅關官吏情ヲ知テ阿片烟及ヒ其器具ヲ輸入セ

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第五章 健康ヲ害ス) 二百

シメタル者ハ前一條ノ刑ニ照シ各一等ヲ加フ

輸入輸出等の收税を掌るが爲めに設けたる税關の官吏にして情を知りつゝ阿片烟及び之を吸ふに用ゐる道具を輸入せしめたる者は前條に定めたる刑に二等を加へて罰するものなり是税關の官吏は是等の輸入を防ぐとを掌る者なるに其職務を執行する時に在りながら之を明許若くは默許して輸入せしむるが如きは其罪情尤も重もければなり

第二百四十條 阿片烟ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖ル者ハ輕懲役ニ處ス

人ヲ引誘シテ阿片烟ヲ吸食セシメタル者亦同シ

阿片を吸ふかために部屋を貸し與へ夫に依て利益を得るとを謀る者は輕懲役に處せられ亦人を誘ひ引き入れて阿片烟を吸はしめたる者は同上刑に處するなり

第二百四十一條 阿片烟ヲ吸食シタル者ハ二年以上三年以上以下ノ重禁錮ニ處ス

阿片烟を吸ひたる者自身は條文に示すが如く二年以上三年以上以下の重禁錮に處せらるゝものにして本條の罪は即ち只之を吸ふのみに依て成立つものなり

第二百四十二條 阿片烟及ヒ吸食ノ器具ヲ所有シ又ハ受寄シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス

阿片烟及び之を吸ふに用ゐる道具を所持し又は他人より之を預かりたる者は條文に示すが如く一年以上一年以下の重禁錮に處せらるゝものなり即ち本條の罪は實際其所有權あるにあらざるも只自己の手に之を持つ時は刑に處せらるゝものにして總て此阿片烟に關する罪は其害毒の尤も甚しきより之を嚴重に斯くば規定したるものなり

第二節 飲料ノ淨水ヲ汚穢スル罪

飲用水は人間の一日も欠くべからざる必要のものにして人の健康に大關係あるものなれば其清水を汚かし等する者は之を罪せざるに於ては人間生命の上にも及ぼすもありて延ひて害を社會に及ぼすものなれば本節に於て其罪を規定したる所以なり

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第五章 健康ヲ害ス) 二百一

ル罪 第二節 飲料ノ淨水ヲ汚穢スル罪

第二百四十三條 人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フ

ルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ十一日以上一月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上五圓以下ノ罰金ヲ附加ス

人の飲み料に爲す處の清水を故意を以て汚し以て用ゐると能はざるに至らしめたる者は條文に示すが如く十一日以上一月以下の重禁錮に處せられ併せて二圓以上五圓以下の罰金を科せらるゝものなり

第二百四十四條 人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ用ヒテ水質ヲ變シ又ハ腐敗セシメタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

故意を以て人の健康を害すべき藥等の品物を用ゐ之を飲用水中に入れて其水の性質を變じ又は之を腐らしめて其用を爲すと能はざるに至らしめたる者は其情前の場合よりも重きを以て一月以上一年以下の重禁錮に處せられ併せて三圓以上三十圓以下の罰金を科せらるゝものなり

第二百四十五條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病又ハ死ニ致シタ

ル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

前條に記載したる罪を犯し夫が爲めに人を病氣に罹らしめ又は夫が爲めに毒に中りて死亡するに至らしめたる者は其結果に因て罪を論じ第二百九十九條以下の毆打創傷の本條に照らし其重きものに依て處分するなり

第三節 傳染病豫防規則ニ關スル罪

傳染病とは即人にうつる所の病を云ふものにして其害毒の甚しく且恐るべきものなるは人の普れく知る所にして之を豫防せんには一個人の養生又は注意等のみにては能く防ぎ得べき所にあらずして社會の各人一致して之を爲すべきものなれば政府は豫め之が規定を設けて之が害毒を防ぐなり夫故に若し是等の規則に背きたる者は即ち本節の刑を適用して之を處罰するものなり而して本節には皆禁錮又は罰金とあるが故に裁判官は宜しく其罪の大小を量り以て其一を科すれば足るものにして之を併せ科するものに非ざるなり尙ほ本節に規定する罪は傳染病流行の際に犯し又其際に發覺したるに非ざれば罰せられざるなり

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第五章 健康ヲ害スル罪 第三百四)

第二百四十六條 傳染病豫防ノ爲メ設ケタル規則ニ違背シテ入港ノ船舶ヨリ上陸シ又ハ物品ヲ陸地ニ運搬シタル者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

傳染病は多く汽車船舶の如き交通の機關に依て其病毒を四方に傳ふるものなるが故に之が豫防を爲さんには嚴しく是等のものに就て其取締りを爲さざるべからず故に其豫防の爲め設けたる規則に背き假令へば檢疫に依り消毒を受けずして港に入り來りたる船より陸に上り又は其積み來りたる品物を陸上げしたる者は本條に示すが如く一月以上一年以下の輕禁錮に處せらるるか又は二十圓以上二百圓以下の罰金を科せらるるなり

第二百四十七條 船長自ラ前條ノ罪ヲ犯シ又ハ人ノ犯スコトヲ知テ制セサル者ハ前條ノ刑ニ一等ヲ加フ

前條の罪を其取締りに任すべき船長に於て自から犯し又は人の犯すことを知りつゝ

之を制し止めざる如きは己れ船中に在て取締の全權を有する者なるに之をなさざるものなれば其責至つて重し故に前條の刑に一等を加ふるものなり

第二百四十八條 傳染病流行ノ際豫防規則ニ違背シテ流行地方ヨリ他處ニ出タル者ハ十五日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

傳染病流行の際はその病毒の四方に傳へ蕃びこるを防ぐが爲めに交通を差止むる等の事を其豫防規則に依て行ふべきあり是等の場合に於て其規則に背き流行の地方より他の地方へ外出したる者は其意思の有無を問はず十五日以上六月以下の輕禁錮に處せらるるか又は十圓以上百圓以下の罰金に處せらるるものなり

第二百四十九條 獸類ノ傳染病流行ノ際豫防規則ニ違背シテ獸類ヲ他處ニ出シタル者ハ十一日以上二月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

獸類の傳染病即ち牛疫等の如き病氣流行の時に其豫防の規則に背きて獸類を他處

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第五章 健康ヲ害スル罪 第三百五)

（第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第五章 健康ヲ害スル罪 第 二百六
四節 危害品及ヒ健康ヲ害ス可キ物品製造ノ規則ニ關スル罪）

に出したる者は尙ほ其意志の有無に論なく且つ人命より比ぶれば甚だ輕きが故に之を十一日以上二月以下の輕禁錮に處するか又は五圓以上五十圓以下の罰金に處するものとす

第四節 危害品及ヒ健康ヲ害ス可キ物品

製造ノ規則ニ關スル罪

危害品とは爆發物等の如き人命に危害を及ぼすの虞ある品をいふものにして健康を害すべき物とは人の身軀の健康を害するものを云ふ而して是等の物品を製造するには夫々之を取締る所の規則あるが故に若し之れに背きたる者は即本節に依て之を處分するものなり

第二百五十條 官許ヲ得スシテ危害ヲ生ス可キ物品ノ製造所ヲ創設シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

若シ健康ヲ害ス可キ物品ノ製造所ヲ創設シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

危害の虞ある物品といへども元より其用ゐ方に依りては必要なるものなれば強ち

之を製造するを得ざるに非らざれども一般の者に取りては極めて危ふきものなれば是が製造に従事せんとする者は嚴しき規則を設けて之を取締らざるべからず然るに既に其規則あるにも拘はらず官の許しを得ずして其物品の製造所を作り設けたる者あるに於ては其意志の有無に拘らず之を罰せざるべからず是れ本條に於て其犯則者を罰するに二十圓以上二百圓以下の罰金を以てする所以なり
若し又危害を生すべき程には至らざるも其健康を害すべき品物の製造場を官許を得ずして建て設けたる者は十圓以上百圓以下の罰金を科せらるるものなり

第二百五十一條 官許ヲ得テ前條ニ記載シタル製造所ヲ創設ス

ト雖モ危害ヲ豫防シ健康ヲ保護スル規則ニ違背シタル者ハ前條ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス

設令製造場を設くるに付ては官の許しを得たりとするも其豫しめ定めたる危害を防ぐ所の規則及人の健康を保護する規則あるに之に背きたる者は前條の例に照し之れより一等を減するものなり

第二百五十二條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病死傷ニ致シタ

（第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第五章 健康ヲ害スル罪 第 二百七
四節 危害品及ヒ健康ヲ害ス可キ物品製造ノ規則ニ關スル罪）

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第五章 健康ヲ害スル罪) 第二百五八
第五節 健康ヲ害ス可キ飲食物及ヒ藥劑ヲ販賣スル罪

ル時ハ過失殺傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

前條の罪を犯し即ち官の許しを得べきに之を受けず又守るべき規則を守らずして夫れが爲めに人の健康を害して病氣に罹らしめ又は傷き死する等の事あるに至らしめたる時は元々故意ありしものにあらずして只規則を守らざりし結果なれば過つて人を死傷したる者の刑に照らし其重きに依て處分するものなり

第五節 健康ヲ害スヘキ飲食物及ヒ藥劑

ヲ販賣スル罪

健康を害すべき飲食物其他藥劑等を賣捌きたる者は本節の規則に依りて罰せらるるものなり

第二百五十三條 人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ飲食物ニ混和シテ

販賣シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

人間身体の健康は尤も大切なるものなるを以て若し其健康に害ある品物を飲み食ひ物と共に混せて賣捌きたる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處せらるるものなり

第二百五十四條 規則ニ違背シテ毒藥劇藥ヲ販賣シタル者ハ十

圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

賣藥取締規則等に因りて毒藥劇藥即ち毒藥とは毒物なる藥にして劇藥とは危険なる藥等を明りに販賣するを得ざるものなるに若し此規則に違背して之を賣捌きたる時は十圓以上百圓以下の罰金に處せらるるものなり

第二百五十五條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病又ハ死ニ致シ

タル者ハ過失殺傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

前二條に規定したる罪を犯したるに因り夫れが爲めに人の健康を害して病氣に至らしめ又は死亡するに至らしめたる者は第二百五十二條の場合と同く害意なきにも拘はらず過て人を殺傷したる者の刑に照らし其重きものを科するなり

第六節 私カニ醫業ヲ爲ス罪

凡そ醫師は人の生命を司る者にして其任尤も重く妄りに無學無智の者をして爲さしむべきものにあらざるが故に醫師の業を營まんには夫々の規則あるものにして其規則に依り許しを得たる者にあざれば之を營むを得ざるなり故に若し妄り

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第五章 健康ヲ害スル罪) 第六節 私ニ醫業ヲ爲ス罪 第二百五九

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第六章 風俗ヲ害ス) 二百十

に之を營みたる者ある時は即ち本節の規定に依り刑に處せらるるものなり而して本節には私に醫業を爲すの罪と題するが故に官許を得ずして治療を營業とす者に非ざれば罰せらるべき者に非ざるなり

第二百五十六條 官許ヲ得スシテ醫業ヲ爲シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

官の許しを得ずして醫業を營みたる者は條文に示すが如く十圓以上百圓以下の罰金に處せらるるものなり

第二百五十七條 前條ノ犯人治療ノ方法ヲ誤リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル時ハ過失殺傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

前條の許しを得ざる醫師にして人を治療し其方法を誤りたるが爲めに人を死亡するに至らしめ又は傷けたる時は過つて人を殺傷したる者の罪と相照らし其重きものに從て處分せらるるものなり

第六章 風俗ヲ害スル罪

風俗の不良なるは國の面目に關し且之を禁せざるに於ては社會文化の進歩を妨げ

其習慣を害するものなるを以て本章に之を規定して以て其害を防ぐものなり

第二百五十八條 公然猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

公然猥褻の所行とは表て向き人の爲すべからざる所業假令へば淫事を行ふが如き又は表て向き他人に對するに非ずして自から猥褻の事を行ふが如き所業を爲したる者は風儀を亂る甚しき者なるを以て三圓以上三十圓以下の罰金に處するなり即ち本條の罪を成立するには第一表て向きなるを要す故に密かに之を行ふが如きは敢て法律の間ふ所にあらず第二猥褻の所爲なるを要するの二個なりとす

第二百五十九條 風俗ヲ害スル冊子圖畫其他猥褻ノ物品ヲ公然陳列シ又ハ販賣シタル者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

風俗を害する冊子圖畫とは假令へば枕草紙春畫の如きもの及び猥褻なる品物とははりかた等の如きものを表向き衆人の見得る場所に陳れ又は是等の品物を賣捌きたる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處せらるるものなり

第二百六十條 賭場ヲ開張シテ利ヲ圖リ又ハ博徒ヲ招結シタル

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第六章 風俗ヲ害ス)

者ハ三月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

賭け事を爲す場所を開きて自分の利益を謀ることは賭け事には大概其の定まりたる法ありて其場の持主には寺錢の如き利益を興ふるとあり即是等の事をなし又は其賭け事を業の如くに爲し居る者を呼び集め己れ其頭分となりて組合の如く徒黨を結ぶ者は三月以上一年以下の重禁錮に處せられ併せて十圓以上百圓以下の罰金を科せらるるものなり元此賭博なるとは一時の偶然なる僥倖を望みて爲すものなれば其一勝を得て一攫千金ならんを欲し爲めに終には正當の業務を捨て放逸に流れて甚風俗に害あるとは人の皆知るが如くなる故に此規定を設けて以て風俗の頑れ敗るるに及び其經濟上に害を及ぼすを防ぐものなり

第二百六十一條 財物ヲ賭シテ現ニ博奕ヲ爲シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス其情ヲ知テ房屋ヲ給與シタル者亦同シ但飲食物ヲ賭スル者ハ此限ニ在ラス

賭博ノ器具財物其現場ニ在ル者ハ之ヲ沒收ス

金錢財物を賭けて現に博奕を爲したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處せられ併せて五圓以上五十圓以下の罰金を科せらるるものなり而して本條の罪は現に即實際之を爲し居る場所を警官等に見出されたるにあらざれば罰せられざるものなり又其賭博を爲すとを知りて其家等を貸したる者は其現場に入りて共に博奕せざるも尙ほ博奕を爲したる者と同一刑に處せらるるなり然れども金錢財物即ち衣服穀物器具等の如きものを賭けて爲したるにあらざりて只飲食物を賭けて博奕したる者の如きは本條の罪に問はれざるなり

賭博に用ゐたる器具財物即ち骨子骨牌の如きものにして其現場に在りたる物は之を取り上げて官に沒收するものなり

第二百六十二條 財物ヲ醜集シ富籤ヲ以テ利益ヲ僥倖スルノ業ヲ興行シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

富籤とは番號を付したる多數の切符を衆人に賣渡して其内或る二三の番號を得た

る者には其賣價に數十倍したる金圓を與ふるとを約するものにして其間に於て大なる利益を得るなり即ち是等の富穢を作り之を賣りて財物を集め利益を僥倖する業を自から行ふ者は一月以上六月以下の重禁錮に處せられ併せて五圓以上五十圓以下の罰金を科せらるるものなり由是觀之其賣主は罰せらるるも買主は罰せられざるが如し

第二百六十三條 神祠佛堂墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ所爲アル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

若シ説教又ハ禮拜ヲ妨害シタル者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

神社佛堂墓場其他信仰の爲めに禮拜する場所に在て表て向き敬禮を失したる仕業を爲したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處せらるるものなり是信仰は人の自由にして又是れが爲めに社會に多少の利益を與ふるものなれば已れ之を信仰せざるの故を以て他人の信仰を妨ぐるが如きは道德上爲すべからざるものなるを以てなり

若し其教を説く時又は禮拜を爲す時に當て之を妨げたる者は是又信仰の自由を妨ぐるものなるを以て四圓以上四十圓以下の罰金を科するものなり

第七章 死屍ヲ毀棄シ及ヒ墳墓ヲ發掘スル罪

人の死骸を葬むるは衛生上及び風儀上に於て必らずなきざるべからざるものなるを以て之を毀棄し及び其葬りたる墓地等を妄りに發く者は死者に辱めを與ふるのみならず延ひて其の親屬をも耻かしむるものにして衛生上等にも其害少なからざるを以て本節の規定を設け之れに背きたる者を罰する所以なり

第二百六十四條 埋葬ス可キ死屍ヲ毀棄シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

是より埋め葬むるべき人間の死骸を棄て置き又は之を毀ちて埋葬せざる者は一月以上一年以下の重禁錮に處せられ併せて二圓以上二十圓以下の罰金を科せらるるものなり

第二百六十五條 墳墓ヲ發掘シテ棺槨又ハ死屍ヲ見ハシタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰

金ヲ附加ス

因テ死屍ヲ毀棄シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ
五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

既に埋葬したる後に在て惡意を以て墓場を發き掘りて其屍骸を收めたる棺又は其
死骸を掘り出したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處せられ併せて三圓以上三
十圓以下の罰金を科せらるゝものなり若し又只に之を掘出したるのみならずして
之を傷け即ち死骸の首を取るか如き又は打棄て山野に暴らし棄てたる時は其情尤
も惡むべきものなれば更に其罪を重くして三月以上三年以下の重禁錮に處し併せ
て五圓以上五十圓以下の罰金を科するものなり

第二百六十六條 此章ニ記載シタル罪ヲ犯サントシテ未タ遂ク
サル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

此章に記載したる罪を犯さんとして未だ爲し遂げざる者は一般の未遂犯罪の例に
依りて處分するものなり

第八章 商業及農工ノ業ヲ妨害スル罪

農、工、商業等は國家の要用なる財源なれば之を妨ぐるものは即ち國家の財源を妨
げ従つて其盛衰に關するものなれば一個人及社會上經濟上の利益を害するや大な
り故に特に本章を設け以て其安寧を保護するものなり

第二百六十七條 偽計又ハ威力ヲ以テ穀類其他衆人ノ需用ニ缺
ク可カラサル食用物ノ賣買ヲ妨害シタル者ハ一月以上六月以
下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
前項ニ記載シタル以外ノ物品ノ賣買ヲ妨害シタル者ハ一等ヲ
減ス

偽りの謀事又は威し脅かす等の方法を以て穀物類其他社會衆人の日常用うべき必
要なる食物の賣買に妨げを爲したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處せられ併
せて三圓以上三十圓以下の罰金を科せらるゝものなり蓋し食物は人生尤も缺くべ
からざるものにして其生活に尤も必要なるものなればなり故に若し其犯罪の目的
物が食用品以外の物品即ち薪炭材木の如き物の賣買を妨ぐるに在りし時は本條の

刑より一等を減すべきは第二項の規定する所なり

第二百六十八條 偽計又ハ威力ヲ以テ糶賣又ハ入札ヲ妨害シタル者ハ十五日以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

何品に限らず多くの人を集めて各其見込む代價を呼ばしめて其最も高きものに賣拂ふ所の糶賣又は其見込の代價を書して賣る時は其一番高價なる者買ふ時は其一番安き者と取引する所の入札法等を爲す時に偽りの謀事又は暴行脅迫の如き威力を以て之を妨げたる者は十五日以上三月以下の重禁錮に處せられ併せて二圓以上二十圓以下の罰金を科せらるるものなり

第二百六十九條 偽計又ハ威力ヲ以テ農工ノ業ヲ妨害シタル者ハ亦前條ニ同シ

農夫に於ける耕作工人に於ける工事等を偽りの謀事又は暴行脅迫等の方法を以て妨げたる者は前條の場合と同ト刑に處せらるるものなり

第二百七十條 農工ノ雇人其雇賃ヲ増サシメ又ハ農工業ノ景況

ヲ變セシムル爲メ雇主及ヒ他ノ雇人ニ對シ偽計威力ヲ以テ妨害ヲ爲シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

農業者工業者に使はるる所の雇人が其雇主に對して賃金の増額を求むるが爲め又は農工業の現時の有様を變ト例へば労働時間を減するが如きとを爲さしめんが爲めに雇主及び他の雇人等に對し偽りの謀事又は脅迫等の方法を以て其業務を妨げたる者は一月以上六月以下の重禁錮に處せられ併せて三十圓以上三十圓以下の罰金を科せらるるものなり

第二百七十一條 雇主其雇賃ヲ減シ又ハ農工業ノ景況ヲ變スル爲メ雇人及ヒ他ノ雇主ニ對シ偽計威力ヲ以テ妨害ヲ爲シタル者ハ亦前條ニ同シ

前條は雇人に就ての規定にして本條は之に反する雇主に就ての規定なり即ち雇主が其雇人の賃金を減する爲め又は農工業の現時の有様を變トて自分の利を計る爲めに自己の雇人及び他の雇主等に對し偽計又は脅迫等の方法に依りて妨げを爲し

たる者も前條の場合と同ト罪に處せらるるなり

第二百七十二條 虚偽ノ風説ヲ流布シテ穀類其他衆人需用物品ノ價直ヲ昂低セシメタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
事實無き所の風説即ち何處に戦争起りしとか又有名なる人が殺されたりとか云ふが如き噂を流して五穀の類其他多くの人が用ゐる所の物品の價を騰貴せしめ又は下落せしめたる者は亦是社會の公益を害して自分一個の利益を計る者なれば十圓以上百圓以下の罰金に處せらるるものなり

第九章 官吏瀆職ノ罪

官吏は凡て一國の政治を掌り人民の安寧を保護する者なるに其官吏自から社會に尤も大なる關係を有するにも拘はらず其職務を瀆かすが如きとを爲すに於ては尤も惡むべき行爲にして且公益を害すると少なからざれば本章に之を規定して其刑を示したるものなり

第一節 官吏公益ヲ害スル罪

罪は皆公益を害するには相違なれども其之を直接に害するものと間接に害するもの

ものありて本節には官吏が直接に之を害するものを規定したるものなり

第二百七十三條 官吏其管掌ニ係ル法律規則ヲ公布施行セス又ハ他ノ官吏ノ公布施行ヲ妨害シタル者ハ二月以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

法律規則を公けに布令して之を施行するの義務ある官吏にして之を公布施行せず又は他の一般の官吏にして其之を掌る官吏を妨げ其公布施行を爲さしめざる者は二月以上六月以下の輕禁錮に處せられ併せて十圓以上五十圓以下の罰金を附加せらるるものなり而して法律規則は中央政府の發する法令にして地方官吏等の施行すべき所の規則なり是等は社會人民の安寧を保護するに尤も大切なものなればなり

第二百七十四條 兵隊ヲ要求シ及ヒ之ヲ使用スル權アル官吏地方ノ騷擾其他兵權ヲ以テ鎮撫ス可キ時ニ當リ其處分ヲ爲サザル者ハ三月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ二十圓以上百圓以下

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第九章 官吏瀆職ノ)
第一節 官吏人民ニ對スル罪
二百二十二
ノ罰金ヲ附加ス

兵隊を要求するの權ある官吏は地方府縣知事裁判官檢察官司法警察官の如きを云ひ之を使用する權ある官吏は陸海軍の將校を云ふものなり而して此等の官吏にして地方に内亂等の如き騒がしき様子あるか又は兵力を以て之を打ち鎮むべき必要ある時に當りて其怠慢に依りて是等の相當の處分を爲さざる者は人民の安寧を保護する職に在りながら其職を空しふしたる者なるを以て三月以上三年以下の輕禁錮に處せられ併せて二十圓以上二百圓以下の罰金を科せらるるものなり

第二百七十五條 官吏規則ニ違背シテ商業ヲ爲シタル者ハ二十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

官吏の職に在る者にして公けに達せられたる商業を爲す時は自然慾に溺れ其威嚴を損し又は其職を空ふるに至るものなれば堅く之を禁じたるにも拘はらず之に反して商業を營みたる者は二十圓以上五百圓以下の罰金に處せらるるものなり

第二節 官吏人民ニ對スル罪

本節は官吏が直接に人民の私益を害するの所爲に就て規定したるものなり

第二百七十六條 官吏擅ニ威權ヲ用ヒ人ヲシテ其權利チキ事ヲ行ハシメ又ハ其爲ス可キ權利ヲ妨害シタル者ハ十一日以上二月以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

官吏たる者は自己の興へられたる法律上の規定に適ふ職權に依りては人民の權利を奪ふを得る者なれど其職權以外に權利を侵し又は奪ふと能はざるは當然なり然るを自己の興へられたる權利以外に職務上の權力を擅にして人民をして強て其權利あらざるの行ひを爲さしめ又は人民が自己の權利内に於て爲し得べき行を爲すを妨げたる者は職權を弄するものにして其害の大なるものなるを以て十一日以上二月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を併せて科するものなり

第二百七十七條 人ノ身體財産ヲ妨害スルノ犯人アルニ當リ豫
審判事檢察官吏其報告ヲ受ケテ速ニ保護ノ處分ヲ爲サ、
ル者ハ十五日以上三月以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以
下ノ罰金ヲ附加ス

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第九章 官吏瀆職ノ)
第二節 官吏人民ニ對スル罪
二百二十三

第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第九章 官吏瀆職ノ 二百二十四

豫審判事檢察官吏等は直接に人民の身體財産を保護するの任ある者なり然るに人民の或る犯罪人の爲めに現在其身體或は財産上に害を蒙りつゝあるの知らせを受けて速かに出張臨檢して之が保護の手續を爲さざるときは畢竟其職を空ふしたる者なるを以て十五日以上三月以下の輕禁錮に處し併せて二圓以上二十圓以下の罰金を科せらるるものなり

第二百七十八條 逮捕官吏法律ニ定メタル程式規則ヲ遵守セスシテ人ヲ逮捕シ又ハ不正ニ人ヲ監禁シタル者ハ十五日以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス但監禁日數十日ヲ過クル毎ニ一等ヲ加フ

犯罪人を捕へ得る處の職に在る官吏にして法律に定めたる手續を守らず即ち假令へば現行犯の犯罪人に非らざる者を捕ふるには令狀なければ譬へ其職に在る官吏さいへごも爲し能はざるものなるに其令狀を所持せずして妄りに人を捕へんことをか如き又は拘留の期限を過ぎたるに故らに囚人を放還せずして不正に人を押込めたるが如きは法律規則に背きて妄りに人の貴重なる身體上の自由を奪ふたるも

のなるを以て十五日以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を併せて科せらるるものなり而して其不正の監禁にして十日を過ぐる毎に愈其情の重きものなれば一等を加ふるなり假令へば不正の監禁二十日なる時は二等三十日なる時は三等を加ふることを云ふが如し

第二百七十九條 司獄官吏程式規則ヲ遵守セスシテ囚人ヲ監禁シ若ハ囚人ヲ出獄セシム可キノ時ニ至リ之ヲ放免セサル者ハ亦前條ノ例ニ同シ

既決未決なるに論なく囚人を押込め置く監獄署の事務を掌る官吏にして法律規則に定めたる手續を守らずして囚人を押込め若くは囚人の既に刑期を過ぎて出獄すべき時に至るも之を放免せずして尙ほ獄中に囚ふる等の所爲ある者は亦前條の規定と同し刑に處せらるるものなり

第二百八十條 前二條ニ記載シタル官吏又ハ護送者囚人ニ對シ飲食衣服ヲ屏去シ其他苛刻ノ所爲ヲ施シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第九章 官吏瀆職ノ 二百二十五

罪 第二節 官吏人民ニ對スル罪

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第九章 官吏濫職ノ) 二百二十六

因テ囚人ヲ死傷ニ致シタル時ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ一等ヲ加ヘ重キニ從テ處斷ス

前二條に記載したる官吏又は囚人を護り送る者にして其囚人に對し衣服を剥き取り又は飲食を與へず其他殘酷なる所爲を施したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處せられ併せて四圓以上四十圓以下の罰金に科せらるるものなり是畢竟諺に所謂其罪を悪くんで其人を悪ます云へるが如く假令犯罪人なりき雖も妄りに苛き取扱を爲すべきものにあらず殊に未だ犯罪人に非らざる被告人の如き者を斯くの如く苛酷に取扱ふは職權以外に亘る所爲なればなり
若し前項の如き苛酷不法なる取扱を爲したるが爲めに囚人を死傷せしむるに至りたる時は其情重きものなれば毆打創傷の本條に更らに一等を加ヘ其重きものに從テ刑に處するなり

第二百八十一條 水火震災ノ際官吏囚人ノ監禁ヲ解クコトヲ怠リ因テ死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ一等ヲ加

水害火事或は地震の災害ある時に其掛り官吏が囚人の監禁を解くを怠りたるが爲めに囚人死傷するに至りたる時は毆打創傷の本條に照らして更らに一等を加ふるなり是れ囚人の出入進退は一に司獄の官吏の手裡に在りて囚人自からに於ても身軀の自由を有するものにあらずれば之を拘束するに共に亦之を保護するは是等官吏の任とする所なれば故意を以て斯る事變に囚人の自由を解かずして死傷せしむるに至らしめたるは不正の所爲の甚だしきものなればなり

第二百八十二條 裁判官檢事及ヒ警察官吏被告人ニ對シ罪狀ヲ陳述セシムル爲メ暴行ヲ加ヘ又ハ陵虐ノ所爲アル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
因テ被告人ヲ死傷ニ致シタル時ハ毆打傷創ノ各本條ニ照シ一等ヲ加ヘ重キニ從テ處斷ス

犯罪人を取調ぶるの職に在る所の裁判官、檢事及び警察官吏等が被告人に對して其罪の中立を爲さしむる爲めに腕力を以て暴行を加ヘ又は之に殘虐なる取扱(假

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第九章 官吏濫職ノ) 二百二十七

罪 第二節 官吏人民ニ對スル罪

令は食時に至るも食物を與へずして其飢餓の苦痛に乗じ之を糺問するが如しを
加へたる者は四月以上四年以下の重禁錮に處せられ五圓以上五十圓以下の罰金を
併せて科せらるるものなり何きなれば拷問即ち被告人に或る苦しみを與へて事實
の取調べを爲すは野蠻時代の所爲にして文明國に於ては決して爲すべきことにあ
らざればなり是他なし今日に於ては假令被告人自から申立を爲さずといへども裁
判官に於て證據に依て犯罪を認め得べきに於ては之に刑を科するを得るのみな
らず如斯殘酷なる取扱ひに由て得たる被告人の申立は自由なる意志の申立にあ
ざれば却て事實を得ざるもありて證據の力なきものなり因て是等の所爲を爲した
る官吏を罰するは今日に於て當然なることなりとす
前項の所爲に依り爲めに被告人を死傷に至らしめたる時は毆打創傷の本條に照ら
し更らに一等を加へ其重きものに依て處分するものなり

第二百八十三條

裁判官檢察官故テクシテ刑事ノ訴ヲ受理セス

又ハ遷延シテ審理セサル者ハ十五日以上三月以下ノ輕禁錮ニ
處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

其民事ノ訴ニ係ル者亦同シ

裁判官即刑事檢察官即檢事が理由なくして假令へば忌避回避管轄違等のとなきに
刑事の訴を受けて之を取調べず又其取調べを延引して其事を等閑にする者は十五
日以上三月以下の輕禁錮に處せられ併せて五圓以上五十圓以下の罰金を科せらる
るものなり即ち是等の官吏は訴を受けたる時は之を裁判するの職務ある者にして
若し之を爲さざるに於ては其職務を空ふする者なれば本條の刑を受けざるを得ず
然れども彼の告訴告發の如きは此所謂訴にはあらざるなり即ち害を被りたる者の
爲す告訴又其以外の者の爲す告發の如きは只其犯罪を官に告ぐるに止まりて未だ
訴といふものにはあらず故に此訴といふものは其訴を爲す權ある檢事の如き者が
其定めたる手續きに依て起訴したる場合を云ふものにして其訴を受けたる裁判官
は其管轄にあらざるときは之を他に移すも之を却くるも宛に角判決は必らず之を
爲さざるべからざるが如きなり
其民事の訴に就ても亦同く人民より訴を受けたる以上は必らず之が判決を爲さ
ざるべからずして若し之を爲さざる時は前項の刑に處せらるべきなり

第二百八十四條

官吏人ノ囑託ヲ受テ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽

許シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

因テ不正ノ處分ヲ爲シタル時ハ一等ヲ加フ

賄賂とは凡そ一般の官吏が職務を執行するに對する報償報酬の外に或る金錢或は財物を受け又は之を承諾すると云ふものにして賄賂を收受するは即ち其職權を賣る者なるが故に之に因りて不法の處分をなしたるを必要とせずして直ちに其一事を以て罪となり即ち一年以上一年以下の重禁錮に處せられ併せて四圓以上四十圓以下の罰金を科せらるるものなり是畢竟賄賂罪の如きは惡むべきの甚しきものに於て其害を社會に與ふると勿論なれば如斯刑を科するものなり
官吏賄賂を受けたるに依りて不正の處分を爲し其賄賂を贈りたる者に或る職權上の便宜を與へたるが如きは前項の刑に一等を加ふるなり

第二百八十五條 裁判官民事ノ裁判ニ關シテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

因テ不正ノ裁判ヲ爲シタル時ハ一等ヲ加フ

裁判官は極めて公平清廉なるを要する者なるに其裁判官にして或民事上の裁判に關し其訴訟人の一方より賄賂を受け又は之を受ると承諾するが如きとあれば自然其公平を失ふに至るは人情なるが故に其賄賂を受取り又は後に受取るべきことを承諾したる時は其直接に人民の私益を害する通常官吏の賄賂を受けし者よりも甚しくして惡むべきものなれば特に本條を設けて之を二月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を併せ科するものなり民事の裁判に關したる裁判官にして前項の罪を犯し賄賂を受くるに因て其賄賂を贈りたる者の勝つべからざるものを勝たしめたるが如き不正の裁判をなしたる時は前項の刑に更らに一等を加ふるなり

第二百八十六條 裁判官檢察官官吏刑事ノ裁判ニ關シテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

因テ被告人ヲ曲庇シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處

シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

其被告人ヲ陷害シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス若シ枉斷シタル所ノ刑此刑ヨリ重キ時ハ第二百二十一條第二百二十二條ノ例ニ照シテ反坐ス

本條は裁判官檢察警察官の如き刑事上に關する職務を帶ぶる者に就ての規定にして此等の官吏が賄賂を收受して不正の處分を爲す時は只に人民の私益を害するのみならず人の生命自由等にも影響を及ぼし前條民事の場合の如く單に財産上のみ止まらざるを以て特に本條の規定を設けたるものなり即ち此等の官吏が賄賂を受取り又は受取るべきことを承諾したる時は本條第一項の刑即ち二月以上二年以下の重禁錮に處せられ併せて五圓以上五十圓以下の罰金を科せらるるものなり
第二項は前項の罪を犯すに因て被告人を庇ひ即ち被告人の利益を圖りたる者假令ば有罪を無罪となしたるさき重きを輕しきなしたるさきは更らに之を重くし三月以上三年以下の重禁錮に處し併せて十圓以上百圓以下の罰金を科するものなり

第三項は第二項に反して被告人の反對者より賄賂を受けて被告人の不利益を計りて之を陥れたるさき假令ば贈物を受けたるが爲めに輕きを重きに問ひ無罪を有罪に問ひたる時は其害を與ふるも更らに大なるを以て二年以上五年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加するものなり若し其賄賂を受けたるが爲めに枉げて之を陥れたる刑本條第三項の刑より重キ時には第二百二十一條及第二百二十二條に規定したる例に照らして被告人の受けたる刑に反坐するものなり

第二百八十七條

裁判官檢察警察官吏賄賂ヲ收受聽許セスト雖モ情ニ徇カヒ又ハ怨ヲ挾サミ被告人ヲ曲庇陷害シタル者ハ亦前條ノ例ニ同シ

裁判官檢察警察官等は假令何人より賄賂をも受くるも又之を受くべき約を結ぶ等の事なしと雖も自らの惡み或は愛する感情に制せられて不正に被告人を庇ひ或は不法にも之を陥るる等のとを爲したる時は又前條の例に依りて處分するものなり何となれば是等の官吏は極めて公平無私を要するものにして少しにても情實に依て其取扱及判決等を異にするもあれば其害毒を社會に流すと幾何なるを知る

べからずして安寧を紊り公益を害する甚しきものなればなり

第二百八十八條 前數條ニ記載シタル賄賂已ニ收受シタル者ハ之ヲ沒收シ費用シタル者ハ其價ヲ追徴ス

前數條に記載したる犯罪を爲して已に賄賂を受取りたる者は之を官に取上げ其受取りたる後既に消費し終りたるものは更らに其價を償はしめて官に沒收するなり元來此沒收は直接に犯罪より得たるものに非らざれば取上ぐるを得ざるを以て原則とすれども本條の如きは特に如斯規定を設けたるものなり其追徴の如きは犯人にして裁判言渡の後に死亡したるときは更に追徴することを得ざるべし否らざれば刑は一人に止まるこの原則に反すべければなり

第三節 官吏財産ニ對スル罪

本節は官吏たる身分を有する者が直接に財産に對する犯罪を爲したる場合の刑を規定したるものにして官吏の身分ある者に限る財産上の犯罪を規定したるものとす

第二百八十九條 官吏自ラ監守スル所ノ金穀物件ヲ竊取シタル

者ハ輕懲役ニ處ス

因テ官ノ文書簿冊ヲ増減變換シ又ハ毀棄シタル時ハ第二百五條ノ例ニ照シテ處斷ス

官吏が自から之を監督守護する所の金錢穀物其他の物品を盜み取る者は只其職を濫すのみならず固より自己に於て監守するものなるが故に之を盜むに易く防ぐに難きものなれば通常の竊盜等の罪と異なり之を輕懲役の刑に處するものなり即ち此犯罪をなすに要するものは(一)官吏の身分を有するものなる事(二)自己の監守するものなる事即ち假令官吏の身分ある者の盜みたる物といへども其自から監守すべき物にあらざれば普通の竊盜に過ぎざればなり(三)金穀物件を竊取すること三條件なりとす

前項の罪を犯し之を覆はんか爲め若くは其犯罪を爲すに容易ならしめんが爲めに官の文書又は帳簿等を増減或は變換し又は之を破り毀棄等の事を爲したる時は第二百五條の例に照らして之を處分するものなり

第二百九十條 租稅其他諸般ノ入額ヲ徵收スル官吏正數外ノ金

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第九章 官吏瀆職ノ罪 第三節 官吏財産ニ對スル罪)

穀ヲ徵收シタル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

各種の税金或は地租及種々の入額即ち諸手数料の徵收を掌る官吏にして其正當に課せらるべきもの又は其至當なる金額の外に金穀を收納せしめたる者は二月以上四年以下の重禁錮に處せられ併せて五圓以上五十圓以下の罰金を科せらるるなり然れども本條の罪を犯す者は必らず故意を以て爲したるを要し過失等にて爲したる者は本條の罪とは爲さざるなり法文に正數外とはあるも法律に徵收するを許さざる金額を含むは勿論なり

第二百九十一條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

此節に記載したる諸種の罪を犯し輕罪の刑に處せられたる者は二月以上二年以下の監視に付せらるるなり

第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪

本編以前に規定したるものは皆直接に公益に關するものにして本編以下は其直接

の害の私益に及ぶものにして其公益に及ぼす害は間接なるものなり即ち本編の初めには先づ人間幸福の第一基礎なる身體に對する罪を定め之に次て幸福の基なる財産に關する罪を規定したるものなり

第一章 身體ニ對スル罪

本章には人間第一幸福の根本たる身體に對する犯罪を定めて先づ其生存を保護するものなり而して身體に對する罪には形ある身體に對するものも形なき即ち名譽の如きものに對するものも二種に分ちて之を規定したるものなり

第一節 謀故殺ノ罪

凡そ權利なくして人の生命を奪ふは罪の尤も大なるものにして又人の私益を害し延いて公益を害するの尤も甚しきものなれば從て其刑罰も亦之を嚴にせざるべからず是れ本章の第一節に於て之を規定したる所以なり而して其權利なくして生命を奪ふの所爲は謀殺放殺及過て人を殺すの三種にして權利ありて人を殺すとは不法に人より害を被りたる時に自己の身を衛るが爲めに之を殺したるもの即正當防衛の如きものを云ふなり其詳しきとは順次本條の通解によりて之を知り得べきなり

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ對スル罪 第一節 謀殺放殺ノ罪)

リ

第二百九十二條 豫メ謀テ人ヲ殺シタル者ハ謀殺ノ罪ト爲シ死

刑ニ處ス

豫しめ謀て殺すとは或人を殺さんと決心してより其手段方法を考へ然る後に手を下して人を殺したるものないひ本條の謀殺罪を成立するには左の條件を備ふるを要するなり(第一)豫め人を殺すの意志ある事(第二)豫謀ある事即ち故殺の如く決心を實行し一時に出でたるものにあらずして一度決心してより其手段に就て謀事を考ふる事(第三)人を殺したる事即ち生命ある人間の命を斷ちたる事故に人間以外の者及人といへども既に命の絶へたる者に對しては此罪を成立するも能はざるなり而して法律が斯くの如く故意ありて人を殺すに謀殺故殺を區別して謀殺を以て重しとなす所以のものは謀殺は故殺の如く一時の情に制せられて之を爲すものにあらずして且其手段を熟考するが故に其方法巧にして防ぐと難ければなり既に謀殺を行ひたる者は之を死刑に處するなり

第二百九十三條 毒物ヲ施用シテ人ヲ殺シタル者ハ謀殺ヲ以テ

論シ死刑ニ處ス

毒藥其他の毒物を用ゐて人を殺したる者は必らず多少の用意を爲さざるべからずして故殺の如く情に制せられたるものといふを得ざるが故に豫謀の有無を問ふことなくして謀殺と同く死刑に處するものなり

第二百九十四條 故意ヲ以テ人ヲ殺シタル者ハ故殺ノ罪ト爲シ

無期徒刑ニ處ス

故意を以て人を殺したる者は之を故殺の罪となし無期徒刑に處するものなり所謂故意とは既に前條の諸處に於て屢々之を述べたるが如く人を殺すの意志を以て之が生命を奪ふたるものにして此故意を人殺したる事の二條件を備ふれば其罪は成立するものなり而して此故殺は其決心を實行との間は極めて短くして若し熟慮するの猶豫あるに於ては故殺は變して謀殺となるなり

第二百九十五條 支解折割其他慘刻ノ所爲ヲ以テ人ヲ故殺シタ

ル者ハ死刑ニ處ス

故意を以て人を殺すに雖も其手を折り足を斷ち或は腹を剖くが如き見るに忍びさ

る慘刻即むごたらしき方法を以て生命を奪ひたる者は故殺なりとも其情最も重きものなるを以て之を死刑に處するなり

第二百九十六條 重罪輕罪ヲ犯スニ便利ナル爲メ又ハ已ニ犯シテ其罪ヲ免カル、爲メ人ヲ故殺シタル者ハ死刑ニ處ス

重罪輕罪を犯すに都合好き爲め又は已に重罪輕罪を犯し終りたる後に於て其犯罪を隠して之を免るるが爲めに故意を以て人を殺したる者は死刑に處せらるるなり即ち本條の場合に其犯罪必らず二個以上重なりたるものにして假令へば窃盜を遂げんが爲めに先其番人を殺すが如き又は婦女を強姦したるに其婦人の其誰たるをを知りたるが爲め後日其犯罪の發覺せんを恐れて之を殺したるが如きを云ふものにして其後の場合の如きは必らず其犯罪と同場所に於て之を爲さず後日に至りて之を殺すも矢張此罪は成立するものなり

第二百九十七條 人ヲ殺スノ意ニ出テ詐稱誘導シテ危害ニ陥レ死ニ致シタル者ハ故殺ヲ以テ論シ其豫メ謀ル者ハ謀殺ヲ以テ論ス

人を殺す意志を以て人を詐り誘ひて危き場所に連れ込み爲めに死するが如き場合に立至らしめたる者は故殺の刑を以て處分し其豫め謀りて爲したる者は謀殺の刑を以て處分するものなり今本條の場合を例せんに即ち落し穴を穿ちて之れに陥れ死に致したるが如きは自から手を下したるにはあらざれども之を誘ふて死を招くに至らしめたる者なれば同く殺人罪を以て之を處分するものなり

第二百九十八條 謀殺故殺ヲ行ヒ誤テ他人ヲ殺シタル者ハ仍ホ謀殺故殺ヲ以テ論ス

謀殺故殺を行ひ之が爲めに誤て其目的以外の人を殺したる時は其豫め謀りし時は謀殺さなし故殺なりしときは同く故殺の罪を以て之を刑するものなり而して本條は人違にて之を殺したるも又失錯に依り人を殺するに至りたるを問はざるなり是れ要するに故意ありて之を殺すものなればなり

第二節 毆打創傷ノ罪

毆打創傷は生命を奪ふの意なければも權利なくして故意に之を打ち之が爲めに疾病又は死傷等に至らしめたる者をいひ此等は又人の身體に對して危害を加ふる

對スル罪 第二節 毆打創傷ノ罪
の處爲なるを以て本節を設けて其刑を規定するものなり而して角力擊劍等に依り人を毆打し又は之を傷くるとあるも互に其承諾上に出づるものなれば本節の罪となりざるは勿論なりとす

第二百九十九條 人ヲ毆打創傷シ因テ死ニ致シタル者ハ重懲役ニ處ス

初めより人を殺すの意志はあらざるも人を毆打して其傷の爲めに終に死に至らしめたる者は重懲役に處す而して此罪に就て注意すべきは殺すの意志なきをにして若し其意志ありしならんには即ち謀殺又は故殺となるなり毆打とはうちたくとをいふものにして手足又は他物を以てするも罪の成立ちに於て變ずるとなし然れども其害を受けたる者の死したる理由は果して毆打したる創の爲めに死に至りたるものなるや否やは場合に依りて困難なるとあれども畢竟是等は事實の問題なるが故に若し事實上其死の毆打に原因したるものと定まりたる以上は其責を免るゝ能はざるなり

第三百條 人ヲ毆打創傷シ其兩目ヲ瞎シ兩耳ヲ聾シ又ハ兩肢ヲ

折リ及ヒ舌ヲ斷チ陰陽ヲ毀敗シ若ハ知覺精神ヲ喪失ヒシメ篤疾ニ致シタル者ハ輕懲役ニ處ス

其一目ヲ瞎シ一耳ヲ聾シ又ハ一肢ヲ折リ其他身體ヲ殘虧シ廢疾ニ致シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス

人を毆打して之を傷け爲めに其二つの目を潰して見る能はざらしめ又は二つの耳をして聞く用をなさざるに至らしめ又手足を折りて働きの自由を失はしめ舌を斷て言語を不自由にし其他男子の陽具女子の陰部等を害して其用を失はしめ若くは五官の智覺の精神を失はしめて殆んど死に至るの重病に至らしめたる者は之を輕懲役に處す而して是等の所爲は同時に爲したるものにて假令へば兩目を潰すといふも最初に片目を潰ふし後に又片目を潰したるが如きは本項の輕懲役に處せらるゝ罪には非ざるなり

毆打に依りて片目を潰ふし又片耳をつんばにし又は手足の片々を折り其他身體を損れ傷けて不具者になしたる者は前項よりは其情稍輕きを以て二年以上五年以下の重禁錮に處せらるゝものなり

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ)
對スル罪 第二節 毆打創傷ノ罪 二百四十四

第三百一條 人ヲ毆打創傷シ二十日以上ノ時間疾病ニ罹リ又ハ職業ヲ營ムコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス

其疾病休業ノ時間二十日ニ至ラサル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス

疾病休業ニ至ラスト雖モ身體ニ創傷ヲ成シタル者ハ十一日以上一月以下ノ重禁錮ニ處ス

故意を以て他人を毆打して傷つけ二十日以上之が爲めに病氣に罹り其仕事を爲すに能はざるに至らしめたる者は一年以上三年以下の重禁錮に處するものなり
其疾病の爲めに業を休みたる時間が二十日以下なる時は一月以上一年以下の重禁錮に處せらるるものなり
疾病休業に至らず雖も身體に創を成したる時は十一日以上一月以下の重禁錮に處せらるるものなり

第三百二條 豫メ謀テ人ヲ毆打創傷シ休業癡篤疾又ハ死ニ致シタル者ハ前數條ニ記載シタル刑ニ照シ各一等ヲ加フ

人を毆打するに一時の憤りに乗つたるにあらずして豫め謀りて之を傷つけたる時は其危篤なる疾にかゝらせたる時又は不具になしたる時又は仕事を休ましむるに至らしめし時又は之を死に致したる時は其加へたる害の模様によりて前數條に記載し來りたる各條項の刑に一等を加へて之を處分するものなり

第三百三條 重罪輕罪ヲ犯スニ便利ナル爲メ又ハ已ニ犯シテ其罪ヲ免カル、爲メ人ヲ毆打創傷シタル者ハ亦前條ノ例ニ同シ
重罪輕罪を犯すに付其犯罪を容易ならしむる便利の爲め又は已に罪を犯したる後に其罪を免れんが爲めに人を毆打して創傷したる者は亦前條の例に照らして處分せらるるものなり即本條の主意は第二百九十六條の主意と同一なるものなり

第三百四條 毆打ニ因リ誤テ他人ヲ創傷シタル者ハ仍ホ毆打創傷ノ本刑ヲ科ス

本條も亦第二百九十八條と其主意を同くと毆打を爲すに依りて誤て他人を傷けた
(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ)
對スル罪 第二節 毆打創傷ノ罪 二百四十五

（第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第二章 對スル罪 第二節 毆打創傷ノ罪）
る者は固より過失に出るものなれども矢張犯人には身體を毆打創傷するの故意ありてなす者なれば他人を傷けたるに論なく毆打の本條に依りて刑を科するものなり

第三百五條 二人以上共ニ人ヲ毆打創傷シタル者ハ現ニ手ヲ下シ傷ヲ成スノ輕重ニ從テ各自ニ其刑ヲ科ス若シ共毆シテ傷ヲ成スノ輕重ヲ知ルコト能ハサル時ハ其重傷ノ刑ニ照シ一等ヲ減ス但教唆者ハ減等ノ限ニ在ラス

二人以上共に罪を犯したる場合は普通の罪に於ては各自に其刑の全部を科するは既に共犯の場合に説きたるが如くなれども本條の場合に於ては二人以上にて共ニ人を毆打したる場合に於て負ふべき責は實際に手を下して傷を爲すの輕きと重きとに從て各其自分の爲したる度に因り其刑を科するものなり若し其創の誰たるを知る能はざる場合に於ては其最も重き創を附けたる刑より一等を減するものなり是れ必竟罪の疑はしきは輕きに失せよとの主義より來る減刑に外ならざるなり故に其教唆者の如きは此犯罪人の兩方を教唆し斯る結果に至らしめたる者なれば其

甲乙二人の間に於ては其下手人不明なるより一等を減すといへども教唆者たる者は其中の一人が必らず之を爲したるに相違なければ刑を減するを得ざるなり凡て本條が斯くの如く創傷の結果に就て區別するものは元來毆打の罪が其結果の如何に依りて一々罪を區別して處刑するが故に斯る規定を設けたる所以なり

第三百六條 二人以上共ニ人ヲ毆打スルニ當リ自ラ人ヲ傷セスト雖モ幫助シテ傷ヲ成サシメタル者ハ現ニ傷ヲ成シタル者ノ刑ニ一等ヲ減ス

二人以上の者共に人を毆打する場合に當り自から手を下して實際に人を傷つけたるとなしといへども他人を助けて傷を成すに至らしめたる者は實際自から手を下して傷つけたる者の刑より一等を減するなり是れ只助けたるに止まるが故なり畢竟是亦前條と同く毆打創傷罪は其創の結果に依りて刑を區別するものなるが故に共犯の場合も亦斯くの如くに區別するものなり

第三百七條 健康ヲ害ス可キ物品ヲ施用シテ人ヲ疾苦セシメタル者ハ豫メ謀テ毆打創傷スルノ例ニ照シテ處斷ス

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ) 二百四十八
對スル罪 第三節 殺傷ニ關スル宥恕及ヒ不論罪

故意を以て身體の健康を害する藥品の如きものを用ゐ他人に服用せしめ夫れが爲めに人を疾病せしめて苦しめたる者は有形上に之を毆打創傷したるにはあらざれども豫め謀て毆打したるものとして之を罰するなり

第三百八條 人ヲ殺スノ意ニ非スト雖モ詐稱誘導シテ危害ニ陷

レ因テ疾病死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ヲ以テ論ス

人を殺すの意志あるに非らずして人を詐り欺き危害の場所に誘ひ夫れが爲めに創傷を受けて疾病し又は死するに至らしめたる時は矢張毆打創傷を以て處分せらるるものにして即ち本條は第二百九十七條と其主意を同一とするものなり

第三節 殺傷ニ關スル宥恕及ヒ不論罪

本節は殺傷即謀殺故殺毆打創傷等に關する犯罪に就ての宥恕即ち刑を減すると及
其罪を論ぜざる場合を規定したるものなり凡そ宥恕して刑を減すると及罪を論
ぜざる場合には通常の場合と特別の場合とありて通常の場合は一 generally 刑法全體
に用ゐらるるものにして既に總則に於て之を述べたるが如し而して其特別の場合
は即ち或る種類の罪に限りて減刑し又は其罪を論ぜざるものにして本節は即ち殺

傷罪に就てのみ適用さるるものなり

第三百九條 自己ノ身體ニ暴行ヲ受クルニ因リ直チニ怒ヲ發シ

暴行人ヲ殺傷シタル者ハ其罪ヲ宥恕ス但不正ノ所爲ニ因リ自
ラ暴行ヲ招キタル者ハ此限ニ在ラス

本條の宥恕に依りて刑を輕減せられんには三個の條件を要し此條件を備ふるべき
は即ち本條に依りて輕減さるるものなり

第一自己の身體に腕力によりて暴行を受けたる事

第二他人より暴行を受けたるが爲めに憤りを發して直ちに其暴行者を殺傷したる
事

第三暴行を受くるの原因は毫も自己の刑法に問はるべき不正の所爲に出て之を招
きたるにあらざる事

以上の三條件を備ふる時は情狀の察するに足るべきものなれば其罪を宥恕して刑
を輕くするものなり

第三百十條 毆打シテ互ニ創傷シ其手ヲ下スノ先後ヲ知ルコト

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ) 二百四十九
對スル罪 第三節 殺傷ニ關スル宥恕及ヒ不論罪

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ對スル罪 第三節 殺傷ニ關スル宥恕及ヒ不論罪) 二百五十
能ハサル者ハ各其罪ヲ宥恕スルコトヲ得

相交互に打合ひ双方共に傷つきて實際其手を下したる者何れか前何れか後なるや
不分明にして知ると能はざる者は双方共に各其罪を宥恕するとを得るなり

第三百十一條 本夫其妻ノ姦通ヲ覺知シ姦所ニ於テ直チニ姦夫
又ハ姦婦ヲ殺傷シタル者ハ其罪ヲ宥恕ス但本夫先ニ姦通ヲ縱
容シタル者ハ此限ニ在ラス

本條は夫の其妻及姦夫を姦通の場所に於て殺傷したる場合を規定したるものにし
て左の要件あるを必要とするなり

第一姦通の現行なる事 即ち姦婦姦夫が目前にて現に同衾するが如く姦通の所爲
あるを要するなり

第二姦所に於て直ちに殺傷し姦通と殺傷と同時なる事 假令本夫が其姦通を目撃
するも其姦通の場所に於て之を殺傷したるにあらずして他日之を殺すが如きは宥
恕の限りにあらず即ち宥恕を得べき場合は姦通し居る場合に其姦通と同時に之を
殺傷したるものならざるべからず然れども姦夫姦婦を追驅け他の場所に逃げ出で

しを殺傷したるが如きは其所爲相連続するが故に又姦所と見做すを得べきなり
第三本夫先きに其姦通を承諾せざる事 一旦本夫が其姦通を承諾したるに於ては
假令以上の條件を備ふるも宥恕の限りにあらず

以上の條件を備ふる時は即ち本條に依りて宥恕せらるべきものなり是他なし姦婦
が姦夫と現に姦通し居るを見て憤りを發するは人情忍ぶ能はざる所なればなり故
に又此罪を犯す者は必らず其姦婦の本夫たらざるべからざるは當然なりとす

第三百十二條 晝間故ナシ人ノ住居シタル邸宅ニ入り若ハ門戸
牆壁ヲ踰越損壞セントスル者ヲ防止スル爲メ之ヲ殺傷シタル
者ハ其罪ヲ宥恕ス

晝間故なくして人の住居したる邸宅に入らんこと即第七十一條の犯罪を爲さん
とする者を防ぐが爲めに腕力を用て之を殺傷したる者は亦宥恕して刑の幾分を減
するなり而して本條特に晝間といふものは夜間の場合には第三百十五條に依り不
論罪となるべきものなれども晝間は夜間と異なりて若し如斯不法を行ふ者に遇ふ
時は直ちに人の助けを叫び得べく強ち之を殺傷するに非らざれば其害を拒き能は

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ對スル罪 第三節 殺傷ニ關スル宥恕及ヒ不論罪) 二百五十一

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ對スル罪 第三節 殺傷ニ關スル宥恕及ヒ不論罪) 二百五十二

ざるにあらざるを以て只宥恕するに止まりて不論罪なるものにあらざるが故に如斯區別を設けたるものなり

第三百十三條 前數條ニ記載シタル宥恕ス可キ罪ハ各本刑ニ照シ二等又ハ三等ヲ減ス

前數條に記載したる理由に依り宥恕すべき時は各其本條の刑に照らし夫れより二等又は三等を減するものなり

第三百十四條 身體生命ヲ正當ニ防衛シ己ムコトヲ得サルニ出テ暴行人ヲ殺傷シタル者ハ自己ノ爲メニシ他人ノ爲メニスルヲ分タス其罪ヲ論セス但不正ノ所爲ニ因リ自ラ暴行ヲ招キタル者ハ此限ニ在ラス

法律は身を殺してまで仁を爲せよといはず故に其尤も大切なる身體生命に危害を加へんとする者ある時は之に向て正當なる手段を以て之を防ぐは余々自然の權利なり故に法律も如斯場合に於て人を殺傷したる者は罪として之を論せざるなり而して其正當防衛として不論罪たらんには必らず左の要件を備へざるべからず

第一不法の暴行を受くる事 即ち其受くる所の暴行は必らず不法なるを要す故に入を捕縛するの權利ある者が正當なる法律規則の手續に依り之を捕へんが爲めに腕力を以て暴行を加ふるが如きは不法にあらざるが故に之に對して正當防衛の權なく從て本條の不論罪たると能はず

第三腕力を用ゐて防衛するの止むを得ざるに出づる事 假令不法の暴行者といへども妄りに之を殺傷し得べきものにあらず故に之を殺傷して正當防衛たらんには必らず防衛の止むを得ざるに出て即ち他を殺傷するにあらざれば自己を防衛すると能はざる時ならざるべからず

第三身體生命等に受けたる直接切迫危害なる事 即ち其受けたる危害は身體生命に關する危害の然かも直接切迫なるを要するものなり

第四不正の所業に依り自から暴行を招きたるものに非らざる事 其原因の何たるかを問はず其暴行を被むるは自己の不正なる所業の爲めに招きたるものにあらずして必らずや不法に被りたる暴行ならざる可からず

以上の數要件を備ふる時は其自己の爲めにし又は他人の爲めにしたるを問はず正當防衛として其罪を論せられざるなり

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ對スル罪 第三節 殺傷ニ關スル宥恕及ヒ不論罪) 二百五十三

(第三編 身體財產ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ對スル罪 第三節 殺傷ニ關スル宥恕及ヒ不論罪)

二百五十四

第三百十五條

左ノ諸件ニ於テ已ムコトヲ得サルニ出ラ人ヲ殺傷シタル者ハ其罪ヲ論セス

- 一 財産ニ對シ放火其他暴行ヲ爲ス者ヲ防止スルニ出タル時
- 二 盜犯ヲ防止シ又ハ盜贓ヲ取還スルニ出タル時
- 三 夜間故ナク人ノ住居シタル邸宅ニ入り若ハ門戶牆壁ヲ踰越損壞スル者ヲ防止スルニ出タル時

本條も亦自己の財産に關する正當防衛の類似の場合に就ての不論罪を規定せるものなり即以下記載の諸件に於て已むを得ず人を殺傷したる者は其罪を論ぜざるなり

一 財産に對し火を放ち又は其他腕力に依りて暴行を爲す者を防ぐに出たる時
財産は其器具の如き其動産なるも又家屋の如き不動産なることを問はず之に火を放ち又は腕力に依りて之を毀つ者ある時は其害を被むる甚しきものなれば之を防ぐは余々良民の當然の權利にして止むを得ざるものなるが故に是等の暴行者を防ぐに出たる殺傷は其罪を論ぜざるなり

二 盜犯即強盜竊盜の入るを防ぎ又は夫等の盜賊が盜み去らんとする物品を取還すに出たる時

余々は法律の規定以外に何人にも權利を犯さるゝとなし故に強盜竊盜等が侵入し來りて余々の權利を犯さんとする者あれば假令之を殺傷するも其罪を論ぜらるべきにあらす故に此等の者余々の物品を盜み去らんとする時は余々は厭迄之を取還すべき權利あるが故に之を取還さんとして殺傷したる時も亦其罪を論ぜらるゝとなし然れども此場合に於ては必らず其盜み去らんとする時ならざるべからずして既に一旦盜み去られたる物は假令其者の家に存するを知るも其相當の手續を経るに非らざれば取還し得べきものにあらざるを以て從て之を取還さんとして殺傷したる者は不論罪たるを得ざるなり

三 夜間理由なくして人の住居したる圍内若くは家屋内に入り又は門、扉等を踰へ或は之を毀つ者を防ぐに出たる時凡そ是等の者は妄りに人の邸宅内に入る者なるを以て其目的多くは殺人盜賊等に在る者なれば本條第二の場合と同く其未だ害を加ふるもの甚しからざるに乗じて之を拒ぐは亦必竟自分を防衛する一の手段なるを以て夫が爲めに人を殺傷したる者は又其罪を問はざるものなり

(第三編 身體財產ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ對スル罪 第三節 殺傷ニ關スル宥恕及ヒ不論罪)

二百五十五

第三百十六條

身體財産ヲ防衛スルニ出ルト雖モ已ムコトヲ得

サルニ非スシテ害ヲ暴行人ニ加ヘ又ハ危害已ニ去リタル後ニ於テ勢ニ乘シ仍ホ害ヲ暴行人ニ加ヘタル者ハ不論罪ノ限ニ在ラス但情狀ニ因リ第三百十三條ノ例ニ照シ其罪ヲ宥恕スルコトヲ得

本條は前二條に記載したる正當防衛に要する條件の不完全なる場合の罪を規定したるものにして即其殺傷は身體又は財産を防衛するに出づるも實際殺傷するとの外之を防ぐの策なく止むを得ずして殺傷したるに非らずして妄りに害を暴行人に加へたる者又假令ば自己を殺さんとしたる暴行人が其力の足らざるを知りて逃げ去らんとするが如く自己に對する危害は既に去り自己を防ぐ爲めに之を殺傷するの必要な時に至り其勝ちに乗じて殊更に害を暴行人に加へたる者は前條に依りて不論罪となり得べき限りにあらず然れども其時の様子に依り第三百十三條の例に照らし其罪を宥恕して本刑に二等又は三等を減ぜらるゝなり

第四節 過失殺傷ノ罪

過失殺傷とは自己の意志に非らざる偶然の結果即ち人の死亡の結果を生ずべきことを知らざるに在りて本條は即ち其過失に出て人を殺傷したる者に就て規定せしものなり而して其要件とするものは自己の所爲に依て人を殺傷したる事其所爲は過失に出てたるとの二なりとす

第三百十七條 疎虞懈怠又ハ規則慣習ヲ遵守セス過失ニ因テ人

ヲ死ニ致シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

過失には左の四個の種類あり(一)疎虞疎虞と懈怠とは殆んど相同しきか如くなれども疎虞は必竟心意の怠慢に屬するものにして其思慮の足らざるより過失を爲すに至るを謂ふものなり(二)懈怠懈怠は疎虞の如く心意に屬するものにあらずして行爲の怠慢より過失を生ずるに至るを謂ふものなり(三)規則を守らざる事 規則とは行政上の取締法を云ふものにして危険の虞あるものは行政上に於て其注意方を定めたり例へば道路に穴を穿ちたる時は燈を點ト置くべしと定めたるを守らずして夫れが爲めに過失を爲すに至るか如きなり(四)慣習を守らざる事 古よりの爲來りを守らず假令ば船長が危険の場所を航海するに古へより定まりたる道を通

第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ
對スル罪 第五節 自殺ニ關スル罪
らずして爲めに過失を引出すに至るか如きことをいふ即ち以上四個の事柄に於て過ちを生し爲めに人を死に至らしめたる者は二十圓以上二百圓以下の罰金を科せらるるものなり

第三百十八條 過失ニ因テ人ヲ創傷シ癱篤疾ニ致シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

前條の如き方法に依て夫が爲め死に至らずといへども人を傷け危篤の病に罹らしめ又は不具の者爲したる時は十圓以上百圓以下の罰金に處せらるるなり

第三百十九條 過失ニ因テ人ヲ創傷シ疾病休業ニ至ラシメタル者ハ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前々條の如き行爲に依て人を傷つけ危篤癱疾等に至らずといへども疾病に罹りて業を休むに至らしめたる時は二圓以上五十圓以下の罰金に處せらるるものなり

第五節 自殺ニ關スル罪

自殺とは故意を以て自から生命を斷つ所の爲をいふものなり而して刑法は人間に此世に生存するを強ゆる能はざるが故に自分に自分の生命を斷つは其自由なり

さいへども人に自殺するを勧め又は其自殺を助くる等の所爲を問はざる時は其害延て公益に及ぶものなれば本節の罪を設けて之を處罰するものなり

第三百二十條 人ヲ教唆シテ自殺セシメ又ハ囑託ヲ受ケテ自殺人ノ爲メニ手ヲ下シタル者ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス其他自殺ノ補助ヲ爲シタル者ハ一等ヲ減ス

本條の罪を成立するには自殺人自殺の決心ある事人に自殺を勧め誘ふ事及其頼みを受けて生命を斷つ所の爲ある事の三つの條件を備ふるを要す而して其頼みを受けて手を下したる者の如き若し自殺人に自殺の決心なく又頼みをも受けずして手を下せば通常の殺人罪となるものなれば必らず此條件を備へたる場合に非ざれば六月以上三年以下の輕禁錮に處せられ十圓以上五十圓以下の罰金を併せて科せられざるなり其他手を下さずといへども自殺の助けを爲したる者は本條の刑より一等を減するなり

第三百二十一條 自己ノ利ヲ圖リ人ヲ教唆シテ自殺セシメタル

者ハ重懲役ニ處ス

自己の利益の爲めに其人の生存を不利とし勸めて自殺せしめたる者は重懲役に處せらるるものなり今之を例ふれば相續の位置に在るものが速かに其財産の相續をなさんと欲するよりして之に自殺を勸めたる如き場合を云ふものにして如斯は殆んど普通の殺人罪と異なるなく只其手を下したる者は自殺人自身にして其勸めを承諾したりといふに過ぎざるを以て之を斯の如き重刑に處するは固より當然なり

第六節 擅ニ人ヲ逮捕監禁スル罪

本節は人の自由を束縛するより生ずる罪にして余々身軀の自由の如きは尤も大切なる權利にして法律に依る外は擅りに其自由を奪ひ若くは狭めらるるものにあらす故に本節を設けて妄りに人を捕へ又は押込て其自由を束縛したる者の所爲を罪するなり

第三百二十二條 擅ニ人ヲ逮捕シ又ハ私家ニ監禁シタル者ハ十

一日以上二月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス但監禁日數十日ヲ過クル毎ニ一等ヲ加フ

余々の自由は極めて大切なるものにして法律に定めたる以外に其自由を束縛せられざるは帝國憲法の明かに余々に與へたる權利なり然るに不法にも妄りに人を捕へて其自由を束縛し又は官の獄にあらざる私の家屋等に押込めたる者あらは十一日以上二月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を併せて科するものなり而して妄りに捕へ又は監禁すは極めて廣き意味の言葉にして假令平素人を捕ふるの官に在る者といへども法律の定めたる相當の手續に依るにあらざれば妄りに人を捕ふるを得ざるなり而して其監禁の場合に於て其押込め置きたる日數の十日を越るとに益々其罪の一等つゝを加ふるなり

第三百二十三條 擅ニ人ヲ監禁制縛シテ毆打拷責シ又ハ飲食衣

服ヲ屏去シ其他苛刻ノ所爲ヲ施シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

既に前條の罪を爲したる上之を打たゞき或は之を拷問し又は其飲食物を與へず或は衣服を剥き去り其他殘酷なる所爲を施したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を併せて科せらるるものなり何となれば如斯事は

第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ 對スル罪 第六節 擅ニ人ヲ逮捕監禁スル罪

其職に在る官吏と雖も爲し得べからざるとなればまして其職に在らざる者の所爲を如斯刑罰に處するは怪しむべきにあらざるなり

第三百二十四條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

前條の罪を犯し夫れが爲めに人を疾病若くは死傷等に至らしめたる者は毆打創傷の本條に照らして其重き刑を科せらるゝなり是れ本條の場合に前條の刑を科するをこせば毆打創傷と權衡を得ざるかためなり

第三百二十五條 擅ニ人ヲ監禁シ水火震災ノ際其監禁ヲ解クコトヲ怠リ因テ死傷ニ致シタル者ハ亦前條ノ例ニ同シ

擅に人を押込め置き出水火災其他地震等の天災生したる時に故意に其束縛したる自由を解くを怠り夫が爲めに死亡若くは傷つく等に至らしめたる場合には前條と同く毆打創傷の例に照らし其重きものに從て處分するなり

第七節 脅迫ノ罪

脅迫とはおとし又はおびやかす等の所爲を云ふものにして暴行に對するものなり

故に此罪は暴行殺傷等の豫防に出たる一の處分にして言語を以てするを文書を以てするを問はず人をして恐れしむるが如き所爲を罰する處の規定なり

第三百二十六條 人ヲ殺サント脅迫シ又ハ人ノ住居シタル家屋ニ放火セント脅迫シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

毆打創傷其他暴行ヲ加ヘント脅迫シ又ハ財産ニ放火シ及ヒ毀壞劫掠セント脅迫シタル者ハ十一日以上二月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

人を殺さんぞ脅かし又は人の住居する家を焼き拂はんぞ脅したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處せられ併せて二圓以上十圓以下の罰金を科せらるゝものなり而して其の脅かす方法は言語たり或は文書たるを問はず雖も其目的を達するに十分なる力ありて實際之を行ひ得るものにして其脅かされたる者の恐るゝ十分の値あるものならざるべからず而して又如斯脅迫をなすには必らず之が原因の存するものならざれば實際に於て其目的を達する力あるものと云ふを得ず假令其

對スル罪 第七節 脅迫ノ罪 者に怨を懷くまじ金を出せ出さざれば殺すべしと云ふが如き自然附加する處の原
因なり

第二項は其脅迫の度前項より稍や軽くして毆打創傷其他暴行を加へんと脅かし又
は一部の財産を焼き拂らひ及び之を毀ち或は掠めんと脅かしたる者は其恐れを懷
くの度前項に比して少なきものなれば本項規定の如く十一日以上二月以下の重禁
錮に處し併せて二圓以上十圓以下の罰金を科するものなり

第三百二十七條 兇器ヲ持シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ各一等
ヲ加フ

刀劍銃炮の如き切れ物を以て人を脅かしたる者は其危險大にして恐れを懷くこと
も亦甚しきものなれば前條の刑に一等を加へて罰するものなり

第三百二十八條 親屬ニ害ヲ加フ可キ事ヲ以テ脅迫シタル者ハ
亦前二條ノ例ニ同シ

前條は本人を脅かしたる場合にして本條は脅かされたるものは本人ならざれども
其刑法上の親屬の生命及財産等を斯く々々すべしと前條の如くに脅かしたる者も

亦た前條と同一刑に處するものなり是れ親屬は其の間に親疎の別等あるも相愛し
相親むものなるを以て其の一身に加へらるる害は自己の身上に受くること異ならざ
ればなり

第三百二十九條 此節ニ記載シタル罪ハ脅迫ヲ受ケタル者又ハ
其親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

此節に記載したる凡ての罪は其脅迫を受けたる者自身又は其親屬の官に訴へて後
に其罪を論ずるものなり是れ人は各異なる精神ありて其精神には大膽なるものと
小膽なるものとありて甲には脅迫となる者も乙には脅迫ならざるものあれば他
人に於て之を圖り知り難きが故に斯くの如く其訴を待て而して後に其罪を論ずる
ものとなせしなり

第八節 墮胎ノ罪

墮胎とは藥其他の方法を以て不正に胎内の子を墮すものにして此罪は畢竟之を安
全に生み落すときは通常の人間となるべきものなれども未だ此世に生れ出でざる
前なれば別に此罪を設けて之を處罰するものなり

第三百三十條 懷胎ノ婦女藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス

懷胎したる婦女が自から藥劑或は他の仕方によりて胎兒を殺すの意にて胎内の子を墮したるときは一月以上六月以下の重禁錮に處せらるゝなり墮るすきは未だ出生の期に至らざる以前に無理に之を生むものを云ふ蓋し如斯は人類の生育を妨げ人倫に背くものなれば本條の規定を爲して之を處刑するものなり

第三百三十一條 藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシメタル者ハ亦前條ニ同シ因テ婦女ヲ死ニ致シタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス

前條は自から墮胎を行ひたるものにして本條は他人が墮胎を行はしめたるときなり即ち藥物其他の仕方に依りて胎内の兒を墮しめたる者も亦前條と同ト刑に處するなり而して若し之が爲めに其懷胎の婦女を死に至らしめたる時は其罪大なるが故に一年以上三年以下の重禁錮に處するものなり

第三百三十二條 醫師穩婆又ハ藥商前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ各

一等ヲ加フ

醫師及產婆を業とする者は凡て胎兒を安全に出生せしむるを職とする者なれば若し是等の者が不正にも前條の罪を犯したる時は其職分に反する者にして其罪更らに重きが故に其刑に各一等を加ふるものなり藥を賣る商人も亦同トき理により同ト罪を以て問ふべきものなり

第三百三十三條 懷胎ノ婦女ヲ威逼シ又ハ誑騙シテ墮胎セシメタル者ハ一年以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス

本條は前條の如く婦女が自分の心から之を爲すにあらざして之をおとし迫り又は之を欺きて胎兒を墮したる者は其所爲たる惡むべくして其情狀更らに重きものなるを以て一年以上四年以下の重禁錮に處するものなり

第三百三十四條 懷胎ノ婦女ナルコトヲ知テ毆打其他暴行ヲ加ヘ因テ墮胎ニ至ラシメタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス其墮胎セシムルノ意ニ出タル者ハ輕懲役ニ處ス

本條は前條と異り墮胎せしむる心あるにはあらざれども其懷胎の婦女たることを知

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ) 二百六十八

りながら之を打ち又は其他の手荒らなる所爲を加へて夫れが爲めに終に墮胎するが如き結果を生ずるに至らしめたる者は極めて残酷なるものにして其情一層重きものなれば二年以上五年以下の重禁錮に處し其最初より墮胎せしむる心にて毆打其他の暴行を爲したる者は其情更らに夫よりも重きが故に輕懲役に處するものなり

第三百二十五條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ癡篤疾又ハ死ニ

致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

前二條の罪を犯し夫が爲めに懷胎の婦女を死に致し又は危篤なる疾病或は不具の者爲したる時は毆打創傷の本條に照らし其重きものに從て處斷するなり

第九節 幼者又ハ老疾者ヲ遺棄スル罪

八才以下の小兒又は自から生活すると能はざる老人病者は既に通常一人前の人間にあらざるを以て自分の働きを以て生活し得ると能はざれば之を養育するの任ある者にして之に食料を興へず之を打棄つる者は本節の規定に依て各其罪に處せらるべきなり是畢竟人倫の大義に屬するものにして其道德に背くの大なるものなればなり

ばなり

第三百三十六條 八歳ニ滿サル幼者ヲ遺棄シタル者ハ一月以上

一年以下ノ重禁錮ニ處ス

自ラ生活スルコト能ハサル老疾者ヲ遺棄シタル者亦同シ

未だ八歳にならざる幼き小兒を棄てたる者は一月以上一年以下の重禁錮に處せらるるものなり何となれば如斯幼者は自から生活すると能はざる者なれば父母或は兄弟姉妹等は之を養育すべき義務ある者なればなり通常遺棄とは暴行脅迫又は詐偽に出るものなれども亦幼者老疾者を其場に置き去りにして養育者の他に逃れたるべきをも含むなり

自から働き以て生活する能はざる老人及病人等を打棄て置きたる者も亦前項と同ト理由に依りて同ト刑を科せらるるなり

第三百三十七條 八歳ニ滿サル幼者又ハ老疾者ヲ寥闕無人ノ地

ニ遺棄シタル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス

八歳に滿さる小兒又は老人病者等を寂むしき人通りのなき場所に棄て置く者は四

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ) 二百六十九

對スル罪 第九節 幼者又ハ老疾者ヲ遺棄スル罪

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ) 二百七十

對スル罪 第九節 幼者又ハ老疾者ヲ遺棄スル罪
月以上四年以下の重禁錮に處せらるるなり是如斯人々は人の助けに依るに非らざれば其命を保つと能はざる者なれば人通り多き市街の如き場所なれば助けを乞ふも易しと雖も無人の寂しき場所に於ては其助けを得るも難き故に終には死に至るが如きとありて其罪一層重き故に斯くの如く規定したるものなり

第三百二十八條 給料ヲ得テ人ノ寄託ヲ受ケ保養ス可キ者前二條ノ罪ヲ犯シタル時ハ各一等ヲ加フ

給料即ち養ひ料等の報酬を受け人の頼みに依りて前條の如き幼者老人病人等を養ふべき義務ある者が前二條に記載したる如き所業ある時は其依頼せられたる任を盡さざる者にして其罪一層惡むべきものなるが故に通常の場合に一等を加へて之を處分するものなり

第三百二十九條 幼者老疾者ヲ遺棄シ因テ癡疾ニ致シタル者ハ輕懲役ニ處シ篤疾ニ致シタル者ハ重懲役ニ處シ死ニ致シタル者ハ有期徒刑ニ處ス

幼者老人等を棄て之れが爲め餓饑等に迫り不具になしたる時は其情重きものなれば之を輕懲役に處し死に垂んとする危篤なる疾に致したる者は重懲役に處し死に至らしめたる者は其情一層重きものなれば之を有期徒刑に處するものなり

第三百四十條

自己ノ所有地又ハ看守ス可キ地内ニ遺棄セラレタル幼者疾病者アルコトヲ知テ之ヲ扶助セス又ハ官署ニ申告セサル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス

若シ疾病ニ罹リ昏倒スル者アルコトヲ知テ扶助セス又ハ申告セサル者亦同シ

自分の所有する土地又は自分か之を監督すべき場所内に打棄てられたる小兒及び老人病者等あるとを知りながら之を助くるを爲さず又は官署に告げて其手續を爲すべきに之を爲さざる者は不仁の甚しき者なれば十五日以上六月以下の重禁錮に處するものなり又若し幼者老疾者等にあらざるも一時の疾病により目を廻はし又は苦しみに堪へずして行き倒れ居る者の自分の所有地又は監督すべき地内に在るを知りながら之を助けず又は官署に告げ知らさざる者は前項と同ノ刑に處せらるるものなり

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ) 二百七十一

對スル罪 第九節 幼者又ハ老疾者ヲ遺棄スル罪

第十節 幼者ヲ略取誘拐スル罪

未だ一人前にならざる即ち二十歳未満の幼者を腕力により暴行をなし或は之を脅して奪ひ取り又は之を欺き偽りてかどわかしたる者は本節の規定に依りて罰せらるゝなり是現今に於ては甚少なしと雖も古へより婦女を略取誘拐して娼妓となし又は奴隸となしたるの例は數多これあるなり法文に所謂略取とは暴行脅迫に出たる奪取の所爲を云ひ誘拐とは詐僞に出でたる奪取の所爲を云ふ故に本節の罪は略取誘拐して即ち權利なくして故意に幼者を其父母後見人より奪取りて藏匿し交付したるまきに成立するものなり

第三百四十一條 十二歳ニ滿サル幼者ヲ略取シ又ハ誘拐シテ自ラ藏匿シ若ハ他人ニ交付シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

十二歳に滿たざる幼者を奪ひ又は之を誘ふて自分に之を匿くし若しくは他人に渡したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處せられ併せて十圓以上百圓以下の罰金を科せらるゝものなり是十二歳以上の幼者なれば多少智識ある者なれば聲を上げ

て人の助けを乞ふも又自から逃れ歸るとも出來得べきとなきにあらずさいへども十二歳以下の幼者の如きは斯くの如きとを爲し得ざるを以て次條と互に區別したるものなり而して本條の罪を成すに必要なるは十二歳未満の幼者なる事及腕力暴行又は脅迫等に依り奪ひ取り或は欺き偽りてかどわかしたる事の二なりとす

第三百四十二條 十二歳以上二十歳ニ滿サル幼者ヲ略取シテ自ラ藏匿シ若ハ他人ニ交付シタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス其誘拐シテ自ラ藏匿シ若ハ他人ニ交付シタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

本條第一項の犯罪の所爲は前條と同一なれども只其略取若しくは誘拐されたる者が十二歳以下なること十二歳以上なることに因りて異なるものなり是其之を奪ふに難きと易きとあるに依り從て其罪の度に於ても輕重を附したるものなり故に此一項の罪に當る者は一年以上三年以下の重禁錮に處せられ併せて五圓以上五十圓以下の罰金を科せらるゝものなり

第二項の規定は即ち幼者も雖も既に十二歳を経過したる者の如きは殆んど一人前に近き智識をも持つものなれば其かどわかしたる後に之を藏まい又は他人に渡す等は極めて困難にして從て其情に就ても亦斟酌すべきものあるか故に其犯人を六月以上二年以下の重禁錮に處し併せて二圓以上二十圓以下の罰金に處するものなり

第三百四十三條 零取誘拐シタル幼者ナルコトヲ知テ自己ノ家屬僕婢ト爲シ又ハ其他ノ名稱ヲ以テ之ヲ收受シタル者ハ前二條ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス

奪ひ取られ又はかどわかされたる幼者なるを知らながら之を自分の家屬即妻等とみなし又は下男下女其他の名稱假令ば娼妓として之を受取りたる者は零取誘拐したる者よりも情輕きが故に前二條の刑より一等を減するなり

第三百四十四條 前數條ニ記載シタル罪ハ被害者又ハ其親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス但略取誘拐セラレタル幼者式ニ從テ婚姻ヲ爲シタル時ハ告訴ノ效ナシ

前數條に記載したる種々の罪は害を被りたる者即幼者の父母及監督者の如き者又は其親屬の官に訴へ出でたる後に於て初めて罪を論ずるなり然れども其奪はれたる者又はかどわかされたる者が正當なる儀式を履んで婚禮を爲したる時は告訴するも其効なく罪を成立するとなきものなり其式に依るときは戸籍上の手續を爲し終りたるを云ふものにして祝宴三々九度の如きを爲したりして正式を終へたるものと謂ふを得ず而して其告訴の効なき理由は正式の結婚をなしたる者は假令其初めは不法に零取されたるも後に至りて其略取に許諾を與へたるものなればなり

第三百四十五條 二十歳ニ滿サル幼者ヲ零取誘拐シテ外國人ニ交付シタル者ハ輕懲役ニ處ス

二十歳に滿たざる幼者を奪ひ又はかどわかして外國人に渡したる者は多く私利を圖るに在りて其情惡むべく殊に國辱にも關し又外國人に交付したる時は復歸するとも困難なるが故に前條の場合と異り之を輕懲役に處するものなり而して尙本條の如きは前條と異り假令害を受けたる者若くは親屬の告訴なしと雖も發覺次第之を處分すべきものなり

第十一節 猥褻姦淫重婚ノ罪

猥褻とは淫猥の所爲を云ふものにして姦淫の如く交接のみを云ふに非らずして男より男、女より女に對するも亦之を爲し得べきものなり姦淫とは不正なる男女の交合を云ひ重婚とは未だ前婚の解けざるに重ねて結婚する者にして是等は風俗を紊り操を瀆がし人倫を亂るものなれば之を罰せんがために本節の規定をなしたるものなり

第三百四十六條 十二歳ニ滿サル男女ニ對シ猥褻ノ所行ヲ爲シ又ハ十二歳以上ノ男女ニ對シ暴行脅迫ヲ以テ猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

十二歳に滿たざる男女に對して淫事を行なひ又十二歳以上の男女に對し腕力を以て暴行を加へ又は脅かして淫事を爲したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處せられ併せて二圓以上二十圓以下の罰金を科せらるるものなり而して本條十二歳以上の男女に暴行強迫を以て猥褻の所行を爲したるは十二歳以下の男女に對し單に

猥褻の所行を爲したるは其罪を同ふするものは十二歳未滿の男女は假令承諾ありき雖も智識不十分なる幼者の事なれば其承諾は眞に承諾と認むるも能はざればなり

第三百四十七條 十二歳ニ滿サル男女ニ對シ暴行脅迫ヲ以テ猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

十二歳に滿たざる男女に對して腕方に依りて暴行を爲し又は之を脅して猥褻の事を爲したる者は前條に説くが如く其情重きものなれば別に本條の規定に依りて二月以上二年以下の重禁錮に處し併せて四圓以上四十圓以下の罰金を科するものなり

第三百四十八條 十二歳以上ノ婦女ヲ強姦シタル者ハ輕懲役ニ處ス

藥酒等ヲ用ヒ人ヲ昏睡セシメ又ハ精神ヲ錯亂セシメテ姦淫シタル者ハ強姦ヲ以テ論ス

十二歳以上の婦女を強て姦淫したる者は輕重役に處す姦淫とは即ち前に述べたるが如く男女の交合を云ふものなれば本條の犯罪者たるものは必ず男子ならざるべからず而して本條を成立する要件は(第一)婦女の承諾なき事(第二)強て之を姦淫したる事の二個條件なりとす

第二項は藥酒等の品を用ひて人を覺なく睡らしめ又は精神を亂れしめたる上姦淫したる者は設令承諾ありたるが如き場合といへども強姦を以て論するなり即ち本條の罪を成立するには故意を以て藥酒を飲用せしめたる事昏睡又は精神の錯亂に乘りて姦淫したる事の二なりとす是斯の如き場合に於ては設令其時に於て承諾の形跡ありと雖も其承諾は真正なりと認むる能はざればなり然れども其果して昏睡したるか又は精神の錯亂したるかは畢竟事實の問題にして若し是等の異狀なくして承諾せし者ならば固より罪を爲らざるなり凡て此強姦罪には交合を以て欠くべからざる條件となし其交合は必ず不適合のものならざるべからざるなり故に妻及妾の如き者に對しては假令此等の所爲ありと雖も其交合を爲すは適合ならざるものにあらずれば強姦となるべきなり

第二百四十九條 十二歳ニ滿サル幼女ヲ姦淫シタル者ハ輕懲役

ニ處ス若シ強姦シタル者ハ重懲役ニ處ス

十二歳に滿ざる幼女は假令承諾したりとすも是姦淫の何ものたるを知らずして承諾したる者なれば真正の承諾と云ふを得ざるを以て其和姦の場合に於ても強姦罪と同く輕懲役に處するものなり而して若し其姦淫が暴行脅迫等に依て強て姦淫したるものなる時は一層罪を重くして重懲役に處するものなり

第三百五十條 前數條ニ記載シタル罪ハ被害者又ハ其親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

前數條に記載したる罪に就ては害を被りたる者又は其親屬の官に訴へ出づるを待て其罪を論するなり何となれば是等の刑は固より人の名譽節操を重んずるより之を設けたるものなれば其親から告ざるは被害者の榮辱に關するが故に之を蔽はんさしたるに在れば殊更に官より公訴して其罪を理する時は却て内密の事情を發き其名譽を害するものなればなり故に其告訴を待つと定めたるものなり

第三百五十一條 前數條ニ記載シタル罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス但強

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ) 對スル罪 第十一節 猥褻姦淫重婚ノ罪 二百七十九

對スル罪 第十一節 猥褻姦淫重婚ノ罪
姦ニ因テ癆篤疾ニ致シタル者ハ有期徒刑ニ處シ死ニ致シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

前數條に記載したる罪を犯し因て人を死傷したる時は犯人自から期する處にあらざるも暴行の結果より生じたるものなれば殴打創傷の本條に照らし重きものに從て處分するものなり然れども婦女を強姦したるが爲めに其婦女不具又は危篤なる疾病に陥りたる者は前と同く之を殴打創傷の例に照さんか重禁錮又は輕懲役よりも重く罰するを得ざるが故に本條は特別を設けて強姦に固り癆篤疾に致したる者は有期徒刑に處し死に致したる者は無期徒刑に處するものなり而して此等は其親から訴ふる否に關係せざるものなり

第三百五十二條 十六歳ニ滿サル男女ノ淫行ヲ勸誘シテ媒合シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

十六歳に滿たざる男女の淫行を勸めて之を媒合取持ちしたる者は一月以上六月以下ノ重禁錮に處せられ併せて二圓以上二十圓以下の罰金を科せらるるものなり是

此等の男女は淫慾の情未だ盛ならずして自から之を爲すの氣力なき者を誘ふものなれば其風俗を紊り且其行末を誤らしむるものなるを以てなり

第三百五十三條 有夫ノ婦姦通シタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス其相姦スル者亦同シ

此條ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス但本夫先ニ姦通ヲ縱容シタル者ハ告訴ノ効ナシ

夫のある婦人が夫以外の男子と姦淫したるときは六月以上二年以下の重禁錮に處せらるるものなり其婦人と相姦淫したる男子も亦同ト罪に處せらる即ち本條の罪を成立するには左の三條件を必要とす

第一夫ある婦人たる事 即ち其犯罪の當時に於て正當なる人の妻たるを要す人の妻とは結婚を行ふたる婦人にして戸籍上に登録し又は永久同居したる夫を有する者なり故に犯罪の當時に於て未だ夫を有せざるか既に夫を有したるも其當時に死去又は離別したる者は夫妻と云ふを得ざるを以て姦通罪は成立せざるなり

第二交合したる事 實際交合をなしたるものにあらずれば設令手を握り足を接ぶ

るも未だ姦通罪を成立せず必らず同衾又は陰陽の交接を爲したるにあらざれば姦通罪は成立せざるなり

第三姦通の意志ある事 假令有夫の婦が交合するの實あるも姦通の意志あるにあらずして暴行脅迫するに依り強姦せられたるが如きは姦通罪ならざるなり
以上の三要件を備ふる時は即ち姦通罪は成立するものなり而して本條の罪は其本夫が之を官に告訴したるに非らざれば其罪を論ぜざるなり是れ姦通罪は害を夫妻の愛情に加ふるものにして其被害者たる夫にして之を訴へざるに官より之が罪を論ずる時は却て家内の不名譽を世間に暴露するに至り所謂暗夜の愧を日晝に晒らし夫の名譽を害するとあるに至るものなれば本夫が自から進んで告訴するに非らざれば其罪を論ぜざるものなり然れども本夫に於て先きに其姦通を許したるときは告訴するも其効なきなり

第三百五十四條 配偶者アル者重テ婚姻ヲ爲シタル時ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

配偶者とは連れ合を云ふものにして即ち夫に在りては妻、妻に在りては夫を云ふものにして其配偶者ある者が重ねて他の者と婚姻を爲したる時は六月以上二年以下の重禁錮に處せられ併せて五圓以上五十圓以下の罰金を科せらるるものなり即ち本條の罪の成立するは配偶者ある事故意ある事重ねて婚姻する事の三條件を必要とす重ねて婚姻するとは前婚姻の消滅せず夫妻の干係未だ解けざる内に再び結婚するをいふものなり

第十二節 誣告及誹毀ノ罪

誣告とは惡意を以て現存する何某に對して其不實の事を造りて官署に告ぐるを云ひ誹毀とは事の實なるを否かを問はず人の惡事を世人に公けにするものにして二者共に人の名譽を損害するものなれば本節を設けて其罪を規定するものなり

第三百五十五條 不實ノ事ヲ以テ人ヲ誣告シタル者ハ第二百二十條ニ記載シタル偽證ノ例ニ照シテ處斷ス

事實有らざる事を以て人を誣いて官署に告訴したる者は第二百二十條に記載したる偽證罪の例に照らして之を處分するものなり即ち本條の罪の成立するには左の

(第三編 身體財產ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ
對スル罪 第十二節 誣告及誹毀ノ罪 第一章 身體ニ)

三個の條件を要す

第一官署に告訴若くは告發する事 即ち其告訴告發は書面を以てするも又は言語を以てするも官署に對し之を告ぐるの行爲あれば其方法の何たるを問はざるなり
第二告訴告發は不實の事なる事 即ち其爲したる告訴告發は實際有りたるにあらざりして無實なる事を造りて告訴したるときは檢事が公訴を起す否を問はず其罪は成立するものなり然れども其事若し實際に有りしとなれば誣告罪は成立せざるなり

第三惡意ある事 即ち人を罪に陥るゝ目的を以て爲したるを要し若し惡意なき時は罪とならず

以上の三條件の全く備はるにあらざれば即ち誣告罪は成立せざるものなり

第二百五十六條

誣告ヲ爲スト雖モ被告人ノ推問ヲ始メサル前ニ於テ誣告者自首シタル時ハ本刑ヲ免ス

元來誣告の罪なるものは其目的人を罪に陥入るゝに在るが故に設令一旦誣告をなすも被告人即ち其誣告された人が裁判所に呼出されて調べを受ける前に其誣告し

たるものなるを誣告者自から名乗り出でたる時は被告人に於て毫も損害を受くることなく又名譽を害されたるもなければ誣告の刑を免するなり

第二百五十七條

誣告ニ因テ被告人刑ニ處セラレタル時ハ第二百二十一條第二百二十二條ニ記載シタル例ニ照シテ處斷ス

誣告したるが爲めに其誣告されたる被告人刑罰に處せられたる時は第二百二十一條及第二百二十二條に記載したる偽證罪の場合と同トキ刑に處せらるゝものなり

第三百五十八條

惡事醜行ヲ摘發シテ人ヲ誹毀シタル者ハ事實ノ有無ヲ問ハス左ノ例ニ照シテ處斷ス

- 一 公然ノ演說ヲ以テ人ヲ誹毀シタル者ハ十一日以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
- 二 書類畫圖ヲ公布シ又ハ雜劇偶像ヲ作爲シテ人ヲ誹毀シタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三編 身體財產ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ
對スル罪 第十二節 誣告及ヒ誹毀ノ罪

他人の惡しき事柄或は其宜しからざる行ないの未だ世に表はれざる事實を發きて特に定まりたる人を誹りたる者は其名譽に大關係を及ぼすを以て其事の實際なる否を問はず本條の規定に依て處罰せらるゝなり故に本罪を成立せんには惡事醜行を發き出したる事其摘發の公然なる事の二條件を要す故に若し其事が新たに發き出されたるに非らずして裁判所に於て證明されたる事實の如き即ち成る犯罪に依りて刑を受けたるが如きものは設令之を公けにするとあるも誹毀となるものにはあらず而して本罪が其惡事の有無に拘はらず罪とする所以の者は設令眞實惡事醜行ありとするも其職權を有する者に非らざれば之を發きて社會に公けにするを得ざるものなればなり然れども新聞紙が公益の爲めに其惡事醜行を公けにするものは公益の爲めにしたる事實を證明し得るに於ては罪ならざるなり而して本條第一號以下に於て規定するものは其摘發を公けにする方法の異なるに從て害を被むるの度異なるより從て其罪の異なるを示したるものなり

一公けの場所即ち何人にも見聞かしむるを得る所に於て人の惡事醜行を發き特に定まりたる人を誹りたる者は十一日以上三月以下の重禁錮に處せられ併せて三圓以上三十圓以下の罰金を科するものなり

二文書即ち新聞紙雜誌及畫圖等を出版し且之を公けに發賣頒布し又種々の演劇人形等に作り人の惡事醜行を發きて誹毀したる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處せられ併せて五圓以上五十圓以下の罰金を科せらるゝものなり而して第壹號第貳號と刑に輕重ある所以のものは其社會に傳はるる度に廣狹ありて其損害の度に異なる所あるが故に外ならざるなり

第三百五十九條

死者ヲ誹毀シタル者ハ誣罔ニ出タルニ非ザレハ前條ノ例ニ照シテ處斷スルコトヲ得ス

人の名譽は只其生存間中大切なるのみならず其死後と雖も又之を維持せざるべからざるものなれば其死者に對し前條の如き方法に依りて之を誹りたる者は亦同様の罪に依りて處刑せらるゝなり然れども只生者に對する誹毀と異なる場合は生者の場合に於ては其事實の有無に依て罪の成立に關係するとなしといへども死者の場合に於ては其誹毀が不實の事を造りて之を誣ひたるものに非らざれば罪を成立せざるなり

第三百六十條

醫師藥商穩婆又ハ代言人辯護人代書人若ハ神官

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ)
對スル罪 第十二節 誣告及ヒ誹毀ノ罪

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ對スル罪 第十二節 誣告及ヒ誹毀ノ罪)

二百八十八

僧侶其身分職業ニ於テ委託ヲ受ケタル事ニ因リ知得タル陰私ヲ漏告シタル者ハ誹毀ヲ以テ論シ十一日以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス但裁判所ノ呼出ヲ受ケテ事實ヲ陳述スル者ハ此限ニ在ラス

醫師、藥商、産婆及代言人即辯護士、辯護人、代書人若クハ神官、僧侶等の業務に在る者ハ其身分職業上依頼を受けたる事柄に因りて知り得たる所の内密なる事柄を他人に漏らしたる者は誹毀の罪を以て論シ十一日以上三月以下の重禁錮に處し併せて三圓以上三十圓以下の罰金を科するものなり是此等の職業に在る者は依頼の事件上より秘密を打明かさざる可からざるとありて妄りに之を漏さるゝ時は委託の名譽を害する甚しきものなる故或る特別の場合を除くの外は之を他に漏らすべからざる義務ある者なれば斯くの如き規定を設けて其依頼の名譽を保護するものなり然れども裁判所の呼出を受けて其事實を述ぶる場合は官署の命令にして是亦公益の爲めに止むを得ざるとなれば罪として論ぜらるゝものにあらず

第三百六十一條 此節ニ記載シタル誹毀ノ罪ハ被害者又ハ死者

ノ親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

凡て此節に記載したる誹毀の罪は其害を被りたる者又は死者の親屬が訴へ出づるを待て之を論すべきものにして官より關涉して其罪を論ぜず是必竟此誹毀さるるものは其受くる人の感覺に依つて差異あるものにして或者は大なる誹毀なりとするも又或る者は少しも其意に介せざるが如きとあれば其被害本人が誹毀にもあらず害も被らず云ふものを他より關涉すべき謂はれなければなり

第十三節 祖父母父母ニ對スル罪

人倫の最も重んずべきは今更謂ふを待たずして其子孫と父母祖父母との關係の如きは天然の倫理に屬するものなるを以て尤も之を重んぜざる可からず故に我刑法に於ては特に本節を設けて其罪を規定するものなり是西洋各國に於て決して見る能はざる所の規定にして日本の日本國たる所以の美風は眞に斯の如き處に存するものなり

第三百六十二條 子孫其祖父母父母ヲ謀殺故殺シタル者ハ死刑ニ處ス

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ對スル罪 第十三節 祖父母父母ニ對スル罪)

二百八十九

第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ
對スル罪 第十三節 祖父母父母ニ對スル罪 二百九十

其自殺ニ關スル罪ハ凡人ノ刑ニ照シ二等ヲ加フ

子孫が其祖父祖母若くは父母等に對し謀殺放殺の罪を犯したるときは共に死刑に處す是れ通常人の殺人罪と異なる所にして必竟倫理上重んずべき所より來りし所の規定と云ふべきなり

而して其自殺に關するもの即ち子孫が祖父祖母及父母等の自殺を助けたるが如き總て自殺に關係する罪を犯したる時は通常人の刑に二等を加ふるなり

第三百六十三條

子孫其祖父母父母ニ對シ毆打創傷ノ罪其他監禁脅迫遺棄誣告誹毀ノ罪ヲ犯シタル者ハ各本條ニ記載シタル凡人ノ刑ニ照シ二等ヲ加フ但癱疾ニ致シタル者ハ有期徒刑ニ處シ篤疾ニ致シタル者ハ無期徒刑ニ處シ死ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス

子孫が其祖父祖母、父母に對して毆打創傷の罪其他監禁、脅迫、遺棄、誣告、誹毀等前條に述べ來りたる罪を犯したる時は各其本條に記載したる通常人が受く可き刑に照らし二等を加ふるなり然し毆打創傷、監禁、遺棄等の犯罪に依りて祖父

祖母父母等を不具に爲したる者は有期徒刑に處し危篤なる疾病に致したる者は無期徒刑に處し死に致したる者は死刑に處するものなり是れ必竟其情重く其罪大なるものなるを以て只普通の刑の二等を加ふるに甘んぜずして特に如斯重刑に處するものなり

第三百六十四條

子孫其祖父母父母ニ對シ衣食ヲ供給セス其他必要ナル奉養ヲ缺キタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

因テ疾病又ハ死ニ致シタル者ハ亦前條ノ例ニ同シ

子孫が其祖父祖母及父母に對し衣服食料を當がはず其要用なる養ひ法を缺きたる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處せられ併せて二圓以上二十圓以下の罰金を科するものなり而して本條は別段刑を加重するにあらずして是等の事を行ふは只子孫たる身分を有する者の祖父母父母に對して爲すべきの義務にして他人は此の如き義務あるべき筈なければ本條の如きは前條と共に只子孫たる身分を有する者のみの犯罪に屬するものなり

第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第一章 身體ニ
對スル罪 第十三節 祖父母父母ニ對スル罪 二百九十一

第三百六十五條 祖父母父母ニ對シタル殺傷ノ罪ハ特別ノ宥恕及ヒ不論罪ノ例ヲ用フルコトヲ得ス但其犯ス時知ラサル者ハ此限ニ在ラス

子孫の祖父祖母及び父母に對する犯罪にして殺傷の罪なる時は或る犯罪の條下に規定したる特別の宥恕例へば第二百十二條の如き犯罪、及び不論罪即第三百十四條の如き場合の例を用ゐて處分するを得ざるなり然れども其犯罪を爲したる當時に其祖父母たり父母たるを知らざる時は此限に在らずして尙宥恕不論罪たるを得べきものなり而して又一般の宥恕及び不論罪の如きも子孫及祖父祖母父母間の關係たるを以て影響せざるなり然れども是れ正當防衛に出るときは雖も不論罪ならずして總則に定むる宥恕不論罪は之を適用すべし云ふに至ては實に權衡を失したるものと云はざるべからず

第二章 財産ニ對スル罪

財産の重んずべきは多く言ふを待たず而して茲に財産と云ふものは動産不動産を合せ稱するものにして本章は凡て十節に分れ其財産に對する犯罪を規定されたり

そは財産の種類と是に對する犯罪の方法より自から其罪に輕重あるものなれば斯くは區別せられたるものなり

第一節 竊盜ノ罪

財産に關する罪は刑法上の犯罪中尤も多數なるものとす本節の罪の如きは其中にも多きものなれば充分研究せざるべからずサテ此竊盜罪なるには先づ左の三つの條件を要せざるべからず

- 第一 竊取する事
- 第二 他人の所有動産たる事
- 第三 竊取するの意思ある事

さて第一條件の竊取するとは承諾若くは權利なきに他人の監督内より自己の監督内に竊かに移すを云ふ事なり若し知りたるときはたゞへ明言せずとも暗に持去るを許したるものと認めざるべからず又腕力を用ゐて持去るときは強盜の罪となる又知るを云ふ事一の條件故竊盜は不動産に對してはなし、第二の他人の所有物たるを是は別に説明せずとも明なり假令他人の家に在りたりして自分の品を持ち去りたるなどは固より竊盜にあらず、但し第三百七十一條及第三百七十七條に

例外あり、第三の竊取するの意思ある事即ち他人の所有物なるをを知りつゝ故意に不正に領取するを云ふ若し此意思なければ他の二條件は具はるも竊盜ならず然し前の二條件が具はりたる上は竊取の意思なしと云ふには其者より證明せざるべからず

此罪は物を握取して其場を去りたる時は已遂なるも只觸手したるのみにては未だ已遂ならずして所謂竊盜の未遂犯なるものなり

第三百六十六條 人ノ所有物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス

本條は前に説明せる三條件を具へたる單純の竊盜犯として以下數條の如く加重又は減輕の狀況なきものなり則本條は以下數條の加重減輕の目安となるなり而して此犯人には二月以上四年以下の重禁錮を科するものなり

第三百六十七條 水火震災其他ノ變ニ乘シテ竊盜ヲ犯シタル者ハ六月以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス

本條の罪は只水難火難又は地震の時の如き人の注意足らざるに乗つ前條の罪を犯

したる者なるが故に其情惡むべし何となれば犯人は之を犯すに容易にして防ぐに難ければなり且社會に有害なる點より見るも前條の者よりも重くせざるべからず故に之を六月以上五年以下の重禁錮に處するものなり其他の事變とは之に類する出來事により拒ぎ難き場合を云ふ是れ一々豫め定めおき難きが故に此く廣き言葉を用ひ以て各場合に斟酌せしむるなり

第三百六十八條 門戶牆壁ヲ踰越損壞シ若ハ鎖鑰ヲ開キ邸宅倉庫ニ入り竊盜ヲ犯シタル者ハ亦前條ニ同シ

本條も亦第三百六十六條の犯人にして或る所爲が加重の情狀となるに外ならず或る場所即ち邸宅倉庫に入るの意を以て門戶牆壁を踰み越ゆるか又は偽せ鍵等を以て錠を開きて邸宅倉庫等に入りたる者は尙ほ前條に同く罰せらるるものなり踰越と云ふも必ずしも上を乗り入るに限りたるにあらず下を潜り入るも尙踰越なり平らに言へば不法に入るを云ふとなり

第三百六十九條 二人以上共ニ前三條ノ罪ヲ犯シタル者ハ各一等ヲ加フ

二人以上にて前三條の罪を犯したる時は各條の罪に一等を加ふるなり是れ犯すに易く防ぐに難く社會の危害從て多し故に斯く重く罰するものなり、從犯者は本條の數に内に算入せずそは從犯者は現に犯罪に加はらざる故犯し易きを防ぎ難き事等の條件にはまらざるにて明かなりさて又共犯者の一人がたさへ或る事情により無罪となるも現に犯罪に加はりたる上は他の一人は矢張り本條により加重せらる是は從犯の場合と異り右加重の條件具はるを以てなり

第三百七十條 兇器ヲ携帶シテ人ノ住居シタル邸宅ニ入り竊盜ヲ犯シタル者ハ輕懲役ニ處ス

是は又性質上人を害するに足るべき道具を持ち人の住居したる宅に入り竊盜を爲したる者は前條々の場合よりも一層危険多きが故に其罰も加重せざるを得ず故に之を輕懲役に處するなり尤も携帶は藏し持つも表はに持つも同下何となれば危険あるは同一なればなり必竟本條加重の理由は危険あるこの一條件なればなり故に大審院の判決例にも兇器を持つるも使用するの恐なければ本條を適用せず云へり以下諸條に於ても凡て其加重若くは減輕の精神を探究し各場合に應用すること

肝要なり然らざれば活用を失ふなり

第三百七十一條 自己ノ所有物ト雖モ典物トシテ他人ニ交付シ又ハ官署ノ命令ニ因リ他人ノ看守シタル時之ヲ竊取シタル者ハ竊盜ヲ以テ論ス

本條は第三百六十六條の下に掲げたる第二條件たる他人の所有物たる事の條件を欠くもの故注意を爲すを要す實は竊盜罪に必要な條件なきが故に竊盜と云ふべきものにあらざればこそ特別に竊盜を以て論ずと明示したるなり何故に自分の物を取りたるを竊盜とするか云ふに借金の引き當てに他人に預つけたるとき又はさなくとも官に取押へられ官の命令にて他人が看守し居る物は他人の所有物とあまり相違なく特に是が罪ならぬとなれば質取主の權利を保護するも出來ず又官の處置も無効となるが故に兎に角相當に罰せざるべからず而して事他人の物の竊取と區別する程の輕重なきを以て只竊盜と同一に罰すと云ひたる迄なり

第三百七十二條 田野ニ於テ穀類菜菓其他ノ産物ヲ竊取シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス

犯し易きと防ぎ難きとの條件より看るときは本條の罪は重きが如きも犯人の意思と實際の害より看れば多分邸宅倉庫に入るの竊盜より輕きものなれば斯くは輕くして之を一月以上一年以下の重禁錮に處するものなり然し必ずしも通常竊盜より輕きものは云ひ得ざるが故にそれは裁判官に於て斟酌するなり而して本條に穀類菜菓と云ふは矢張り田野の産物と云ふの意なれば未だ植付すして伏せある苗又は藁束等を竊みたる者は本條に入らずして第三百六十六條に入るものなり只此二句は田野の産物の一例を掲げたるものなり

第三百七十三條 山林ニ於テ竹木鑛物其他ノ産物ヲ竊取シ又ハ川澤池沼湖海ニ於テ人ノ生養シ若ハ營業ニ關スル産物ヲ竊取シタル者ハ亦前條ニ同シ

本條も亦前條と同く山林又は川澤等の産物を竊取したる罪なれば竹木は生へたるもの鑛物は未だ掘出さざるもの川澤其他に活けあるものと見るべきなり若くは營業に關するとは別に意味あるにあらず前段の生養しとは永久を目的とし後の營業の爲なるは一時のものなるが故に之を區別したるのみ而して本條の罪が第三百

六十六條よりも輕きは前條の輕きと同一の理なり

第三百七十四條 牧場ニ於テ牧畜ノ獸類ヲ竊取シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

本條の罪も亦前二條の罪と其性質同一なりと雖も只其物の性質より稍重しと認めたるのみ故に之を二月以上二年以下の重禁錮に處するものなり然れども是さても一般に重きに限らず故に裁判官は又長期短期の間に於て斟酌すべきは當然なり

第三百七十五條 此節ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂テサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

以下三條は本節の各條に通じて適用すべき一般の規定なり總則第百十三條第二項に(輕罪の刑を犯さんとして未だ遂ざる者は本條別に記載するにあらずれば前條の例に照して處斷するを得ず)とあるが故に爰に之を特記したるものなり

第三百七十六條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

此條も亦第三十八條により特記せざるべからざるなり夫れ此くの如く特記したる

場合にのみ六月以上二年以下の監視に附するものなるが故に又必ず之を宣告せざるべからざるなり

第三百七十七條 祖父母父母夫妻子孫及ヒ其配偶者又ハ同居ノ兄弟姉妹互ニ其財物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ヲ以テ論スルノ限ニ在ラス

若シ他人共ニ犯シテ財物ヲ分チタル者ハ竊盜ヲ以テ論ス

本條の限りに在らずきは竊盜を以て論ぜずと云ふ事なり而して竊盜を以て論ぜずと云ふも元來其所爲は竊盜たるに相違なきも只之を罰せざる所以は此の如き親屬間の行爲は強て之を發かざるこそ反て社會の利益を認めたるが故なり而して本條につきては隨分議論あり已に前に云へる如く本條の行爲はもと竊盜たるに欠くる所なきも親屬間なるの故を以て之を發かぬを可となすこの理由にて無罪となすものならば他人の共に犯したる者は無論竊盜罪なるべきに財物を分ちたるさきのみ竊盜罪とし分たざる場合には之を無罪とするは理論一片にては解せられず思ふにかゝる親屬間の財産は共有のものゝ有様なれば親屬の物が親屬の手のみ入りた

るときは竊盜と云ふは不相當なりと云ふにあらむ同居云々の文字より看るも先づ此の如き理由こそ解すべきか然れども共有物につきては竊盜罪の成りたつとは一般學者の認むる所なれば此理由は固より至當のものにあらず故に理屈上より云へば財産は分つとも分たずとも共に他人は竊盜とせざるべからず然し法律の適用としては此く解するを能はざるなり

親屬が互に竊みたる品は贓物と云ふ能はず然れども他人交りて竊取したるときは其他人の手に入りたる品は贓物たり

第二節 強盜ノ罪

強盜罪は前節竊盜罪と全く別性質のものにあらず只前節の始めに掲げたる竊盜罪の三條件中第一の竊取する事と云ふ條件が本節に於ては強取する事となるなり則法文の用語に依れば人を脅かし又は暴行を加へて財物を取りたる場合は是れなり故に前節と異なる所は取るの方法に在るのみ而して其方法の重きよりして罪も亦重し

第三百七十八條 人ヲ脅迫シ又ハ暴行ヲ加ヘテ財物ヲ強取シタ

ル者ハ強盜ノ罪ト爲シ輕懲役ニ處ス

本條に云ふ處の人を脅迫するは第三篇第一章第七節の脅迫と同一義なれども彼處の脅迫罪は如何に小さき加害を以て脅かすも罪の成立するものなれども本條に於ては大抵財産を取り得たる原因となる丈の加害にあらざれば脅迫に依る強盜罪と云ひ得ざるものと知るべし且脅迫は無論現在ならざるべからず次に暴行を加ふことは腕力を以て身體財産に危険を與ふるなり必竟此等の所爲により人に畏懼心を起さしめ由て財産を取るを強盜と云ふなり而して茲に注意すべきは強盜とするには暴行又は脅迫が取るに尤も直接ならざるべからざるは是なり故に先づ人を殺し而て後他に要めて財物を取る場合の如きは殺人罪と竊盜罪と二罪となり本條は普通の強盜罪にて竊盜罪に於ける第三百六十六條と同しく以下數條に於ける加重の本位則目安となるものなり

第三百七十九條 強盜左ニ記載シタル情狀アル者ハ一個毎ニ一等ヲ加フ

一 二人以上共ニ犯シタル時

二 兇器ヲ携帯シテ犯シタル時

本條の加重の理由は第三百六十九條及第三百七十條と同一の理由にして又其解釋につきても同條と異なる事なし故に右兩條の下を參照すべし

第三百八十條 強盜人ヲ傷シタル者ハ無期徒刑ニ處シ死ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス

強盜人を殺傷するは必ずしも強取の爲めにしたるを要せず或は強取の爲めにするを要すと云ふ學者もあれども一般多數の説は之に反對せるなり實に本條の如き二人以上共に犯すと又は兇器を持ちて犯す場合甚だ多くして是危険なるが故に之を加重したるものなれば強取の前後を問はずして可なり是強盜已遂と未遂をも問ふを要せず何れにても本條にて罰するを得るなり

第三百八十一條 強盜婦女ヲ強姦シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

強盜にして婦女を強姦したるときは無期徒刑に處せらるるなり是れ本條も亦前條と同しく強盜は已遂たること未遂たることに干せず強姦已遂なれば本條の已遂罪となり強姦未遂なれば本條の未遂罪となる是も前條と同しく學者間に議論あれども本

第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第二章 財産ニ對スル罪 第二節 強盜ノ罪

條及前條は財産に對する罪と云ふにあらす身體に對する罪を主としたるなり只強盜犯人が犯したるべき重く罰する爲め則ち數罪俱發の例によらざるがため特に茲に加へたるのみ即ち「強盜ノ罪」と云ふ題名の下に在るが故に強盜を主眼として已遂未遂を區別す云ふは誤なりと信するなり

第三百八十二條 竊盜財ヲ得テ其取還ヲ拒ク爲メ臨時暴行脅迫ヲ爲シタル者ハ強盜ヲ以テ論ス

本條は第三百七十八條の註解に述べたる強取と脅迫又は暴行と尤も直接なるを要すとの原則に例外なるものなり故に強盜を以て論す云ふ宛かも竊盜罪に於ける第三百七十一條と同一の規定なり本來は竊盜の性質に相違なきなり

第三百八十三條 藥酒等ヲ用ヒ人ヲ醉迷セシメ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ以テ論シ輕懲役ニ處ス

藥酒等とあるを以て必ずしも藥酒に限らざるは明にして而て其何を以てしたるにせよ人を醉迷せしめ其財物を取るは暴行脅迫の場合と其方法こそ違へ其事實は全く同一なるを以て之れを暴行脅迫と同一に見做したるものなり因て之を輕懲役に

處するものなり尙注意すべきは此の所爲が強取と尤も直接なるを要するは前と少しも異ならざるなり

第三百八十四條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ減輕ニ因テ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

若し本節に記せる罪を犯して減輕せられて輕罪の刑に處せらるる者は六月以上二年以下の監視に付せらるるものなり是れ本條は前節第三百七十六條と同く本節に通して適用さるるものにして其何が故に特に此明文を要するかは同條の下に説きたり本節に親屬相盜を罰せずとの條なきは其狀重く到底無罪とするとも矢張り親屬の平和は保たれぬが故なり

第三節 遺失物埋藏物ニ關スル罪

遺失物とは遺失者に於て其物の所在を知らざるものにして而て自己の手を離れ自己の監督の及ばざる物を云ふ埋藏物とは埋めたるものと埋められたるものとの性質上に在るべからざる所に隠れたる物則ち埋められたる物にして所有者知れざるものを云ふ而て之を窃盜罪と分つ所以は共に人の監督を失ひたる物なればなり之

を法律上の言葉にて適當に云へば占有する人のなきものなり、

第三百八十五條 遺失及ヒ漂流ノ物品ヲ拾得テ隱匿シ所有主ニ還付セス又ハ官署ニ申告セサル者ハ十一日以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

遺失及ヒ漂流とありて遺失は陸上に於て漂流は河海に於てするの差異あり此名稱の異なるのみ而して遺失物漂流物の如何なるものたる事は前に述べたる處を以て知るを得べし今此等の品を拾ひ得てかくし所有者にも返さず又拾ひし事を官にも申出ざる者は本條の罪となるなり而て遺失物取扱規則第二條に依れば五日以内に届出づべきものなれば此五日内には遺失物漂流物の届出なきも未だ罪ならざれば此期限經過の事も亦犯罪となるに必要なる一要件なりとす故に此犯者ある時は之を十一日以上三月以下の重禁錮に處するか又は二圓以上二十圓以下の罰金を科するものなり

本條の罪を成立するに必要な條件を左に載すれば即ち

第一 何人の管理にも屬せざる物たる事

第二 拾ひ得たる事

第三 隠したる事

本條の罪は其状態に依り或は身體刑を科し或は財産刑を科するものなり

第三百八十六條 他人ノ所有地内ニ於テ埋藏ノ物品ヲ掘得テ隱匿シタル者ハ亦前條ニ同シ

民法の法理より看れば埋藏物と云ふは必ずしも土地に埋まりたる物のみに限らず故に余は前に埋藏物の性質を説くに土地に埋れたるものと云はず然し本法に於ては他人の所有地内に於てその明文あるが故に是より廣き意味に解釋するとは許さざるなり而して他人の所有地内にて埋藏物を掘り出し夫を隠したる者は亦前條の罪と同一なり是れ意思より看るも事實より看るも共に殆ど同一なればなり

第三百八十七條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者第三百七十七條ニ掲ケタル親屬ニ係ル時ハ其罪ヲ論セス

本條は別に説明せずも明ならむ既に第三百七十七條さへも無罪とするに於てをやと云ふの外なければなり

第四節 家資分散ニ關スル罪

家資分散とは普通の用語を以て言へば身代限と云ふ事にして此身代限の際に不正の所爲を以て金の貸主其他此處分を受くる者の財産則身代につき權利ある者を害するの罪なり

第三百八十八條 家資分散ノ際其財産ヲ藏匿脱漏シ又ハ虚偽ノ負債ヲ増加シタル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス
情ヲ知テ虚偽ノ契約ヲ承諾シ若ハ其媒介ヲ爲シタル者ハ一等ヲ減ス

本條の罪を成立するには

第一 家資分散の言渡を受けたる者なる事

第二 財産を隠し又は帳簿を隠し又は毀はし又は偽りの負債を作り其他負債を或る人にのみ還したる事

第三 右第二の所爲が家資分散の際たる事

故に家資分散の際藏匿脱漏し又は虚偽の負債を増加するも分散の言渡なければ終

に罪とならず又分散の際と云ふ事につきては判決例も學者の説も亦區々に別れたり雖も余は之を狭く解釋するを至當と信ず且分散決定の後と云ふ一句が次條に在るを以て看れば是より廣く解釋するを得ざるは明なり故に余は之を執行に着手したるより執行を終る迄と解するものなり而して藏匿は多く差押前脱漏は多く差押後に之を隠すを云ふなり故に此規定に違ひたる者は二月以上四年以下の重禁錮に處せらるるものなり

右の事情を知て偽りの契約の相手方となり又は凡て本條の犯行を周旋したる者は一等を減すと云ふに在り是も本人よりも其罪輕ければなり

第三百八十九條 家資分散ノ際牒簿ノ類ヲ藏匿毀棄シ若ハ分散決定ノ後債主中ノ一人又ハ數人ニ其負債ヲ私償シテ他ノ債主ヲ害シタル者ハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

分散の際とは既に前條に説明せり分散決定と云ふて即ち分散して今有るだけの財産を債主に還せとの言渡を云ふものなり而して此分散の際に帳簿類を隠し又は毀ち或は分散決定後に債主中の或る人にのみ負債を還し他の債主の分け前を減せし

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第二章 財産ニ對スル罪) 第三百十
第五節 詐欺取財ノ罪及ヒ受寄財物ニ關スル罪
めたる者は一月以上二年以下の重禁錮に處せらるるものなり

第五節 詐偽取財ノ罪及ヒ受寄財物ニ關スル罪

凡そ詐欺取財の内には欺罔取財と恐喝取財と冒認罪との三を含むものにして今此を俗言にて云へば詐欺は(たまたま)恐喝は(おごす)冒認とは他人の物を自分の物と見做す事を云ふものなり而して詐欺取財の窃盜と異なる處は事を詐りて人の考を間違へしむるも其物の受渡に至ては相互に承知し居るの點にあり又冒認罪の窃盜と異なるは窃盜の如くに人の所有物を自己の管理内に移すにあらずして此點こそ二個犯罪の分る所なり

第三百九十條 人ヲ欺罔シ又ハ恐喝シテ財物若ハ證書類ヲ騙取シタル者ハ詐欺取財ノ罪ト爲シ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
因テ官私ノ文書ヲ偽造シ又ハ増減變換シタル者ハ偽造ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス
本條の罪を成立するには左の三條件を具ふるを要す

第一 有体財産なる事

第二 欺罔又は恐喝の手段を用ゐる事

第三 騙取の事實ある事

故に此條件にして其一なくんば詐欺取財とはならざるなり無体物や不動産の如きは證書を以て代表せしめ其證書類を詐り取りたりきて第一條件にはまるが如し故に財物若くは證書類との文字あるなり 第二欺罔とは欺くを以て明なり恐喝の句につきては大に研究するを要す何となれば脅迫との區別を知らざれば以て強盜との區別も附かざるなり此區別は脅迫の場合に在ては現在且自ら危害を加へんを云ふに在りて恐喝は未來に於て害を加へんを云ふに在るか若くは現在にても第三者則自分以外の人を害を加へんとするとの意を通じて畏懼せしめ爲めに財物若くは證書類を取るを凡本條の恐喝取財と云ふなり而して此犯者は二月以上四年以下の重禁錮に處せられ四圓以上四十圓以下の罰金を併せ科せらるるものなり 本條の罪を犯さんが爲めに官私の文書を偽造し又は増減變換せし者は官私文書の偽造變造等の罪と二罪俱發するものなるを以て本條に照し重き方にて罰するものなり

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第二章 財産ニ對スル罪) 第三百十一
第五節 詐欺取財ノ罪及ヒ受寄財物ニ關スル罪

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第二章 財産ニ對スル罪) 第三百十二

第三百九十一條 幼者ノ知慮淺薄又ハ人ノ精神錯亂シタルニ乘シテ其財物若ハ證書類ヲ授與セシメタル者ハ詐欺取財ヲ以テ論ス

幼者の知慮の淺薄なるもの又は成長したる人にてても其精神の亂れたる時に付け込み財物若くは證書類を己れに授與せしめたるときは實際前條に陳べたる如き詐欺の條件はなくとも詐欺と異なるもなきが故に尙ほ前條の罪を以て論ずると云ふに在り

第三百九十二條 物件ヲ販賣シ又ハ交換スルニ當リ其物質ヲ變

シ若ハ分量ヲ偽テ人ニ交付シタル者ハ詐欺取財ヲ以テ論ス
物を賣り又は物と物とを取り換ゆるに當り初めに約束したるものよりも悪きものを引渡し又は其分量を偽りて減少したるなど不法の利を貪りたるときは是亦詐欺取財となすなり約束の品より高價の品を渡し又は多く渡しは約束と違ふと云ふ點より見れば詐りありと云ふを得れど取財とならずして却て先方に利益を與ふるものなれば本條の罪とはならざるなり

第三百九十三條 他人ノ動産不動産ヲ冒認シテ販賣交換シ又ハ

抵當典物ト爲シタル者ハ詐欺取財ヲ以テ論ス
自己ノ不動産ト雖モ己ニ抵當典物ト爲シタルヲ欺隱シテ他人ニ賣與シ又ハ重テテ抵當典物ト爲シタル者亦同シ

本條と第三百九十條とを區別したる所以は只本條は詐欺取財を爲す者と詐取せらるる者と別に物品の所有者則本條に云ふ冒認せられたる物の所有者との三人の干係ある場合なれど第三百九十條は詐欺する者と詐欺さるる者との二人の干係に止まればなり而して本條の罪も固より詐欺取財に相違なきなり而て冒認罪と云ふときは自己の手に在る物につきては冒認罪を爲す事なし依て本條第一項を簡易に云へば自己の物にあらざる動産不動産を自己の物なりとして人に賣り又は人の品と取り交へ又は抵當となし質物となしたるときは詐欺取財となすとの事なり其理由は此の如き物を受取りたる人は他日眞所有者より戻取さるべきが故なり第二項は自己の物なれども最早他人の債權に引當てあるものなるが故に其債主を保護するの必要あるよりして之を他人の物の處置と同一に罰するものなり結局本條は窃盜

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第二章 財産ニ對スル罪) 第三百十三

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第二章 財産ニ對スル罪 第五節 詐欺取財ノ罪及ヒ受寄財物ニ關スル罪) 第三百七十一條ニ同一の精神にて設けられたる法文なり

第三百九十四條 前數條ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ附ス

前の數ヶ條に掲げたる罪を犯したる者は六月以上三年以下の監視に付せらるるも
のにして本條は竝に第三百八十四條に於て述べたる所と異なるなきを以て別に説
明をなきを以るべし

第三百九十五條 受寄ノ財物借用物又ハ典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ費消シタル者ハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス若シ騙取拐帶其他詐欺ノ所爲アル者ハ詐欺取財ヲ以テ論ス受寄の財物とは人より預りたる品を云ひ借用物とは使用するが爲めに借りたる物を云ひ典物とは債務の引當てに預りたる物を云ふ而して此等凡ての場合其他何等の名義に拘らず人より委託せられたる物を費し返すべき時に還し能はざるときは一月以上二年以下の重禁錮に處せらるるものにして本條の罪は背信罪と名づけ人の信用に背くの卑むべき罪なり

本條の冒認罪と異なる所は物が自己の手に在るなきに依るのみ騙取とはかり取り取ることを云ひ拐帶とは持ち逃げする事を云ふ是れ共に詐欺取財と異なる所なきが故に第二項の規定を置きて以て之を詐欺取財に問ふ所以なり

第三百九十六條 自己ノ所有ニ係ルト雖モ官署ヨリ差押ヘタル物件ヲ藏匿脱漏シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス但家資分散ノ際此罪ヲ犯シタル者ハ第三百八十八條ノ例ニ照シテ處斷ス

本條は元來自己の物なれども官署より差押へられたる以上は宛かも他人の物も同様なるなり故に若し之に違ふときは一月以上六月以下の重禁錮に處せらるるなり畢竟是亦窃盜に關する第三百七十一條の規定と同一の精神なるが故に彼の條の下に在て施したる解を看るべし

但書に定むる所は若し家資分散の際に當り此罪を犯したるときは其情重く且別に第三百八十八條の規定あるが故に彼の條に依り罰すべきは當然なりとす

第三百九十七條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケ

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第二章 財産ニ對スル罪 第五節 詐欺取財ノ罪及ヒ受寄財物ニ關スル罪) 三百十五

サル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

本條は第三百七十五條の解にて明なり彼の處を參看すべし

第三百九十八條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者第三百七十

七條ニ掲ケタル親屬ニ係ル時ハ其罪ヲ論セス

是れ亦第三百七十七條第三百八十七條の通解に依りて自から明了なるべし

第六節 贓物ニ關スル罪

本節は贓物即ち財産に對する犯罪に依て不正に占有を得たる物件を保護して被害者の損害を少なからしむるが爲めに其販賣等に就ての規定を爲し之を犯したる者を刑に處すべきことを示したるものなり

第三百九十九條 強窃盜ノ贓物ナルコトヲ知テ之ヲ受ケ又ハ寄

藏故買シ若ハ牙保ヲ爲シタル者ハ一月以上三年以下ノ重禁錮

ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

強盜又は窃盜の贓物なることを知りながら贈與貸借等の名を附して之を受け取り又

は其依頼を受けて之を預かり故買即其不正品なるを知りながら己れの利を圖らんこの惡意を以て之を買受け若くは牙保世話人保證人となりて其賣渡しを周旋する等の事を爲したる者は一月以上三年以下の重禁錮に處せられ併せて三圓以上三十圓以下の罰金を科せらるるものなり

第四百條 前條ノ罪ヲ犯シタル時ハ六月以上二年以下ノ監視ニ

付ス

前條の罪を犯したる者は再犯の恐れ殊に多きものなるを以て之を六月以上二年以下の監視に附するものなり

第四百一條 詐欺取財其他ノ犯罪ニ關シタル物件ナルコトヲ知

テ之ヲ受ケ又ハ寄藏故買シ若ハ牙保ヲ爲シタル者ハ十一日以

上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加

ス

詐欺取財其他の犯罪即ち遺失物理贓物等の犯罪に關したる物件なることを知りて贈與其他の名義を以て之を受け又は依頼を受けて之を預かり或は故買牙保即ち買入

れ及賣却等の周旋を爲したる者は本條に定むるが如く一年以上以下以下の重禁錮に處し併せて二圓以上二十圓以下の罰金を科するものなり而して本條は前條と大に其罪の度を異にしたるが故に特に此規定を爲したるものにして前條の如く盜罪に就ての故買牙保等は必竟盜罪の目的を達せしむるものなれば重く之を罰せざるべからざるも之れに反して本條の如きは前條の如く其害甚しからざるに起因するものなり

第七節 放火失火ノ罪

放火とは故意を以て家屋其他の財産を燒燼するものにして失火とは過つて是等の財産を燒燼するものなり放火の嚴重に刑せざるべからざるは固より失火と雖も之を處罰するは必竟自己の怠慢に依る責任を帶ぶるものにして又社會の私益上公益上止むべからざるに出るなり

第四百二條 火ヲ放テ人ノ住居シタル家屋ヲ燒燬シタル者ハ死刑ニ處ス

本條の罪を成立するには左の三個の條件を要す

第一故意ある事 其故意の原因は怨を報ゆるにあるも或は慰みにするにあるも兎に角或家屋或る財産を灰燼に歸せしむるの惡意あるを以て足れり

第二人の住居したる家屋なる事 人の住居するをせざるは其被害及危險の度に於て大に異なるを以て本條には特に其人の住居したる家屋なるを必要とし他は次條に規定せらるるなり

第三放火する事 即ち實際に其燒かんとする目的物に對して火を放ちたるをいふものにして其目的の灰燼に歸するを否かを問はざるなり

以上の三個の條件を備ふる時は即放火の罪として其犯人は死刑に處せらるるなり

第四百三條 火ヲ放テ人ノ住居セサル家屋其他ノ建造物ヲ燒燬シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

本條の規定は前條と少しも異なる所なく只其目的たる物件にして前條は人の住居する家屋に係り本條は既に人の住居せざる家屋及其他の建物即學校等の如きものをも含み居るものにして其犯人は無期徒刑に處せらるるものなり是必竟前條にも述べたるが如く其被害及危險の度に依り刑を異にしたるものなり而して此二條は

其意志の如何も其現に爲されたる結果に依りて其罪を定むるものなれば人の住居する家屋を焼くの意志ある時は其現に火を放ちしは人の住居せざる家なれども若し其火延いて人の住居する家を焼くに至りたる時は前條の刑は之を免れざるなり

第四百四條 火ヲ放テ廢屋及ヒ柴草肥料等ヲ貯フル屋舎ヲ燒燬シタル者ハ重懲役ニ處ス

本條も亦前二條と同しく只其目的の物件を異にしたるのみにして即其目的は既に人の住居の用にも亦貨物の貯藏用にも堪へざる廢屋及柴草、秣、肥料等を蓄ふる納屋類に過ぎざれば從て其情輕きが故に之を重懲役の刑に處するに止まるものなり

第四百五條 火ヲ放テ人ヲ乗載シタル船舶汽車ヲ燒燬シタル者ハ死刑ニ處ス

其人ヲ乗載セサル船舶汽車ニ係ル時ハ重懲役ニ處ス
本條も亦其被害の物件を異にしたるものにして人の乗組み居る船汽車に火を放ち

て之を燒棄てたる者は其乗組人の生命に危險を與へ其情尤も重きものなるを以て之を死刑に處するなり然して其人の乗組み居らざりし船舶汽車等にてありし時は重懲役に處するものなり

第四百六條 火ヲ放テ山林ノ竹木田野ノ穀麥又ハ露積シタル柴草竹木其他ノ物件ヲ燒燬シタル者ハ輕懲役ニ處ス

本條も亦同く其目的の物件を異にするものにして其目的物は即ち山林に生したる竹木又は田野の穀物類又は外に積みある柴草竹木其他の品物にして是等の物品を燒きたる者は即ち輕懲役に處せらるるものなり而して以上數ヶ條に記載したる家屋物件等は皆人の所有物たる場合に於て其罪を成立するものにして若し自己の物件なりせば其四隣を騷がしたる等他の理由に依りては罰せらるるべきも本節に所謂放火として罰せらるるものにあらざるなり

第四百七條 火ヲ放テ自己ノ家屋ヲ燒燬シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

火は必らずしも其目的の如くに目的の部分のみ燒くに止まらざるものなれば假

令自己の家屋といへども頗る危険なるを以て妄りに之に火を放ちたる者は二月以上二年以下の重禁錮に處せらるるものなり而して本條の所謂自己の所有とは所有權といふ意味にはあらずして現に自分の用お若くは監守し居る空屋等を云ふものにして他人に賃貸し現に他人の住居したる家屋の如きは本條の所謂自己の家屋にあらざるなり然らざれば其賃借主の他の財産は保安を全くする能はざればなり

第四百八條 放火ノ罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

放火の罪を犯し輕罪の刑に處せられたる者は再犯の恐れある者なれば六月以上二年以下の監視に付せらるるものなり

第四百九條 火ヲ失シテ人ノ家屋財産ヲ燒燬シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は過ちに依りて人の家屋財産を燒き棄てたる場合を規定したるものにして即ち故意なく自己の怠慢に依り過ちて火を失し人の家屋財産等を燒き棄つるに至りたる時は二圓以上二十圓以下の罰金に處せらるるものなり即ち本條の規定は其被

害の結果大なるを以て其怠慢を罰するに過ぎずして本條の罪は其燒きたる物件が他人の所有に係る場合に非らざれば成立せざるなり

第四百十條 火藥其他激發ス可キ物品又ハ煤氣井蒸氣罐ヲ破裂セシメテ人ノ家屋財産ヲ毀壞シタル者ハ其故意ニ出ルト過失トヲ分チ放火失火ノ例ニ照シテ處斷ス

火藥其他破裂すべき激烈なる物品又は瓦斯罐蒸氣罐の如きものを破裂せしめて人の家屋又は前數條より掲げ來りたる財産等を毀ちたる者は其故意に出でたること又は過ちに出でたることを區別し放火若し失火に依て家屋財産を燒きたる者と同例に依りて故意の者は放火罪に過失の者は失火の刑に處せらるるものなり

第八節 洪水ノ罪

洪水の罪とは河川等の堤を切りて水を流出せしめ家屋其他の建物を漂はせ田畠を荒したるものにして其被害は放火と相同じきものなるを以て本節に之が刑罰を規定するものなり

第四百十一條 堤防ヲ決潰シ又ハ水閘ヲ毀壞シテ人ノ住居シタ

ル家屋ヲ漂失シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

若シ人ノ住居セサル家屋其他ノ建造物ヲ漂失シタル者ハ重懲
役ニ處ス

海河に水の流れ出で若くは流れ入るを防ぐ爲めに築きたる堤を故意に切り開き又
は水の出入する水門等を毀らて夫が爲めに現に人の住居したる家屋を浮き漂はせ
たる者は無期徒刑に處せらるゝなり若し其流れ漂はせたる家屋又は建物が現に人
の住居せざる物なりし時は其情輕きを以て重懲役に處せらるゝなり而して茲に漂
失と云ふは必らずしも其家屋建物の流れて跡方を失ひたるを云ふにあらざるも從
前建てありし位置を離れて流れ出でたる時は其損害の莫大なるを以て直ちに本條
を以て處分せらるべきものなり

第四百十二條 堤防ヲ決潰シ水開ヲ毀壞シテ田圃礦坑牧場等ヲ
荒廢シタル者ハ輕懲役ニ處ス

前條と同ト所爲に依て家屋其他の建物を漂失せしむるが如きとなし雖も田畠及
礦物の掘出し場或は牧場等に害を及ぼし之が收獲を得ざるに至らしめたる時は前

條の如く直接人の生命等に危険なしとするも社會の私益を害し兼て公益を害する
ものなれば本條に依て輕懲役に處せらるゝものなり

第四百十三條 他人ノ便益ヲ損シ又ハ自己ノ便益ヲ圖ル爲メ堤
防ヲ決潰シ水開ヲ毀壞シ其他水利ヲ妨害シタル者ハ一月以上
二年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
他人の利益便宜を害して自己の利益便宜を圖るが爲め河海の堤を切開き又は水門
を毀ちて水利を妨げたる者は一月以上二年以下の重禁錮に處せられ併せて二圓以
上二十圓以下の罰金を科せらるゝものなり假令へば早魃にして田畠に水を要する
時に他人が平素水を引入るゝ權利あるを以て其水利の爲め堤を築きたるを壞りて
自己の田畠に引入るゝか如き場合即是なり

第四百十四條 過失ニ因テ水害ヲ起シタル者ハ失火ノ例ニ照シ
テ處斷ス

故意なくして只に其過失に出て爲めに水害を蒙むらしめたる者は前節に説きたる
失火の例に依て處分せらるゝものなり

第九節 船舶ヲ覆没スル罪

故意に衝突其他の所爲を以て船舶を覆へし或は沈没せしむるは財産上甚危険なるは勿論延ひて害を身體上にも及ぼすべきものなるを以て本節を設けて其罪を規定するものなり然れども本刑法第六十九條の定めたる所爲を以て之を覆没せしめたる者は敢て本節の規定の干渉する處にあらざるなり

第四百十五條 衝突其他ノ所爲ヲ以テ人ヲ乗載シタル船舶ヲ覆没シタル者ハ死刑ニ處ス但船中死亡ナキ時ハ無期徒刑ニ處ス
衝突とは故意を以て他に突當らしむるものを云ひ其所爲を以て人を乗せたる處の船舶を覆へし又は沈没せしめたる者は死刑に處せらるるなり然れども其覆没したる船に死亡したる者あらざる時は無期徒刑に處するなり

第四百十六條 前條ノ所爲ヲ以テ人ヲ乗載セサル船舶ヲ覆没シタル者ハ輕懲役ニ處ス

前條の所爲即ち衝突其他の所爲を以て人を乗せざる船舶を覆へし又は沈没せしめたる者は輕懲役に處せらるるなり而して本條の罪は他人の船なる時に其罪を成立

せしむるものなるを以て自から衝突を爲し却て自己の船を沈没せしめし時の如きは自己以外に何人も害を蒙むる者なければ罪とはならざるなり

第十節 家屋物品ヲ毀壞シ及ヒ動産物ヲ害スル罪

本節は其所爲の如何を問はず故意を以て他人に屬する家屋及諸種の品物を破り毀ち或は動物を殺し或は傷つけ又は植物を枯らし折る等の所爲に就ての罪を規定したるものなり

第四百十七條 人ノ家屋其他ノ建造物ヲ毀壞シタル者ハ一月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

人の所爲に係る家屋及其他の建造物即倉庫學校等は云ふに及ばず船舶等の如き物に至るまで苟くも自己の物品にあらざるものを故意を以て破り毀ちたる者は一月以上五月以下の重禁錮に處せられ併せて二圓以上二十圓以下の罰金を科せらるる

(第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪 第二章 財産ニ對スル罪 第十節 家屋物品ヲ毀壞シ及ヒ動産物ヲ害スル罪) 三百二十七

(第三編身體財産ニ對スル重罪輕罪第二章財産ニ對スル罪 第三百二十八ル罪 第十節 家屋物品ヲ毀壞シ及ヒ動産物ヲ害スル罪) ものなり若し夫が爲めに人を死傷したる者は毆打殺傷の本條に照らし其重きに從て處罰すべきものなり而し其之を破り毀つことは敢て全部を破らざるも一部を毀ち其形体を損する時は即ち本條の罪を成立するものなり

第四百十八條 人ノ家屋ニ屬スル牆壁及ヒ園地ノ裝飾又ハ田圃ノ樊圍牧場ノ柵欄ヲ毀壞シタル者ハ十一日以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

人の家屋に附屬する處の垣壁及庭園の飾り又は田畠の圍む牧場の柵等を毀ちたる者は十一日以上三月以下の重禁錮に處せらるゝか又は二圓以上二十圓以下の罰金に處せらるゝなり是條に規定する者は皆前條の家屋建造物等に附屬するものにして前條に比すれば其損害極めて輕微なる處に從て其刑も亦輕きものなり

第四百十九條 人ノ稼穡竹木其他需用ノ植物ヲ毀損シタル者ハ十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

稼穡とは米麥の如き總て食用に供すべき作物にして即ち是等の作物及木竹其他平

生用ある町の植物或は茅なり秫なりの如き諸種の作物に對して之を切り折り或は拔く等の所爲を以て損害を與へたる者は十一月以上六月以下の重禁錮に處せらるゝか又は三圓以上三十圓以下の罰金を科せらるゝものなり元來是等の物件は他の物品の如く鎖鑰を設けて之が取締りを爲すことなく唯に人生自然の徳義に任かせて山野田畠等に作り置くものなれば之に損害を加へたる者は徳義を害する殊に甚しきものなるを以て前條の如き物件を區別し稍其刑を重くせしものなり

第四百二十條 土地ノ經界ヲ表シタル物件ヲ毀壞シ又ハ移轉シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

土地の境を示すが爲めに設けたる物件假令ば棒杭の如きものを故意を以て折り毀ち又は他の場所へ之を移したる時は一月以上六月以下の重禁錮に處せられ併せて二圓以上二十圓以下の罰金を科せらるゝものなり

第四百二十一條 人ノ器物ヲ毀棄シタル者ハ十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

(第三編身體財産ニ對スル重罪輕罪第二章財産ニ對スル罪 第三百二十九ル罪 第十節 家屋物品ヲ毀壞シ及ヒ動産物ヲ害スル罪) 三百二十九

(第三編 身體財産ニ對スル重罪 輕罪 第二章 財産ニ對スル罪 第三百三十)

人の所有に屬する器物を毀ち損したる者は十一日以上六月以下の重禁錮に處せらるるが又は三圓以上三十圓以下の罰金に處せらるるものなり而して其器物を稱するは一々之を掲げ難しと雖も各自の家に藏する種々の動産物即諸道具類は何物に限らず本條の器物と稱するを得べきものなり

第四百二十二條 人ノ牛馬ヲ殺シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

人の所有に係る牛及馬等を惡意を以て殺したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處せられ併せて二圓以上二十圓以下の罰金を科せらるるものなり然れども若し其牛馬の暴れ狂ふて自己を害せんことをが如き場合に當りて自己を防ぐが爲めにこれを殺したるが如きは本條の間ふ所にあらずるは勿論なり

第四百二十三條 前條ニ記載シタル以外ノ家畜ヲ殺シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス但被害者ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

牛馬以外の家畜即ち家に畜ひ馴らす禽獸を故なく殺したる者は二圓以上二十圓以

下の罰金に處せらるるものなり然れども本條に於ける犯罪の如きは其畜ひ主の愛する心の深淺に由りて罰するを必要とするものをれば其告訴あるを待ちて之を論じ官より進んで之を責めざるものなり

第四百二十四條 人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ毀棄滅盡シタル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

人の權利若くは義務に關する證書の類を破り棄て又は之を焼き棄つるか若くは證書の印影を塗り抹す等の所爲に依りて跡形なく滅盡したる者は二月以上四月以下の重禁錮に處せられ併せて三圓以上三十圓以下の罰金を科せらるるものなり而して本條の規定をなしたる目的は權利義務を證する所の文書を保護し其權利義務の効力を全ふするに在るが故に假令其一部を損傷するも其權利義務を證明するに差支へを生ぜざるに於ては他の條文に依りて罰せらるるは兎も角敢て本條の罪を成立するものにあらざるなり

第四編 違警罪

(第四編 違警罪)

違警罪は専ら行政上の規定に違ふの所爲を罰するものにして禍害を未だ發せざるに防ぎ以て社會の安寧を維持するが爲めに設けたる一種の規定なり故に其犯罪とする所は皆輕微なる所爲にして其害を社會に與ふるの度も極めて輕微なるが故に従て刑罰の如きも拘留若くは科料の如き其尤も輕き刑に處するものなり然り而して此罪が害を社會に與ふるの點に至ては如斯輕微なるが故に土地人情及風俗等の異なるより其所爲萬般にして到底一般の法律を以て網羅し能はざるが故に茲に一般の違警罪に於て其重なるものを規定し其他地方の特別なる慣習風俗等に應じて社會の妨害となるべき所爲に向ては其地方長官に於て之を制定するの權力を附與し以て之が規定を爲さしめたり故に此違警罪に限り一般の違警罪と地方の違警罪と二種の違警罪あるを見る所以なり

第四百二十五條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ三日以上十日以下ノ

拘留ニ處シ又ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

- 一 規則ヲ遵守セスシテ火藥其他破裂ス可キ物品ヲ市街ニ運搬シタル者

二 規則ヲ遵守セスシテ火藥其他破裂ス可キ物品又ハ自ラ火ヲ發ス品キ物品ヲ貯藏シタル者

三 官許ヲ得スシテ烟火ヲ製造シ又ハ販賣シタル者

四 人家稠密ノ場所ニ於テ濫リニ烟火其他火器ヲ玩ヒタル者

五 蒸氣器械其他烟筒火竈ヲ建造修理シ及ヒ掃除スル規則ニ違背シタル者

六 官署ノ督促ヲ受ケテ崩壞セントスル家屋牆壁ノ修理ヲ爲サル者

七 官許ヲ得スシテ死屍ヲ解剖シタル者

八 自己ノ所有地内ニ死屍アルコトヲ知テ官署ニ申告セス又ハ他所ニ移シタル者

九 人ヲ毆打シテ傷創疾病ニ至ラサル者

十 密ニ賣淫ヲ爲シ又ハ其媒合容止ヲ爲シタル者

十一 人ノ住居セサル家屋内ニ潜伏シタル者

十二 定リタル住居ナク平常營生ノ産業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者

十三 官許ノ墓地外ニ於テ私ニ埋葬シタル者

十四 違警罪ノ犯人ヲ曲庇スル爲メ偽證シタル者但被告人偽

證ノ爲メ刑ヲ免カレタル時ハ第二百十九條ノ例ニ從フ

本條に規定したる左の第一より第十四に至る諸般の規定を犯したる者は三日以上十日以下の拘留に處する。又は一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處せらるるものなり而して如斯違警罪に轉刑即拘留及財産刑即ち科料を併せ科せざる所以のものば本罪の刑は多く其意志の如何を問はずして或は體刑を科するを要せざるものあればなり

一 火藥其他の破裂し易き物品假令へば雷管の如きは甚危険なるものなるを以て之

を入戸稠密なる市街に運送するにも夫々定まりたる規則あるが故に若し之に違ふ者は本條の刑に處せらるるものなり

二是等の物品は亦甚危険なる物なるが故に之を貯ふるにも亦夫々制限あり然るに其制限を守らずして之を貯藏したる者は亦本條の刑に處せらる

三亦前項に同じ

四亦前項の理由に依りて人家込み合ふたる所にて妄りに之を玩ふは甚危険なるものなれば之を禁するものなり然るに之に背きたる者なれば亦本條の刑を科するなり

五 蒸氣器械及湯屋等の如く火を多く用ゆる營業者にして竈及煙筒等の建築修繕等に注意せず又は其掃除を怠りたる時は火災を引出す等の恐あるが故に若し之が規定あるを背きたる者は亦本條の刑に處せらるるなり

六 將に崩れんとする家或は石垣壁等を修繕せざる者は又甚危険なるを以て官より之が修繕を促がしたるに之に従はざる者は本條の刑を科するなり

七 凡て死骸を解剖するには官の免許を得ざるべからざるものなれば即之に背きたる者は亦本條の刑を科するなり

八自己の地所内に死骸あるを知りて官に告げず又は手数を厭ふて私かに之を他所に移したる者

九人を殴打したるもの傷き又は疾病に至る等の事なく即ち第二百九十九條の犯罪を成立するに至らざる者

十凡て賣淫を爲すは風俗を害し病毒を傳染せしむるの恐あるものなれば娼妓の如き營業を爲さんには嚴重なる之を取締法を設くるものなり然るに其許可を受けず密かに賣淫をなし又は賣淫の取り持を爲し又は其部屋等を貸す者は前記の害を社會に致すものなれば本條の刑に處するなり

十一其目的又は晝夜を分たす空屋内に隠れ住みたる者

十二一定の住居なく平生定まりたる業務なくして諸方にさまよふ者は終には竊盜の如き犯罪を爲すに至るものなれば之を罰して未だ發せざるに防ぐものなり

十三官より一定の場所を限りて許しをなしたる墓地以外に私に死骸を葬りたる者は衛生上に害あるものなれば本條の刑に處す

十四違警罪の犯罪人を庇ふが爲めに悪意を以て眞實に違ふ事を係官に述べたる者然して其偽りの爲めに被告人刑を免れたる時は第二百十九條通常偽證罪の例に依

て處分す

第四百二十六條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ二日以上五目以下ノ

拘留ニ處シ又ハ五十錢以上一圓五十錢以下ノ科料ニ處ス

一 人家ノ近傍又ハ山林田野ニ於テ濫リニ火ヲ焚ク者

二 水火其他ノ變ニ際シ官吏ヨリ防禦ス可キノ求メテ受ク傍觀シテ之ヲ肯セサル者

三 不熟ノ菓物又ハ腐敗シタル飲食物ヲ販賣シタル者

四 健康ヲ保護スル爲メ設ケタル規則又ハ傳染病豫防規則ニ違背シタル者

五 人ノ通行ス可キ場所ニアル危険ノ井溝其他凹所ニ蓋又ハ防圍ヲ爲サル者

六 路上ニ於テ犬其他ノ獸類ヲ噉シ又驚逸セシメタル者

七 發狂人ノ看守ヲ怠リ路上ニ徘徊セシメタル者

- 八 狂犬猛獸等ノ繫鎖ヲ怠リ路上ニ放チタル者
 - 九 變死人ノ檢視ヲ受ケスシテ埋葬シタル者
 - 十 墓碑及ヒ路上ノ神佛ヲ毀損シ又ハ汚瀆シタル者
 - 十一 神祠佛堂其他公ノ建造物ヲ損シタル者
 - 十二 公然人ヲ罵詈嘲弄シタル者但訴ヲ待テ其罪ヲ論ス
- 本條に記載する諸般の罪を犯す者は二日以上五日以下の拘留又は五十錢以上一圓五十錢以下の科料に處せらるゝものなり
- 一 人家の近くか又は山林田野に於て濫りに火を焚く者即ち何所にてても屋外に於て濫りに焚火する者は本條の刑に處す
 - 二 水難火災其他の危急の事變に際し相當の官吏より其防きを爲すべき正當の頼みを受けて尙手傳はずして傍らに見物する者
 - 三 未だ能く實らざる菓物又は腐りたる飲食物物を故意を以て賣りたる者
 - 四 健康を護るが爲めに設けたる種々の規則又は傳染病豫防の規則に背きたる者は爲めに病毒の蔓延するにありて其害甚しきものなるを以て本條の刑を科す

- 五人の往來すべき場所に在る井溝其他の凹所等は危険なるもの故其監守者は必らず之に蓋又は圍を爲して其危険を防がざるべからず然るに若し之に背きて之を爲さざる者
- 六 道路に於て犬其他の獸をけしかけ又は之を驚かして逃げ出さしめたる者
- 七 發狂人は精神の亂れたる者なれば何事を仕出すやも圖られずして甚危険なる者なれば現に之を監督せざるべからざるに其番を怠り爲めに道路に徘徊せしめたる者
- 八 狂犬猛獸等は人を噛みて甚危険なるものなれば之を繋ぎ置くべきに若し之を怠りて道路に放ち出したる者
- 九 病氣等尋常の死人にあらざる者は相當官吏の檢視を受けて之を葬らざるべからざるものなるに若し之を受けずして勝手に葬むりたる者
- 十 死者の埋葬を示すがために立てたる墓の石碑及道教へ等の爲めに立たる神像或は佛像を故意を以て毀ち或は不潔物を以て之を汚したる者は人の信仰を害するものなれば本條の刑を科す
- 十一 神社佛堂其他學校役場等の公けの建造物を故意を以て樂書等に依りて之を汚

し又は毀損したる者

十二公けに衆人の前に於て人を罵り又は嘲り惡口したる者但本項は其罵しられたる者の訴へを待て其罪を論ずるなり

第四百二十七條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ一日以上三日以下ノ

拘留ニ處シ又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス

一 濫リニ車馬ヲ疾驅シテ行人ノ妨害ヲ爲シタル者

二 制止ヲ肯セスシテ人ノ群集シタル場所ニ車馬ヲ牽キタル者

三 夜中燈火ナクシテ車馬ヲ疾驅スル者

四 木石等ヲ道路ニ堆積シテ防圍ヲ設ケス又ハ標識ノ點燈ヲ怠リタル者

五 瓦礫ヲ道路家屋園圍ニ投擲シタル者

六 禽獸ノ死屍ヲ道路ニ棄擲シ又ハ取除カサル者

七 汚穢物ヲ道路家屋園圍ニ投擲シタル者

八 警察ノ規則ニ違背シテ工商ノ業ヲ爲シタル者

九 醫師穩婆事故ナクシテ急病人ノ招キニ應セサル者

十 死亡ノ申告ヲ爲サスシテ埋葬シタル者

十一 流言浮説ヲ爲シテ人ヲ誑惑シタル者

十二 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱符呪等ヲ爲シ人ヲ惑ハシテ利ヲ圖ル者

十三 私有地外へ濫リニ家屋牆壁ヲ設ケ又ハ軒楹ヲ出シタル者

十四 官許ヲ得スシテ路傍又ハ河岸ニ床店等ヲ開キタル者

十五 路上ノ植木市街ノ常燈及ヒ廁場等ヲ毀損シタル者

十六 道路橋梁其他ノ場所ニ榜示シタル通行禁止及ヒ指道標

ノ類ヲ毀棄汚損シタル者

本條に記載したる種々の犯罪ある者は一日以上三日以下の拘留に處せらるゝか又は二十錢以上一圓二十五錢以下の科料に處せらるゝものなり

一人込みをも構わず濫りに車馬等を疾く馳せて往來人の妨げをなしたる者

二怪我人を生ずる等の恐あるより官吏の止むるをも承知せずして人の群がりたる場所に車馬等を牽き込みたる者

三夜中燈火なくして車を疾く馳する者は見難く避くるに由なくして往來を妨ぐる者なれば本條の刑を科す但し軍人か軍人たる資格に於て馳する場合は職務の性質上本條を以て問ふを得ざるなり

四木石等を道路に積み其圍を爲さず又は目印の燈を附けざる者

五瓦石等を道路家屋庭園等に投ぐる者は危険なればなり

六禽獸の死骸を道路に棄つる時は終に腐敗して衛生上害あるものなれば之を棄つるを能はざるに若し之を棄てたるか又は之を取除けて片付けざる者

七汚穢物又は糞小便及腐敗物の如き物を道路家屋庭園等に擲げ込む等の所爲ある者

八警察規則を守らずして工業商業を爲したる者即ち鍛冶職旅人宿營業者の如き者九醫師産婆の如きは人の生命を掌り之を保護する業なるに故なくして急病人ありて來診を乞ふたるに之に應ぜざりし者

十死亡届に要する相當の手續をなさずして葬りたる者

十一無根の妄言を云ひ觸らして人を惑はしたる者

十二人智の愚昧なるに乗じ妄りに人の身上に就て未來の善、惡、幸、不幸等を説き又は祈禱まじりなひ等を爲し人を惑はして自分の利を圖る者

十三自分所有地の外へ濫りに家屋垣等を設け又は軒ひさし等を差出したる者即ち公益を妨げ又は他人の家に妨げする者

十四官の許可を得ずして路げた河岸等の官有地に掛茶屋等の如き床店を開きたる者

十五故意に路上の植物を折り或は抜き又は市街に立てたる瓦斯燈及雪隠等人民便宜の爲めに設けたる物を毀したる者

十六道路橋梁其他の場所等に立てたる通行禁止及道教へ等は公安を護るが爲め修繕の都合の爲め之を立てたるものなるに故意を以て之を毀ち棄ち又は汚して不明に

なしたる者

第四百二十八條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ一日ノ拘留ニ處シ又ハ十錢以上一圓以下ノ科料ニ處ス

- 一 官署ヨリ價額ヲ定メタル物品ヲ定價以上ニ販賣シタル者
- 二 渡船橋梁其他ノ場所ニ於テ定價以上ノ通行錢ヲ取り又ハ故ナク通行ヲ妨ケタル者
- 三 渡船橋梁其他通行錢ヲ拂フ可キ場所ニ於テ其定價ヲ出サスシテ通行シタル者
- 四 路上ニ於テ賭博ニ類スル商業ヲ爲シタル者
- 五 官許ヲ得スシテ劇場其他觀物場ヲ開キ及ヒ其規則ニ違背シタル者
- 六 溝渠下水ヲ毀損シ又ハ官署ノ督促ヲ受クテ溝渠下水ヲ浚ハサル者

- 七 制止ヲ肯セスシテ路傍ニ食物其他ノ商品ヲ羅列シタル者
- 八 官許ヲ得スシテ獸類ヲ官有地ニ放チ又ハ牧畜シタル者
- 九 身體ニ刺文ヲ爲シ及ヒ之ヲ業トスル者
- 十 他人ノ繫キタル牛馬其他ノ獸類ヲ解放シタル者
- 十一 他人ノ繫キタル舟筏ヲ解放シタル者

此條文の次に記載したる諸種の犯罪ある者は一日の拘留に處する。又は十錢以上一圓以下の科料に處せらるるものなり

- 一 官署より價を定めたる物品例へば郵便切手訴訟印紙の如き物品を其定めたる價以上に賣りたる者
- 二 渡し船橋其他の場所に於て官の許るしを得たる賃錢より以上の賃錢を取り又は理由なくして其往來の妨げをなしたる者は不當の利を貪り社會の公益を害する者なればなり
- 三 渡し場橋其他通行錢を取るを許るしたる場所に於て之を支拂はずして通行したる者

四道路に於て金錢を賭けて博奕に似寄りの商業を爲したる者
五官の許可を得ずして演劇其他觀世物等を開きて既に規定しある是等の規則に背きたる者

六汚水を通ずる溝又は下水の如きは衛生上に注意を要すべきものなればそれを毀ちて汚水の流通を妨げ又は官署より促かされて尙之を浚へて汚水を流下せしめざる者

七警察官吏等の制止するにも拘はらず路傍に食物其他の商品を列へて人の往來を妨げたる者

八官の許可を得ずして官の所有地に獸類を放ち又は畜類を牧養せし者

九身體に入れ墨を爲すは野蠻の風なれば之を爲し又は入れ墨を爲すを業とする者

十他人の繋ぎ置きたる牛馬其他の獸類を解き放ちて逃れ去らしめたる者

十一他人の繋ぎ置きたる舟及筏を解きて流れ去らしめたる者

第四百二十九條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ五錢以上五十錢以下ノ科料ニ處ス

- 一 橋梁又ハ堤防ノ害ト爲ル可キ場所ニ舟筏ヲ繋キタル者
- 二 牛馬諸車其他物件ヲ道路ニ横タベ又ハ木石薪炭等ヲ堆積シテ行人ノ妨害ヲ爲シタル者
- 三 車馬ヲ竝ヘ牽テ行人ノ妨害ヲ爲シタル者
- 四 水路ニ於テ舟ヲ竝ヘ通船ノ妨害ヲ爲シタル者
- 五 氷雪塵芥等ヲ路上ニ投棄シタル者
- 六 官署ノ督促ヲ受ケテ道路ノ掃除ヲ爲サル者
- 七 制止ヲ肯セスシテ路上ニ遊戯ヲ爲シ行人ノ妨害ヲ爲シタル者
- 八 牛馬ヲ牽キ又ハ繋クコトヲ忽カセニシテ行人ノ妨害ヲ爲シタル者
- 九 出入ヲ禁止シタル場所ニ濫リニ出入シタル者

- 十 通行禁止ノ傍示ヲ犯シテ通行シタル者
 - 十一 道路ニ於テ放歌高聲ヲ發シテ制止ヲ肯セサル者
 - 十二 酩酊シテ路上ニ喧噪シ又ハ醉臥シタル者
 - 十三 路上ノ常燈ヲ消シタル者
 - 十四 人家ノ牆壁ニ貼紙及ヒ樂書シタル者
 - 十五 邸宅ノ番號標札招牌又ハ貸家賣家ノ貼紙其他報告ノ標等ヲ毀損シタル者
 - 十六 他人ノ田野園圃ニ於テ菜菓ヲ採食シ又ハ花卉ヲ採折シタル者
 - 十七 公園ノ規則ヲ犯シタル者
 - 十八 通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ牛馬ヲ牽入レタル者
- 本條の下に列記したる所爲を犯したる者は五錢以上五十錢以下の科料に處せらるるものなり

- 一 橋又は堤を崩すの恐ありて其害なる所に舟或は筏を繋ぎたる者
- 二 牛馬又は諸種の車其他の品物を道路に横たへ又は木石薪炭等の如き物を積み重ねて通行人の妨げを爲したる者
- 三 車、馬等を何疋も一列に竝べ牽きて通行人の妨げを爲したる者
- 四 水上の船を通すべき路に於て舟を一列に竝べて他の通船の往來を妨げたる者
- 五 氷、雲、塵等を路に投棄て往來を不潔にしたる者
- 六 官署より促されて尙道路を掃除せざる者
- 七 官吏の止むるをも聞かずして道路に戯れ往來人の妨げを爲したる者
- 八 牛馬を牽き又ハ繋ぐとを注意せずして往來人の通行を妨げたる者
- 九 必要ありて出入を止めある處を濫りに出入したる者
- 十 必要ありて通行を禁じたる標札の立てあるにも拘らず之を犯して通行したる者
- 十一 道路に於て歌を謡ひ又ハ詩を吟するが如き高き音聲を出し之を止められたるも尙従はずして之を爲す者
- 十二 酒に酔ふて道路に騒ぎ又ハ酔ふて道路に臥したる者
- 十三 衆人便利の爲めに常設點火する道路の瓦斯燈を消したる者

十四人の家屋の垣壁等に濫りに廣告等の貼紙を爲し又は墨等にて樂書を爲したる者

十五家屋敷の番號札かんばん又は賣食屋の貼紙其他廣告の標杭等を毀ちたる者
十六他人の田畠庭園に於て野菜菓物等を採り食らひ又は花等を折り取るは元來竊盜に似たりと雖も其情極めて軽く只口腹鼻目の慾を満たすに過ぎざるを以て本條の刑に處して竊盜と爲さざるなり

十七 公園の取締上設けたる諸規則を犯したる者

十八 通行すべき路にあらざる他人の田畠を往來し又は牛馬等を牽入れたる者

第四百三十條 前數條ニ記載スルノ外各地方ノ便宜ニヨリ定ムル所ノ違警罪ヲ犯シタル者ハ其罰則ニ從テ處斷ス

本條は前數條に規定したる全國一般に通用すべき違警罪の外各地方に於て其土地の情況と習慣風俗等に從ひ便宜上定めたる違警罪を犯したる者は又其規定したる罰則に依りて處分すべきものなるを規定したるものなり

刑法附則

刑法附則は刑法に附屬したる規則にして刑法中に規定したる刑罰の執行を爲すに就ての細目を定めたるものなり

第一章 主刑執行

本章は刑法第十二條以下に定めたる主刑處分を行ふに就ての細目を定めたるものなり

第一條 死刑ハ其執行ヲ爲ス裁判所ノ檢察官書記及ヒ典獄刑場ニ立會典獄ヨリ囚人ニ死刑ヲ執行ス可キコトヲ告示シタル後獄丁ヲシテ之ヲ執行セシム但其期限ハ午前十時前トス

死刑は人の生命を奪ふ刑罰にして一度之を行ふ時は最早取返すべからざるものなれば其取扱に至ても最も丁重にせざるべからざるが故に之を行ふ時は其管轄權を有する裁判所の檢事書記及び監獄署の典獄等其刑場に立會ひたる上典獄より囚人に死刑の執行に着手すべきことを告げ篤き承知をなさしめたる上に押丁をして其手

(附則 第一章 主刑執行)

三百五十二

續を行はしむ而して其死刑を爲すには必ず午前十時前にすべきものとす(刑法第十二條)

第二條 死刑ヲ行フ時ハ刑場ノ警戒ヲ嚴ニシ執行ニ關スル者ノ外刑場ニ入ルコトヲ許サス但立會官吏ノ許可ヲ得タル者ハ此限ニ在ラス

死刑を行ふ時は他より妨げ等の起らざる爲めに其刑場の取締りを嚴にし其執行に關係ある官吏の外は何人たりとも其刑場に入るを許さず但し立會官吏が特に之を許可したる者に至ては特別なるべし(刑法第十二條)

第三條 死刑ノ執行畢リタル時ハ書記其始末書ヲ作り立會ヲ爲シタル官吏ト共ニ署名捺印シ之ヲ裁判所ノ檢事局ニ納ム可シ死刑を終りたる時は立會の書記其始末の一切を書きて他の立會ひたる官吏と共に名を記し印を捺したる上其執行を確かに爲したる事を證する爲め其管轄裁判所の檢事局へ之を送るべきものとす(刑法第十二條)

第四條 左ニ記載シタル日ハ死刑ヲ行フコトヲ禁ス

元始祭

孝明天皇祭

紀元節

春季皇靈祭

仁孝天皇祭

神武天皇祭

六月大祓

秋季皇靈祭

神宮神嘗祭

天長節

後桃園天皇祭

新嘗祭

(附則 第一章 主刑執行)

三百五十三

光格天皇祭

十二月大祓

本條に記載したる日は國祭其他の祭日なれば遠慮して其執行を爲さざるなり(刑法第十四條)

第五條 死刑ノ宣告ヲ受ケタル婦女懷胎ト申スル者ハ醫師及ヒ穩婆ヲシテ之ヲ検査セシメ果シテ懷胎ナル時ハ檢察官ヨリ司法卿ニ上申シテ其執行ヲ停メ産後一百日ヲ經テ更ニ司法卿ノ命令ヲ受ケ決行スヘシ

懷胎の婦人は分娩後一百日の後までは死刑を行ふと能はざるは刑法第十五條の定むる所なるを以て死刑の言渡を受けたる婦女にして其懷胎なるを申立てたる時は醫師産婆をして之を診察せしめたる上其申立し通り懷胎なりし時は檢察官より司法大臣へ上申して其刑を行ふとを停め分娩の後一百日を過ぎ更らに司法大臣に上申し其言附に依りて之を行ふべきものなり(刑法第十五條)

第六條 死刑ノ遺骸ハ一定ノ場所ニ埋ム若シ親屬故舊請フ者アル時ハ典獄之ヲ許可シ下付スルコトヲ得

死刑を行ふたる者の死骸は定めたる場所に埋葬するを常とすれども親戚朋友等の其下渡を願出る者あれば典獄に於て之を許し下渡すを得るものなり(刑第十六條)

第七條 死刑ノ宣告ヲ受ケタル者執行ニ至ルマテ何時ニテモ典獄ノ許可ヲ得テ其親屬故舊ニ接見スルコトヲ得

囚人は假令親戚朋友等と雖も妾りに面會を爲すとを得ざるものなれども既に死刑の言渡しありて死刑すべきものと定まりたるより其刑を行ふ迄の間は人情として其名殘を惜ましむる等の爲め何時にても典獄の許を得て面會するを得るなり

第八條 死刑ヲ執行シタル時ハ犯人ノ屬籍氏名年齢職業住所及ヒ其罪狀刑名ヲ記載シテ左ノ各所ニ榜示公告ス可シ
刑ヲ宣告シタル裁判所ノ門前

犯罪ノ地

犯人住居ノ地

死刑は重大なる刑なるが故に其他人をして爲すべからざることを示すが爲めに刑場は之を見せしめざるも之を執行したる時は其囚人が行ふたる罪及其刑の名其犯人の籍の在る所姓名年齢職業住所等をも併せ記して其刑を言渡したる裁判所の門前囚人の罪を行ひたる場所及犯罪人の住居したる地へ張り出して衆人に之を知らしむるものなり

第九條 徒流ノ囚ヲ發遣スルハ裁判ヲ爲シタル地ノ監獄管理長

官ヨリ内務卿ニ上申シ其命令ヲ待テ發船ノ地ニ護送ス可シ

徒刑流刑の囚人は刑法第十七條第二十條に定めたる如く島地へ送るべき者なれば其裁判を爲したる地の監獄管理長より内務大臣へ上申したる上其命令あるを待て島地へ船の出る場所へ之を送るべきものなり(刑第十七條)

第十條 徒刑ノ囚ハ島地ニ於テ便宜ニ從ヒ獄外ノ役ニ服セシム

ルコトヲ得

凡て囚人の仕事に従事するは獄内にてすべきものなれども都合よき爲め徒刑の囚人は島地に於て獄外の仕事に従事せしむるとも得るなり(刑第十七條)

第十一條 流刑ノ囚幽閉中獄内ニ於テ自ラ工業ヲ爲サント請フ者ハ典獄之ヲ許ス可シ

流刑の囚人は只島地の獄中に押込め置き別に定役に服せしめざる者なれども自分より仕事を爲したしと望む者は典獄之を許して爲さしむるとを得るなり(刑第二十條)

第十二條 流刑ノ囚幽閉ヲ免ス可キ者アル時ハ典獄ヨリ内務司法兩卿ニ上申シ其許可ヲ受ク可シ

流刑の囚人は刑法第二十一條に依りて幽閉を免ぜらるべきとあるを以て苟くも志を悛めたる情ありて其幽閉を免すべき者ある時は典獄より司法大臣へ申立て其許しを受くべきものなり(刑第二十一條)

第十三條 徒刑ノ囚假出獄ヲ許サレタル者又ハ流刑ノ囚幽閉ヲ免セラレタル者家屬ヲ招キ同居スルヲ請フ時ハ之ヲ許スコト

ヲ得但其路費ハ自ラ之ヲ辨ス可シ

徒刑の囚人にして假出獄を許され流刑の囚人にして幽閉を免ぜられたる者は刑期間は島地に住居せざるべからざる者なれば其島地に於て家屬を招き同居せんを願出るときは之を許すとを得るなり然れども其家屬の來るべき旅費等は囚人自から之を出さざるべからざるなり(刑法第二十一條)

第十四條 流刑ノ囚幽閉ヲ免シ地ヲ限り住居セシムル者ハ監獄近傍ノ地ヲ限り典獄ノ監督ヲ受クシム若シ己ムコトヲ得サル事故アル時ハ典獄ニ請フテ限外ニ出ルコトヲ得

流刑の囚人幽閉を免じたる上或は地内を限りて住居せしむる者は監獄署の近傍の地を限りて典獄の之を監督するに便ならしむ然れども止むを得ざる事情ある時に限りては典獄の許しを得て其制限外の地に出て住居するを得るなり(刑法第二十一條)

第十五條 流刑ノ囚幽閉ヲ免セラレタル者再ヒ罪ヲ犯シタル時ハ本刑期限内ト雖モ島地ニ於テ直チニ其刑ヲ執行ス可シ

流刑の囚人の幽閉を免ぜられたる者再び罪を犯したるときは本刑期限の終らざる内と雖も直ちに刑を執行すべきものなり(刑法第二十一條)

第十六條 懲役重禁錮ノ囚ハ便宜ニ從ヒ獄外ノ役ニ服セシムルコトヲ得

定役は獄内に於てすべきものなれども都合に依りては懲役重禁錮の囚人は獄外の仕事を爲さしむるとをも得るなり(刑法第二十二條第二十四條)

第十七條 禁獄輕禁獄ノ囚獄内ニ於テ自ラ工業ヲ爲サント請フ者ハ典獄之ヲ許ス可シ

禁獄輕禁獄の如き定役に服せざる囚人にして自から好んで獄内に於て仕事を爲さんと願出るときは典獄の之を許して仕事を爲さしむるとを得るなり(刑法第二十三條第二十四條)

第十八條 服役限内更ニ罪ヲ犯シ再ヒ定役ニ服スル者後犯ノ刑期百日以内ハ工錢ヲ給與セス

百日以上定役に服する者は其工錢の幾分を與ふべきとは刑法第二十五條に定むる

如くなるも一の刑を受けて服役中更らに罪を犯して其後の刑も亦定役に服すべき時に百日以内の刑なる時は其間工錢を與へざるなり(刑第二十五條)

第十九條 囚人ニ給與スル工錢ノ額ヲ定メ之ヲ交付シ及ヒ領置スル方法ハ監獄ノ規則ニ從フ

囚人に工錢を與ふるに其金高割合を定め之を渡し及び之を領置する方法等は監獄署の定めたる規則に従ふものなり(刑第二十五條)

第二十條 罰金科料ノ宣告ヲ受ケ未タ納完セサル前ニ於テ犯人身死スル時ハ之ヲ徵收セス附加ノ罰金ニ於ル亦同シ

刑は其犯罪人の一身に止まるものなれば罰金科料等の財産刑を受けて未だ全く納め済にならざる前に犯罪人の死したる時は民事の如く之を其相續人に納めしむる等の事をなさず是は主刑の罰金のみならず附加刑の罰金に於ても亦同一なるなり(刑第二十七條第二十九條第四十二條)

第二章 監視

本條は監視に就ての執行手續の細目を定めたるものなり監視は前きにも述べたる

が如く必竟再犯を豫防するものなれば其犯罪人の平生の起居動作をも一々明細に觀察監督せざれば其目的を達し難きが故に従て其規定も亦詳かならざるを得ざるものなり

第二十一條 監視ハ主刑ノ終リタル後仍ホ將來ヲ檢束スル爲メ警察官吏ヲシテ犯人ノ行狀ヲ監視セシムル者トス

監視は主刑の終り出獄したる犯罪人に對し其行爲を監督し其監視中は出獄以後を檢束する爲めに警察官吏をして犯罪人の行狀を監督觀察せしむるものなり其詳かなるは宜しく刑法に述べたる所と相參照して見るべし(刑第三十四條第三十七條)

第二十二條 監視ニ付ス可キ者ハ豫メ其住所ヲ定メシメ主刑ノ終リタル時典獄ヨリ最近ノ警察署ニ護送シ其警察署ヨリ住居ノ地ノ警察署ニ送致シ監視ヲ執行セシム但主刑ノ期滿免除ヲ得タル者又ハ主刑ヲ免シ止テ監視ニ付スル者ハ其裁判所ノ檢察官ヨリ送致スヘシ

監視に付せらるるものは出獄の前に豫トめ其住居を定めしめ主刑の終りて獄を出つる時典獄より其犯罪人を先づ一番近き警察署に送り其警察署より其定めたる住居地の警察署に送りて執行せしむるものなり而して刑法第五十八條以下に依り期滿時効に依り主刑の免除を得たる者又は同第二百六條の如き主刑を免ト止た監視にのみ付する者は未だ入獄し居る者にあらざれば裁判所の檢察官より直ちに其住居地の警察署に送りて之が手續を執行せしむるものなり

第二十三條 犯人ヲ警察署ニ護送スル時ハ其監視ノ起算滿期ヲ記載シタル文書及ヒ刑名宣告書ノ謄本ヲ附ス可シ

犯罪人を警察署に送る時は其監視の期限を算へ出す日及其期限の滿つる日を記したる文書及其主刑の何たるを知る爲め言渡されたる宣告書の寫しを添ゆべきものなり

第二十四條 犯人ノ住居遠地ニ在テ一日程ヲ過クル者ハ典獄若クハ檢察官ヨリ先ツ最近ノ警察署ニ護送シ其警察署ヨリ住居ノ地ノ警察署ニ送致ス可シ

本條は明治十五年四十二號布告にて全く削り去られたれば今は空條なり

第二十五條 警察署ヨリ犯人ヲ住居ノ地ノ警察署ニ送致スル時ハ其里程ヲ計リ日數ヲ限定シテ旅券ヲ付與シ犯人到著ノ日直チニ之ヲ其地ノ警察署ニ差出サシム但途中事故アリテ淹滞シタル時ハ第三十一條ノ例ニ從フ可シ

犯人送致スル時ハ第二十三條ニ記載シタル書類ヲ其地ノ警察署ニ遞送ス可シ

警察署より犯罪人を本人住所地の警察署に送るには途中にて不都合等なからしめんが爲めに其道の里數を計り其著すべき日數を限りて旅行券を渡し犯罪人の先方へ到着したる時直ちに之を其警察署へ差出さしむ然れども其途中に於て病氣其他事故ありて滞在したる時は第三十一條に定めたる規則に依り其理由を其滞留地の警察署に申立て其證明書を受くべきものなり而して犯罪人を送るには矢張第二十三條に記載したる書類を其送る地の警察署へ送るべきものなり

第二十六條 犯人住居ノ地ノ警察署ニ於テハ監視ノ期間間遵守
ス可キ條件ヲ讀聞カセ監視ノ票ヲ下付ス可シ

犯罪人の監視を執行する警察署に於ては其監視期間中被監視人の守るべき事柄を
讀聞かせたる上監視票を渡すべきなり

第二十七條 監視ニ付セラレタル者ハ其期間間左ノ條件ヲ遵守
ス可シ

- 一 毎月二度所轄ノ警察署ニ到リ其謹慎ナルコトヲ表シ監視
ノ票ヲ出シ官吏ノ認印ヲ受ク可シ但疾病又ハ已ムコトヲ
得サル事故アリテ警察署ニ到ルコト能ハサル時ハ其事由
ヲ届出ツ可シ
- 二 酒宴遊興ノ席ニ會シ又ハ群集ノ場所ニ參會スルコトヲ許
サス
- 三 事故アリテ其住居ヲ轉移セントスル時ハ警察署ニ申請シ

許可ヲ受ク可シ

四 擅ニ他ノ地方ニ旅行スルコトヲ許サス若シ已ムコトヲ得
サル事故アル時ハ其事由ヲ警察署ニ具申シ許可ヲ受ク可
シ

本條は監視に付せられたる者其期限中は左の條件を守るべき事を定めたるなり

一 毎月二度警察署に出頭して其慎み居るを表はし監視票を出して官吏の其謹慎
を認めたる認印を受く可きものなり然し病氣又は其他に已むを得ざる事柄ありて
警察署に出頭するを能はざる時は其譚を届出つべきなり

二 酒盛或は遊興例へば懇親會の席又は遊廓等へ入込みて其席に列なり又は多人數
集會等の場所には出席するを得ざるなり然れども藝妓等の營業の爲めに其席に
出づるは參會といふにあらざれば敢て本項の規定を背きたるものにあらず

三 都合に依りて其住居を移さんとする者は警察署に届出て其許しを受くべきもの
なり

四 自分の勝手に他府縣へ旅行するを得ず若し事情已むを得ずして旅行せざるを得

ざる時は其事柄を警察署に申出で、其許るしを受くべきものなり

第二十八條 監視ノ期限間ハ警察官吏時宜ニ因リ其家宅ニ臨檢スルコトアル可シ

監視期限の中は何時にてモ警察官其監督の都合により被監視人の住宅へ出張して檢視するもあるべきなり

第二十九條 警察署ニ於テ住居ヲ轉スルコトヲ許可シタル時ハ其事由ヲ轉住ノ地ノ警察署ニ通知シ第二十三條ニ記載シタル書類ヲ遞送ス可シ

警察署に於て被監視人の他へ引移るを許したる時は其事柄を引移るべき地の警察署へ通知して且第二十三條に記したる書類を同トく送るべきものなり

第三十條 他ノ地方ニ旅行スルコトヲ許可シタル時ハ其里程ヲ計リ先方ノ地ニ滞留スル時日ヲ算シ往復日數ヲ限定シテ旅券ヲ付與ス可シ

犯人先方ノ地ニ到レハ其地ノ警察署ニ出テ旅券ヲ示シ官吏ノ認印ヲ受ケ限定ノ日數内ニ歸來リ直チニ旅券ヲ警察署ニ還納ス可シ

警察署に於て被監視人が他の地方へ旅行するを許したる時は其旅行の道の里數を計リ其旅行先きの地に逗留する日數を加へ往復の日數を定めて旅行券を渡すべし

犯罪人は先方へ到着したる時は其地の警察署へ出頭して其旅行券を差出し官吏の認め印を受けて其豫め限りたる日數に歸りて直ぐに其旅行券を警察署に還すべきものなり

第三十一條 旅行中天災又ハ疾病等ニ因リ臨時淹滞シタル時ハ事由ヲ其地ノ警察署ニ具申シ官吏ノ證書ヲ受ケ歸著ノ日旅券ニ添へ警察署ニ差出可シ

被監視人旅行中に避くべからざる天災即ち地震出水等の如き又は病氣等に依り逗留したる時は其譯を其地の警察署に申出で、官吏の證明書を受け歸りたる時旅行

券と共に警察署に差出すべきものなり

第三十二條 監視ニ付スル者住居ナク及ヒ引取人ナキ時ハ其期限間監獄中ノ別房ニ留置シ工業ヲ爲サシメ又ハ使役ニ供ス住居遠地ニ在テ歸著スル資力ナキ者亦同シ

監視に附すべき犯罪人にして住居なく又は引取人もなき時は其監視の期限中監獄署の別の處に留め置きて仕事を爲さしめ又は監獄内の使を爲さしむ其住所遠方の地にして歸るべき旅費等のなき場合にも又同様に取扱ふべきものなり

第三十三條 監獄中ノ別房ニ留置シタル者限内引取人ヲ得又ハ住居ノ地ニ歸著スル資力ヲ得タル時ハ其地ニ送致シテ殘期ノ監視ヲ執行セシム可シ

前條に依て監獄の別房に留め置きたる者其監視期限中に引取人を得又は遠方の地の者が其歸るべき旅費等を得たる時は其留置は止むを得ざるより出でたるもなれば直ちに其地へ送り届けて其別房留置の殘りの期限丈其監視を執行せしむるなり

第三十四條 刑期限内再ヒ罪ヲ犯シ初犯再犯共ニ監視ニ付ス可

キ時又ハ監視ノ期限間再ヒ罪ヲ犯シ更ニ監視ニ付ス可キ時ハ並ニ主罪滿限ノ後前後ノ期限ヲ通算シテ監視ヲ執行ス可シ

本條は刑期の期限内に再び罪を犯したる時の執行方法を定めたるものにして即ち初めの犯罪も後の犯罪も共に監視を附する時又は監視の期間ある中に再び罪を犯して更らに監視に附すべき時は何れも先づ主刑を行ふたる後に前の犯罪に就ての監視及後の犯罪に就ての監視を前後を加へ算へて監視を行ふべきものなり(刑第五十六條)

第三十五條 罰金ヲ禁錮ニ換ヘタル者監視ニ付ス可キ時ハ其禁錮ノ日數ヲ監視ノ期限ニ算入ス可シ

附加の罰金と監視とありて其罰金を納むると能はずして刑法第二十七條の規定に依り禁錮を以て罰金に換へたる時は其禁錮の日數は監視の日に算へ入れて別々に之を算ふるものにあらず

第三十六條 監視ニ付セラレタル者其規則ヲ謹守シ悛改ノ狀ア

ル時ハ警察官ヨリ其事實ヲ上申シ内務司法兩卿ノ命ヲ受ケテ
假ニ監視ヲ免スルコトヲ得

監視に附せられたる者能く其監視の規則を守り改心の様子ある者は警察官より其
事情の實際を内務司法兩大臣に上申して其許しを受け假りに監視の執行を免する
ことを得るなり(刑第四十一條)

第三十七條 假ニ監視ヲ免セラレタル者住居ヲ轉移スル時ハ第

二十七條第三及ヒ第二十九條ノ例ニ從フ可シ

前條に依り假りに監視を免るされたる者住居を引移りたる時は未だ全く監視を放
れたるに非らざれば第二十七條の第三項及第二十九條に依て相當の手續をなさ
るべからず(刑第四十一條)

第三章 假出獄及特別監視

本條は刑法第五十三條以下に定めたる假出獄及同第五十五條に定めたる特別監視
に就ての細き取扱手續を定めたるものなり

第三十八條 假出獄ヲ許ス可キ者アル時ハ典獄ヨリ其犯人ノ行

狀及ヒ刑名入獄ノ年月ヲ記載シ假ニ出獄ヲ許サレノコトヲ内
務司法兩卿ニ上申シテ許可ヲ受ク可シ

刑法第五十三條に適合して假出獄を許すべき者ある時は典獄より其犯罪人の行狀
及其受けたる刑の名又は獄に入りたる年月を記して假出獄を許されんとを内務司
法兩大臣に申立て、其許しを受くべきものなり(刑第五十三條)

第三十九條 假出獄ヲ許シタル時ハ典獄ヨリ其證票ヲ犯人ニ下
付ス可シ

假出獄を許したる時には典獄より其假出獄を許したる證票を犯罪人に下渡すべき
ものなり(刑第五十三條)

第四十條 假出獄證票ニハ左ノ條件ヲ記載ス可シ

- 一 本人ノ屬籍氏名年齢住所罪名刑名及ヒ處刑ノ年月日
- 二 殘期何年何月何日間假出獄ヲ許ス事
- 三 假出獄中ハ特別監視ニ付ス可キ事

四 假出獄中更ニ重輕罪ヲ犯シタル時ハ直チニ出獄ヲ停止シ
出獄中ノ日數ヲ刑期ニ算入セサル事

前條に依りて犯罪人に與ふる假出獄の證票には左の條件を記載すべきものとす
(刑第五十三條)

一 犯罪人の屬籍氏名年齢住所及何々の罪に依りて何々の刑に處せられたる事及其
處刑されたる年月日

二 以後に執行すべき刑期の残りたる期日何年何月何日の間假りに出獄を許す事
三 假出獄の中は特別の監視に附する事

四 假出獄の期限中に更らに重罪輕罪を犯したる時は直ぐ様其假出獄を停めて再び
入獄せしめ而して其許されて假りに出獄し居りたる日數は刑の期限中に數へ入れ
ざる事

第四十一條 重罪ノ刑ニ處セラレタル者假出獄中自ラ財産ヲ治
メ若ハ職業ヲ營マントスル時ハ警察署ニ申請シ許可ヲ受ク可
シ

重罪の刑に處せられたる者は其主刑の終る迄は自ら財産を治むるを禁ずるもの
なれども假出獄中職業を營み或は夫が爲め自から財産を治めんとする時は警察署
に願出て其許しを受くべし(刑第五十三條)

第四十二條 假出獄ヲ許ス可キ者ハ豫メ其住所ヲ定メシメ出獄
ノ日典獄ヨリ其證票ノ謄本ヲ添へ第二十二條ノ例ニ依り犯人
ヲ護送シ特別監視ヲ執行セシム可シ

假出獄を許す時は前以て其住居を定めしめ獄を出る日に典獄より其假出獄を許し
たる證票の寫しを添へ第二十二條の場合と同く犯罪人を警察署に送り届け特別
なる監視を執行せしむるなり(刑第五十三條)

第四十三條 特別監視ニ付スル者ハ第二十三條第二十四條第二
十五條第二十六條第二十九條第三十一條ノ例ヲ適用ス

特別監視に附せられたる者は通常監視と同く本則第二十三條第二十四條第二十
五條第二十六條第二十九條第三十一條の例に依り矢張り其規則を適用すべきもの
なり(刑第五十五條)

第四十四條 特別監視ニ付セラレタル者ハ其期限間左ノ條件ヲ遵守ス可シ

- 一 毎週間一度所轄ノ警察署ニ到リ其謹慎ナルコトヲ表シ監視ノ票ヲ出シ官吏ノ認印ヲ受ク可シ但疾病又ハ己ムコトヲ得サル事故アリテ警察署ニ到ルコト能ハサル時ハ其事由ヲ届出ツ可シ
 - 二 酒宴遊興ノ席ニ會シ又ハ群集ノ場所ニ參會スルコトヲ許サス
 - 三 事故アリテ住居ヲ轉移セントスル時ハ警察署ニ申請シ許可ヲ受ク可シ但他ノ府縣ニ轉移スルコトヲ許サス
 - 四 往復一日程ヲ過クル地ニ旅行スルコトヲ許サス
- 特別監視の通常の監視と異なる處は其取締の稍嚴重なるにありて即ち其期限の間は左の件々を守らざるべからず(刑第五十五條)

一 毎七日目に一度づゝ警察署に出頭して其謹慎を表する手續は第二十七條と異なるなく只通常監視は一ヶ月二度なるも特別監視は七日毎に一度づゝ出頭せざるべからず

二本項は第二十七條第二項と同ト

三本項は又第二十七條の三項と同ト然れども異なる所は本條の場合に於ては如何なる場合と雖も他の府縣に引移るゝを許さざるなり

四は第二十七條と稍異なるものにして即ち特別監視に附せられたる者は一日にて往き返りするも能はざる地には旅行するを得ざるなり

第四十五條 特別監視ノ期限間ハ警察官吏時宜ニ因リ其家宅ニ臨檢スルコトアル可シ

本條は第二十八條と同トきものなり(刑第五十五條)

第四十六條 假出獄ヲ許サレタル者刑期滿限ノ日ニ至レハ假出獄證票ヲ警察署ニ還納シ警察署ヨリ證票ヲ出シタル典獄ニ遞送ス可シ

主刑満期ノ後監視ニ付ス可キ犯人ナル時ハ警察署ニ於テ第二章ノ例ニ從テ處分ス可シ

假出獄を許されたる者其刑期満つる日に至れば假出獄の證票を警察署に返納し警察署よりは其證票を出したる典獄に送り返へすべきものなり(刑第五十五條) 假出獄の者主刑の期限が満ちたる後更らに監視に附す可き犯罪人なる時は警察署に於ては更らに第三章の手續に依て處分すべきものなり

第四十七條 假出獄ヲ許ス可キ者住所ナク及ヒ引取人ナキ時ハ第三十二條ニ從ヒ監獄中ノ別房ニ留置ス可シ

假出獄を許すべき囚人自己の住居なく又は其引取人もなき時は第三十二條に依り監獄署の別の處に留め置くべきものなり(刑第五十五條)

第四章 刑事裁判費用

本章は刑法第四十五條の徵償處分に關する裁判の費用に就ての細目を定めたるものなり

第四十八條 豫審公判ニ付キ呼出シタル證人醫師鑑定人通辯人

翻譯人ニ給與ス可キ日當旅費止宿料及ヒ第五十一條第五十二條ニ記載シタル者ヲ以テ刑事ノ裁判費用ト爲ス

本條は裁判費用とは如何なるものなるかを定めたるものにして即ち豫審及公判に就きて證人又は醫師鑑定人通辯人翻譯人等と呼出したる時之に與ふべき日當旅行の旅費及宿泊賃及び本則第五十一條第五十二條に記載したるものを以て刑事の裁判費用と稱するなり

第四十九條甲 證人ノ日當ハ出頭一度ニ付金貳拾錢乃至金五拾錢ノ範圍内ニ於テ豫審判事又ハ裁判所之ヲ定ム但止宿料ヲ給與スル場合ニ於テハ日當ヲ給與セス

本條の甲乙丙丁及第五十條とは明治二十八年二月改正されたるものにして即ち證人に與ふべき日當は其呼出に應じ出頭したる毎に金二十錢より金五十錢迄の内に豫審判事又は裁判所にて其金高を定むるなり然れども宿料を與ふる場合には別段日當を與へざるなり

第四十九條乙 醫師、鑑定人、通辯人、翻譯人ノ日當ハ出頭一度

ニ付キ金三十錢乃至金五圓ノ範圍内ニ於テ豫審判事又ハ裁判所之ヲ定ム

醫師、鑑定人、通辯人、翻譯人、等の日當は證人等と異なり各技術を有する者なるが故に其日當も亦三十錢以上五圓以下の内に於て豫審判事又ハ裁判所に於て其金高を定むるものなり

第四十九條丙

證人、醫師、鑑定人、通辯人、翻譯人ノ旅費ハ海陸路滿一里ニ付金五錢乃至金十錢ノ範圍内ニ於テ豫審判事又ハ裁判所之ヲ定ム但通路兩線以上アル時ハ最近ノ通路ヲ以テ旅費ヲ算定ス

證人、醫師、鑑定人、通辯人、翻譯人等の呼出に應じて出頭する所の旅費は海路も陸路も滿一里毎に金五錢以上十錢迄の内にて豫審判事又ハ裁判所に於て之を定む而して其通行すべき道が幾筋もありて其里數を異にする時は其一番近きもの、里數に依て其旅費の高を定むるなり

第四十九條丁

證人、醫師、鑑定人、通辯人、翻譯人ノ止宿料ハ一日ニ付金二十錢乃至金五十錢ノ範圍内ニ於テ豫審判事又ハ裁判所之ヲ定ム但滿八里以上ノ地ヨリ來リ滞在スル時ニ非レハ之ヲ給與セス

證人、醫師、鑑定人、通辯人、翻譯人の宿泊料は一日に就き金二十錢より五十錢迄の内にて豫審判事又ハ裁判所が適宜に其高を定むるなり然し滿八里以上の地より來りて逗留する者にあらざれば此宿泊料を與へざるなり

第五十條

證人、醫師、鑑定人、通辯人、翻譯人ノ日當旅費及止宿料ハ豫審ニ於テハ其終結前公判ニ於テハ其判決前ニ本人ヨリ請求スルニ非サレハ之ヲ給與セス

證人、醫師、鑑定人、通辯人、翻譯人の日當旅費及宿泊料等は豫審に於ては其豫審の終る前公判に於ては其判決前に本人即ち證人醫師其他本條に記したる者より其給與を請ふにあらざれば之を與へざるものとす

第五十一條 證人日稼ヲ以テ生業トスル者治罪法第百九十條ニ